

秋田学・白神学総合成果報告書

(平成22年4月～平成26年9月)

平成27年1月

秋田大学教育文化学部
秋田学・白神学研究運営委員会

目 次

はじめに	1
教育・研究プロジェクト 秋田学・白神学について	3
秋田学・白神学に関する研究業績（平成22年度～平成25年度）	4
秋田学・白神学に関する教育業績（平成22年度～平成25年度）	25
秋田大学教育文化学部卒業論文及び修士論文テーマ公募事業	
採択テーマ一覧（平成22年度～平成25年度）	38
成果報告会実施要項（平成23年度～平成25年度）	43
秋田学・白神学関連指教員別学部卒業者の卒業研究題目一覧	47
大学院学位論文題目一覧	50
秋田学・白神学調査研究旅費申請成果報告書（平成25年度）	51
「秋田県における民俗芸能の伝承」教育文化学部 桂 博章	56
「江戸時代初期、秋田の耕地状況」教育文化学部 渡辺 英夫	134
あとがき	135

はじめに

秋田大学教育文化学部長
武田 篤

秋田大学教育文化学部では、平成20年度に「秋田学・白神学研究会」を発足させ、これまで秋田の自然・風土・文化・歴史などについて、学内外と連携しながら研究し、その成果を地域に還元してきました。その一例として、平成23年度には、「秋田学・白神学の知を社会に還元するための教育・研究拠点の構築」をテーマに、白神地域を中心に、文理協働的アプローチによる調査・研究を行い、その成果を「平成23年度秋田学・白神学研究報告」として地域に発信し、好評を博してきました。

地域を総合的に理解し、支援していくためには、特定領域の狭い分野の研究だけでは成果を得ることはできません。そこでは、文系、理系、さらに芸術系を含んだ学際的な方法や文理協働的アプローチを駆使することによって、はじめて地域や社会が直面する難題の解決に取り組むことができます。わが教育文化学部には、人文・社会科学から自然科学にまで及ぶ幅広い学問分野にわたる研究者が集っています。その数は、100名を超えます。本学部の強みは、この幅広い様々な専門分野を網羅する「知の多様性」にあります。実際、秋田学・白神学の研究活動に参加した本学部の教員の専門分野の一部をみても、社会学、社会科教育学、音楽、方言学、民俗学、気象学、冰雪学、植物分類学、植物生態学、情報科学、水文学、歴史学、地質学、火山学など、実に多彩であります。また、研究対象の一部をあげると、アケビ油、ジオパーク、地衣類による環境モニタリング、風穴、社会科授業「秋田のハタハタ漁」、秋田の作曲家、秋田の民謡、地域文化調査、天文教育「白神の星」プロジェクト、中山間地域における高齢者世帯、湧水の涵養年代、古代史、近代における秋田の看護要員養成史、巨大噴火と古代遺跡、秋田の祭りなどがあり、多様な広がりをもって研究が展開されてきていることがわかります。

今年度、教育文化学部は改組し、新しい学部生まれ変わりました。教員養成を行う「学校教育課程」はそのままですが、いわゆる新課程といわれる「地域科学課程」、「国際言語文化課程」、そして「人間環境課程」の3課程は、新たに「地域文化学科」に再編、統合されました。地域文化学科では幅広い視点から地域の課題解決に取り組み、活躍する人材の養成をめざします。これまでの秋田学・白神学の地域学研究は、今回一つのピリオドをうちますが、ここで培った実績と財産は、新たに誕生した地域文化学科の発展にも大きく貢献すると期待されます。本報告書を新たなステージへの飛躍となる証としてご一読くだされば幸いです。

平成27年1月

はじめに

理事（教育・学生・入試担当）前教育文化学部長
四反田 素 幸

地方の名を冠した地域学は、近頃では地域起こしの装置の一つのように捉えられ、各地で注目を浴びるようになってきています。地域学の多くは地方大学と地方自治体とが連携しながら活動が展開されているようですが、本学部の「秋田学」も、資料によれば平成19年の秋田県による委託研究からスタートしたとのこと。他県における地域学と同様、これまで秋田の歴史や自然、文化、産業などを見つめ直し、秋田の魅力や可能性を探る学問的な取り組みを行って参りました。地域の人々の生活様式は、言うまでもなく住んでいる地域の地形や気象と密接な関係があります。その自然環境の中で独特の食文化が生まれたり、固有の伝統文化が花開いたりするのですが、地域学の面白さは、それらの背後にある様々な関係性が明らかになっていくストーリーにあるのではないかと思います。

秋田大学教育文化学部は教育科学の他にも社会科学や人文科学、自然科学の分野を包含した学際的学部であり、様々な学問分野の専門家集団で構成されています。ですから研究対象とする地域に対して様々な角度や視点からアプローチすることが可能です。先に述べた背後の関係性を解き明かすには持って来いの陣容であると言えるでしょう。昨今、国立大学の機能強化が強く叫ばれ、各大学の有する強みや特色、社会的役割の明確化が求められるようになりましたが、グローバル化に対応した人材養成の一方で、人口減少や経済の衰退に悩む地域社会を支えて行く人材の養成も強く求められています。本学部の持つ学際性は他ならぬ強みであり、その特色を活かして教育や研究の成果を地域に還元していくことは、即ち本学部の社会的使命を果たすことになると言えるでしょう。私は地域学を深化・発展させることは地域のイノベーション創出 新たな価値の創造による社会変化 に繋がると信じています。

平成27年1月

教育・研究プロジェクト

秋田学・白神学について

■秋田には、様々な文化的・地域的価値を持ったものがあります。その中には、きっと、私たち自身がその価値に十分にまだ気づいていないものもあります。そのようなものを見いだすためには、秋田県の自然や文化を、学術的に多角的にそして地域的に捉え直す必要があります。すなわち、秋田県各地における地域生活の知恵を学術的に相対化・客観視し、その良き英知を蓄積・明瞭化して継承することを考えるのです。全国標準・世界標準の見識と視野を参考に、秋田らしさ、その土地らしさを重視した地域学の創造です。最終目標は大きさに言えば「秋田型地域生活モデル」の提唱です。

■教育文化学部では、8年以上にわたって、各教員有志の努力と自主的な研究連絡組織の活動により、「秋田学・白神学」と総称されるような地域学研究を進めてきました。地域を総合的に理解するためには、狭い専門分野の研究蓄積だけでは不足で、様々な専門分野の研究者の連携協力と情報交換が欠かせません。教育文化学部にはそのような多彩な研究者が揃っています。

■これまで「秋田学・白神学」に携わった研究分野は、社会学、歴史学、民俗学、日本語学・方言学、社会科教育学、音楽、気候・気象学、天文学、地質学、水文学、植物学、生態学、栄養学、生活科学、情報科学などです。研究対象あるいは活動課題はたとえば、中山間地域における高齢者社会、古代の秋田、秋田の祭り、地域振興・文化調査、秋田のことは、秋田の民謡・音楽教育、天文教育「白神の星」プロジェクト、巨大噴火と古代遺跡、ジオパーク、火山地域の湧水・地下水、地衣類による環境評価、アケビ油の商品化、秋田大学版いぶりがっこ「いぶりがばでい」製造など、実に多様です。また、白神山地の麓の八峰町には、元小学校舎の一部を借り受けた研究・学習拠点もあります。



秋田駒ヶ岳での実習風景

■「秋田学・白神学」が貢献しようとするのは、たとえば次のような地域生活です。①自然と伝統を生かし、最小限のエネルギーと資源・金銭で実現する、持続的文化的な地域生活。②高齢社会に対応し、若人・幼年者を大切に、必要な知恵と環境を次世代に継承する地域生活。いずれも従来の都市型消費生活とは異なり、地域と生活の持続性を重視し、実践的生活観・価値観の変革を伴っています。

■今後はさらに広い専門分野の教員が組織的に参加・連携できるよう、そして何よりも現場で地域住民の方々からより多くを学ばせていただけるよう、研究環境を整備して「秋田学・白神学」の多様性を保つとともに、一層の実体化を図ります。また、秋田大学地域創生センター（地域創生課）と北秋田・男鹿・横手分校、あるいは県内地方自治体とも連絡をとりつつ、各教員・学生の研究が充実するような場作りを心がけていきます。その結果としての研究成果は、各教員の研究業績になると同時に、教育文化学部の新しい学校教育課程および地域文化学科の「地域学」関連授業に確実に反映されるでしょう。

(秋田学・白神学研究運営委員会)



鳥海山・獅子ヶ鼻湿原

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

	報告者：外池 智
1) 著作者名と単著・共著の別：外池智（単著）	
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 社会科教員養成における地域の教育資源を活用した授業構成演習—秋田大学教育文化学部社会科教育研究室の取り組みを事例として— / 論説	
3) 発表（刊行）年月 2010（平成22）年9月	
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 日本社会科教育学会編『社会科教育研究』第110号、（日本社会科教育学会）	
5) 頁数等 57-68頁	
6) 対象地域（市町村等） にかほ市象潟の蛸満寺・九十九島	
7) 概要 本稿では、社会科教員養成における身近な地域の教育資源を活用した授業構成演習について、秋田大学教育文化学部社会科教育研究室の取り組みを事例として、身近な地域へのフィールドワークと連関した授業構成演習の試みについて検討した。	

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

	報告者：長沼誠子
1) 著作者名と単著・共著の別 日本調理科学会『次世代に伝え継ぐ日本の家庭料理』委員会（共著）	
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 と平成24～25年度『次世代に伝え継ぐ日本の家庭料理』聞き書き調査報告 秋田県／報告書	
3) 発表（刊行）年月 2014年6月	
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 一般社団法人日本調理科学会	
5) 頁数等 pp.81-97 全507頁	
6) 対象地域（市町村等） 秋田県8地域（鹿角・北秋田・山本・秋田・由利・仙北・平鹿・雄勝）	
7) 概要 日本調理科学会特別研究『次世代に伝え継ぐ日本の家庭料理』の一環として、秋田県8地域において、地域の食材を中心とした日常食または行事食など、1960～1970年頃までに定着した郷土料理について、聞き書き調査を実施した。各地域の暮らしと食生活の特徴を明らかにし、次世代に伝え継ぎたい家庭料理を析出・記録したものである。報告者は北秋田市の調査を担当した。	

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：長沼誠子	
1) 著作者名と単著・共著の別 長沼誠子（単著）	
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 「秋田大学オフィシャルいぶりがっこ製造プロジェクト」「いぶりばでい」製作活動報告集／報告書	
3) 発表（刊行）年月 2014年3月	
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 秋田大学教育文化学部 食生活研究室	
5) 頁数等 全80頁	
6) 対象地域（市町村等） 秋田県横手市	
7) 概要 平成25年度秋田大学地域志向教育研究費「“いぶりばでい”製作活動報告集の作成とその教材化」の採択を受けて作成した。活動の概要、「いぶりばでい」製作活動に係る成果発表会の発表原稿3件、「いぶりばでい」に関する卒業研究発表要旨5編及び出版物所収のプロジェクト関連記事3編を、編集・収載した教材資料である。	

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：佐々木 信子	
1) 著作者名と単著・共著の別： 佐々木信子・単著	
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 秋田県における伝統的な食文化の実態と食教育 —1996年と2010年の食生活実態調査から— 論文	
3) 発表（刊行）年月 2014年5月	
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 『東北家庭科教育研究』（日本家庭科教育学会東北地区会）	
5) 頁数等 7頁	
6) 対象地域（市町村等） 秋田県	
7) 概要 秋田県の伝統的な食文化の実態を明らかにするため、1996年と2010年に県内の調理主体者を対象に食生活の実態を調査した。その結果、郷土食の手作り状況には地域差や経年による変化が認められ、秋田県の食文化の傾向を把握することができた。これらの数量的なデータから食文化マップを作成し教材として活用することは、中学校・高等学校の家庭科教育において生徒の興味・関心を高め、地域の食文化を学ぶことの意義を理解させることにつながるものと思われる。	

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：斎藤 洋

1) 著作者名と単著・共著の別： 斎藤 洋（独奏）
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 秋田の作曲家たち—先人の音の遺産を辿る 第1回
3) 発表（刊行）年月 2010年9月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 仙北市平福記念美術館
5) 頁数等
6) 対象地域（市町村等） 秋田県
7) 概要 秋田県出身の作曲家、小松耕輔、成田為三らの作品を取り上げたコンサート。斎藤の担当した曲目は、小松耕輔作曲「ソナタ」。

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：斎藤 洋

1) 著作者名と単著・共著の別： 斎藤 洋（独奏、共演）
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 秋田の作曲家たち—先人の音の遺産を辿る 第2回
3) 発表（刊行）年月 2010年10月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 仙北市平福記念美術館
5) 頁数等
6) 対象地域（市町村等） 秋田県
7) 概要 秋田県出身の作曲家、石田一郎、深井史郎、成田為三らの作品を取り上げたコンサート。斎藤の担当した曲目は、石田一郎作曲「子守唄」「黄昏のりんご畑」「遠い祭り」（以上、ピアノ曲）、深井史郎作曲「出舟」（歌曲）ほか。共演は、小野真弓（ソプラノ）、爲我井壽一（テノール）、佐々木あかね（フルート）。

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：斎藤 洋

1) 著作者名と単著・共著の別： 斎藤 洋（独奏、共演）
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 秋大・憩いのコンサート 第1回「成田為三の世界」
3) 発表（刊行）年月 2010年10月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 秋田大学インフォメーションセンター
5) 頁数等
6) 対象地域（市町村等） 秋田県
7) 概要 明治から昭和にかけて活躍した米内沢（現・北秋田市）出身の作曲家、成田為三のピアノ曲と歌曲を演奏した。曲目は「メヌエット」「さくら変奏曲」（以上、ピアノ曲）、「浜辺の歌」「安房にて」「望郷の歌」「木の洞」「秋田県民歌」（以上歌曲）。共演は爲我井壽一（テノール）。

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：斎藤 洋

1) 著作者名と単著・共著の別： 斎藤 洋（独奏、共演）
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 第5回 浜辺の歌音楽祭
3) 発表（刊行）年月 2010年11月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 北秋田市文化会館
5) 頁数等
6) 対象地域（市町村等） 北秋田市
7) 概要 北秋田市米内沢出身の作曲家、成田為三の功績を讃えた音楽祭。斎藤の担当した曲目は、成田為三作曲「浜辺の歌変奏曲」（ピアノ曲）、同「安房にて」「望郷の歌」「木の洞」（以上、歌曲）。共演は、爲我井壽一（テノール）。

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：斎藤 洋

1) 著作者名と単著・共著の別： 斎藤 洋（独奏）
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 秋田の作曲家たち—先人の音の遺産を辿る 第3回
3) 発表（刊行）年月 2010年11月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 秋田大学インフォメーションセンター
5) 頁数等
6) 対象地域（市町村等）
7) 概要 秋田県出身の作曲家の作品を取り上げたコンサート。斎藤の担当した曲目は、成田為三作曲「浜辺の歌変奏曲」。

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：斎藤 洋

1) 著作者名と単著・共著の別： 斎藤 洋（独奏、共演）
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 秋田が生んだ音、音楽—先人の音の遺産を辿る（CD及びDVD）
3) 発表（刊行）年月 2011年9月録音
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 秋田大学60周年記念ホール（非売品）
5) 頁数等
6) 対象地域（市町村等） 秋田県
7) 概要 秋田県出身の作曲家の作品を集めた CD 及び DVD。斎藤の担当した曲目は、石田一郎作曲「黄昏の林檎畑」「遠い祭り」（以上、ピアノ曲）、小田島樹人「子どものアベマリア」「桔梗」（以上、歌曲）ほか。共演は、菅原久美子、小野真弓（以上、ソプラノ）、爲我井壽一（テノール）、小野安弘（フルート）。県内の各施設、学校などに配布された。

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：斎藤 洋

1) 著作者名と単著・共著の別： 斎藤 洋（独奏、共演）
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 第20回 ひがしゆり音楽祭
3) 発表（刊行）年月 2012年10月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 東由利中学校体育館
5) 頁数等
6) 対象地域（市町村等） 由利本荘市
7) 概要 日本における初期の西洋音楽に貢献した旧・東由利町（現・由利本荘市）の作曲家、小松耕輔ら小松音楽四兄弟の功績を讃えた音楽祭への特別出演。曲目は小松耕輔作曲「ソナタ」（ピアノ曲）、同「泊り船」「母」「砂丘の丘」（以上、歌曲）。共演は、爲我井壽一（テノール）。

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：斎藤 洋

1) 著作者名と単著・共著の別： 斎藤 洋（独奏）
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 斎藤洋ピアノリサイタル「秋田のピアノ曲」
3) 発表（刊行）年月 2012年10月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 アトリオン音楽ホール
5) 頁数等
6) 対象地域（市町村等） 秋田県
7) 概要 明治から昭和にかけて活躍した秋田県出身の作曲家、小松耕輔、成田為三、石田一郎のピアノ曲を演奏した。曲目は、「月を仰ぎ」「さくら変奏曲」「浜辺の歌変奏曲」（以上、成田為三作曲）、「ソナタ」（小松耕輔作曲）、「黄昏の林檎畑」「遠い祭り」「北国」より（以上、石田一郎作曲）。平成24年度秋田市文化振興助成事業。

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：斎藤 洋

1) 著作者名と単著・共著の別： 斎藤 洋（独奏）
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 倉田政嗣生誕120周年記念コンサート
3) 発表（刊行）年月 2014年9月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 大仙市中仙市民会館ドンパル
5) 頁数等
6) 対象地域（市町村等） 大仙市太田町
7) 概要 旧大仙市太田町出身の倉田政嗣（「秋田県民歌」の作詞者）を記念したコンサートへの招待演奏。「秋田県民歌」の作曲者、成田為三の「浜辺の歌変奏曲」を演奏した。

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：爲我井 壽一

1) 著作者名と単著・共著の別：爲我井壽一（単）
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 秋田の作曲家たち—先人の音の遺産を巡る / 演奏
3) 発表（刊行）年月：2010年09月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 秋田の作曲家たち—先人の音の遺産を巡るコンサート
5) 頁数等
6) 対象地域（市町村等） 仙北市角館町
7) 概要 秋田出身作曲家の歌曲作品の音楽演奏を仙北市角館町の平福美術館で行った。演奏曲：小松耕輔作曲「母」「泊り船」成田為三作曲「秋田県民歌」斎藤佳三作曲「ふるさと」。平福美術館にあるピアノは地元の名産品である樺細工が施されたものである。そのピアノ伴奏と館内の美術作品が置かれた館内でのコンサートは、普段の演奏会場でのものとは異なった趣のある雰囲気醸し出していた。

[研究業績] (秋田学, 白神学に関連する業績) <平成 22 年 4 月～平成 26 年 9 月>

報告者：爲我井 壽一	
1) 著作者名と単著・共著の別：爲我井壽一（単）	
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 成田為三の歌曲 / 演奏	
3) 発表（刊行）年月：2010 年 11 月	
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 《秋田の作曲家たち—先人の音の遺産を辿る》 コンサート	
5) 頁数等	
6) 対象地域（市町村等） 仙北市角館町	
7) 概要 成田為三は本学の師範学校時代の卒業生であり、歌曲「浜辺の歌」や童謡「カナリヤ」が有名である。コンサートでは歌詞の情景や主人公の内面的な心理描写を音楽表現した「安房にて」「望郷の歌」「木の洞」を歌った。厳しい環境に生きる人間の人生を表現したようなこれらの音楽は、明るく華やかな一度聞けば分かるような明快ものではないが、秋田の気候風土や秋田県人の気質を連想させるような独特の暗さや雰囲気を持った作品である。	

[研究業績] (秋田学, 白神学に関連する業績) <平成 22 年 4 月～平成 26 年 9 月>

報告者：爲我井 壽一	
1) 著作者名と単著・共著の別：爲我井壽一（単）	
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 成田為三の歌曲 / 演奏	
3) 発表（刊行）年月：2010 年 11 月	
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 浜辺の歌音楽祭	
5) 頁数等	
6) 対象地域（市町村等） 北秋田市	
7) 概要 秋田出身作曲家、成田為三を記念して彼の出身地である北秋田市で毎年「浜辺の歌音楽祭」が開催されている。成田為三は本学の師範学校時代の卒業生であり、歌曲「浜辺の歌」や童謡「カナリヤ」が有名である。演奏会ではあまり知られていないが、歌詞の情景や主人公の内面的な心理描写を音楽表現した歌曲 3 曲「安房にて」「望郷の歌」「木の洞」を歌った。厳しい環境に生きる人間の人生を表現したようなこれらの音楽は、明るく華やかな一度聞けば分かるような明快ものではないが、秋田の気候風土や秋田県人の気質を連想させるような独特の暗さや雰囲気を持った作品である。	

〔研究業績〕（秋田学、白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：爲我井壽一

1) 著作者名と単著・共著の別：単
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 小松耕輔の歌曲演奏 / 声楽演奏
3) 発表（刊行）年月 2012年10月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 ひがしゆり音楽祭
5) 頁数等
6) 対象地域（市町村等） 由利本荘市
7) 概要 小松耕輔の出身地での音楽祭に参加して声楽演奏を行った。「母」「泊り船」「砂丘の上」等を歌った。

〔研究業績〕（秋田学、白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：爲我井壽一

1) 著作者名と単著・共著の別：単
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 秋田大学公開講座「声楽講座」－秋田の歌曲を歌う－
3) 発表（刊行）年月 2011年11月～12月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 秋田大学公開講座「声楽講座」－秋田の歌曲を歌う－
5) 頁数等
6) 対象地域（市町村等） 秋田市
7) 概要 平成23年度秋田大学公開講座「声楽講座」において、秋田出身の作曲家の歌曲作品を取り上げた「声楽講座」を開催した。成田為三や小松耕輔の作品は演奏されることもあるが、その他の作曲家の作品はあまり歌われる機会はない。公開講座では、発声法と後藤惣一郎「から松」、斎藤佳三「ふるさとの」、石田一郎「山なみとおく」、平岡均之「若葉」等の歌唱法について指導・講義を行い、レクチャーコンサートも行った。

[研究業績] (秋田学, 白神学に関連する業績) <平成 22 年 4 月～平成 26 年 9 月>

報告者：長瀬達也	
1) 著作者名と単著・共著の別： 長瀬達也 (単著)	
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 秋田県自由画教育の研究(6)－「全県図画研究会」の詳細－／論説	
3) 発表(刊行)年月 2011年3月	
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 『美術教育学』第32号(美術科教育学会)	
5) 頁数等 pp. 325-339	
6) 対象地域(市町村等) 秋田県	
7) 概要 本論では大正12年(1923)10月開催の「全県図画研究会」の詳細を主に当時の秋田県の地方紙3紙を分析して探った。「研究発表」が多様な方向性を見せていたことや、松岡正雄と白浜徹の講演があったことなどから、当時の秋田県図画教育が、「全県図画研究会」の開催によって、自由画にとどまらない研究や実践に向かう下地を形成することができたことなどを確認した。	

[研究業績] (秋田学, 白神学に関連する業績) <平成 22 年 4 月～平成 26 年 9 月>

報告者：長瀬達也	
1) 著作者名と単著・共著の別： 長瀬達也 (単著)	
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 秋田県自由画教育の研究(7)－「全県図画研究会」における秋田県自由画教育の状況－	
3) 発表(刊行)年月 2012年3月	
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 『美術教育学』第33号(美術科教育学会)	
5) 頁数等 pp. 329-341	
6) 対象地域(市町村等) 秋田県	
7) 概要 本論では大正12年(1923)10月開催の「全県図画研究会」について、秋田県の地方紙が掲載した記事で小学校教員などが書いたものを主に分析して、当時の秋田県における自由画教育の状況を探っている。当時は「写生的な外部客観的立場」や「内部的主観的立場の表現」など多様な表現が見られたが、「一定の型」の発生などの問題点があった。そして、一般の教員にも実践が可能な「自由画方法」の開発や確立には、至らなかったことなどを確認した。	

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：長瀬達也

1) 著作者名と単著・共著の別： 長瀬達也（単著）
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 秋田県自由画教育の研究(8)－「全県図画研究会」以降から山本県来県まで－
3) 発表（刊行）年月 2013年3月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 『美術教育学』第34号（美術科教育学会）
5) 頁数等 pp. 367-379
6) 対象地域（市町村等） 秋田県
7) 概要 本論では大正12年開催「全県図画研究会」以降から昭和3年の山本県来県までの秋田県図画教育に関することを、当時の地方紙などによって調査している。当時は秋田県女子師範学校附属小学校などで継続的に展覧会が開催され、版画教育の実践も始まり、図画教育のために小学校教員が絵の実技練習を行う「六葉会」が活動していた。以上から秋田県図画教育には一定の成果や進展があったことを確認した。

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：長瀬達也

1) 著作者名と単著・共著の別： 長瀬達也（単著）
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 秋田県自由画教育の研究(9)－「全県小学校児童作品展覧会」と山本県来県－
3) 発表（刊行）年月 2014年3月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 『美術教育学』第35号（美術科教育学会）
5) 頁数等 pp. 353-367
6) 対象地域（市町村等） 秋田県
7) 概要 本論は昭和3年4月29日から秋田県で開催され、山本県や後藤福次郎が審査員及び講演会講師として来県した「全県小学校児童作品展覧会」について調査、分析した。山本たちの視点からは秋田県図画教育にデッサン教育の不足などの課題があったことや、山本たちの来県は秋田県の図画教育や自由画教育が次段階へ進展するための刺激になったことなどを確認した。

[研究業績] (秋田学, 白神学に関連する業績) <平成 22 年 4 月～平成 26 年 9 月>

報告者: 石井照久

1) 著作者名と単著・共著の別: 石井照久・菅原麻有 (共著)
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 秋田県における市町村のシンボル生物の変遷とその教育利用 / 論説
3) 発表 (刊行) 年月 2010 年 5 月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要 第 32 号
5) 頁数等 pp. 125-133
6) 対象地域 (市町村等) 秋田県全県
7) 概要 秋田県における新旧市町村のシンボル生物 (市町村の花、木、鳥、魚、虫など) の合併時の変遷を調べた。また、それらのシンボル生物が教育の現場であまり利用されていない実態をアンケート調査によって明らかにした。さらに、ふるさと教育の観点と地域活性の観点からシンボル生物の利活用を論じている。

[研究業績] (秋田学, 白神学に関連する業績) <平成 22 年 4 月～平成 26 年 9 月>

報告者: 石井照久

1) 著作者名と単著・共著の別: 石井照久・立花希一・望月一枝 (共著)
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 教養基礎教育科目「総合ゼミ・講座 E・文化にみられる性」の 3 年間の実践報告 / 論説
3) 発表 (刊行) 年月 2010 年 6 月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 秋田大学教養基礎教育研究年報 第 12 号
5) 頁数等 pp. 1-27
6) 対象地域 (市町村等) 秋田市周辺
7) 概要 大学の授業実践の報告であるが、学生自身が、秋田大学を含む秋田市周辺の「性」にまつわるさまざまな事象を明らかにした報告である。その内容は、秋田大学生における性差意識に関すること、秋田大学周辺の土壌動物の性に関すること、秋田市周辺の生活空間にみられるジェンダーのこと、秋田県の自殺と性差に関すること、などである。

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：石井照久

1) 著作者名と単著・共著の別： 石井照久・川邊聡子・今野大樹・松本勇紀・目黒耕平・立花希一・望月一枝（共著）
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 ジェンダーからみたマンガ―秋大生の視点から―／論説
3) 発表（刊行）年月 2011年3月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 秋田大学教養基礎教育研究年報 第13号
5) 頁数等 pp. 1-12
6) 対象地域（市町村等） 秋田市
7) 概要 秋田市にある秋田大学生がどのようにマンガに接しているのかをアンケート調査によって明らかにした報告である。アンケート調査により、男子学生は少女マンガをほとんど読まないが、女子学生のほとんどが少年マンガを読む、というマンガ文化に接する際にジェンダーが存在することが明らかとなった。

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：石井照久

1) 著作者名と単著・共著の別： 石井照久（単著）
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 小学校理科単元「動物の誕生」における実践例と考察／論説
3) 発表（刊行）年月 2011年5月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要 第33号
5) 頁数等 pp. 155-165
6) 対象地域（市町村等） 秋田県全県
7) 概要 小学校理科の第5学年の学習内容である「動物の誕生」単元を、秋田県内の8つの小学校において平成18年から平成23年にかけて出前授業を行った報告である。出前授業は生き物の実物を用いて行っており、実物をとおして、県内の児童の興味関心が引き出され、効果的な学習へつながったことが述べられている。

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：石井照久

1) 著作者名と単著・共著の別： 石井照久（単著）
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 教養基礎教育科目「総合ゼミ」5年間の軌跡／論説
3) 発表（刊行）年月 2013年3月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 秋田大学教養基礎教育研究年報 第15号
5) 頁数等 pp. 29-38
6) 対象地域（市町村等） 秋田県全県
7) 概要 秋田大学教育文化学部の基礎教育科目である「総合ゼミ」の5年間の実践報告である。この授業は学生が主体的にフィールド調査を行い、秋田県内のさまざまな事象を明らかにする内容であり、授業によってあらたな知見が多く得られている。

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：石井照久

1) 著作者名と単著・共著の別： 石井照久（単著）
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 中学校理科の生物分野への出前授業と考察／論説
3) 発表（刊行）年月 2013年3月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 秋田大学教育文化学部研究紀要教育科学第68集
5) 頁数等 pp. 41-50
6) 対象地域（市町村等） 秋田県全県
7) 概要 平成18年から平成24年にかけて秋田県内の5つの中学校へ延べ13回、中学校理科のおもに第二分野の出前授業を行った報告である。出前授業の内容は、川の生物観察会、海洋生態について、環境問題について、などであり、秋田県内の自然環境を授業で解説した。また、これらの出前授業の活動は、大学の知的財産を地域に還元している意味も含んでいる。

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：石井照久

1) 著作者名と単著・共著の別： 石井照久（単著）
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 教養基礎教育科目「地域学基礎＜あきたの食＞講座」に関する一考察／論説
3) 発表（刊行）年月 2014年3月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 秋田大学教養基礎教育研究年報 第16号
5) 頁数等 pp. 35-43
6) 対象地域（市町村等） 秋田県全県
7) 概要 秋田県全域にみられる食文化について論じている。あきたのローカルフード、新ローカルフード、ローカルフードにまつわる文化と歴史、食材における秋田の方言名、などについて論じている。

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：石井照久

1) 著作者名と単著・共著の別： 石井照久・大澤佳奈・羽田麻里子（共著）
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 秋田県八郎潟に生息する2種の淡水産単体ヒドラ（チクビヒドラとヤマトヒドラ）について／論説
3) 発表（刊行）年月 2014年3月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 秋田大学教育文化学部研究紀要自然科学第69集
5) 頁数等 pp. 113-120
6) 対象地域（市町村等） 秋田県八郎潟残存湖
7) 概要 秋田県八郎潟残存湖に生息している単体ヒドラについて、2011年から2012年にかけて採集したヒドラを大学内で飼育・観察することにより、チクビヒドラとヤマトヒドラであることを報告している。秋田県内からの単体ヒドラのきちんとした生息報告は、これが初である。

[研究業績] (秋田学, 白神学に関連する業績) <平成 22 年 4 月～平成 26 年 9 月>

報告者：石井照久

1) 著作者名と単著・共著の別： 石井照久・松崎加奈（共著）
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 秋田県内の高等学校の生物分野における教科書記載の実験項目の実施状況に関する研究／論説
3) 発表（刊行）年月 2014 年 5 月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要 第 36 号
5) 頁数等 pp. 161 - 176
6) 対象地域（市町村等） 秋田県全県
7) 概要 秋田県内の高等学校における生物の授業において、どの程度、実験の授業が行われているのかを、県内の高校教諭にアンケート調査により明らかにした。実際には、高校の現場では、生物の授業で実験が行われている割合は、平均して 40%に達していなかった（実験項目での割合）。高校の生物授業で実験が行われない理由についてもアンケート調査結果から分析を行った。

[研究業績] (秋田学, 白神学に関連する業績) <平成 22 年 4 月～平成 26 年 9 月>

報告者：林信太郎

1) 著作者名と単著・共著の別：
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別
3) 発表（刊行）年月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 林 信太郎, 伴 雅雄, 大場 司 (2013) 鳥海山 1800-1804 年噴火におけるマグマ性の爆発的噴火活動. 歴史地震, no.28, 85-90. 林信太郎 (2013) ジオパークを歩く 22 八峰白神ジオパーク 白神の恵みに生きる人々, 地理, 58, 4-9. 林信太郎・千葉瑠実・佐々木公美(2012) 八峰白神ジオパーク構想に関する住民の意識調査アンケート. 日本地球惑星科学連合 2012 年大会,M-IS32. 林信太郎(2012)日本の活火山(19) 鳥海山. 砂防と治水, 45, 2, 80-82. 大場 司, 林 信太郎, 伴 雅雄, 近藤 梓, 葛巻 貴大, 鈴木 真吾, 古木 久美子 (2012) 最近 4500 年間の鳥海火山の噴火活動：湿原堆積物に保存された火山灰層の解析. 火山, 57, 65-76. 佐々木修一, 林信太郎(2010)小学校理科における地層教材開発に関する研究-地層野外観察を困難にする要因とその改善策の提案-. 秋田地学, 65, 1-10.
5) 頁数等
6) 対象地域（市町村等）
7) 概要

[研究業績] (秋田学, 白神学に関連する業績) <平成 22 年 4 月～平成 26 年 9 月>

報告者: 奥山順子

1) 著作者名と単著・共著の別: 奥山順子 (単著)
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 幼稚園保育者の計画観 ～39 年版教育要領時代の学級通信からの検討
3) 発表 (刊行) 年月 2011 年 5 月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 日本保育学会第 64 回大会 大会論文集
5) 頁数等 論文集 1 頁 別紙資料 1-4 頁
6) 対象地域 (市町村等)
7) 概要 秋田大学学芸学部附属幼稚園の昭和 39 年の保育実践の実情を、保存されていた学級通信の記事および掲載されていた週計画からとらえ、当時の保育者の幼稚園カリキュラムの考え方、現在とは異なる「遊び」観を明らかにした。また、記録から同幼稚園が県内他の幼稚園・保育所の指導的役割、研修の場所として機能していたことをとらえた。

[研究業績] (秋田学, 白神学に関連する業績) <平成 22 年 4 月～平成 26 年 9 月>

報告者: 奥山順子

1) 著作者名と単著・共著の別: 奥山順子 (単著)
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 学級通信からみる昭和 39 年版幼稚園教育要領時代の保育の実際—幼稚園と家庭とのかかわりを視点として—
3) 発表 (刊行) 年月 2011 年 5 月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要 33 号
5) 頁数等 91-102 頁
6) 対象地域 (市町村等)
7) 概要 秋田大学学芸学部附属幼稚園の昭和 39 年の保育において、日常的な家庭との連携・協力の実情を、当時の学級通信の記事からとらえた。就園率が低く、保護者自身に幼稚園入園経験のない者の多い時代の秋田市において、保育実践の中で行われた、保育者による幼稚園保育の啓蒙の実情、園と家庭との協力の実情を明らかにした。

[研究業績] (秋田学, 白神学に関連する業績) <平成 22 年 4 月～平成 26 年 9 月>

報告者: 奥山順子

1) 著作者名と単著・共著の別: 奥山順子・山名裕子 (共著)
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 幼児期の記憶と保育体験 (2) : 保育形態の違いは幼児期の経験とどのようにかわるのか
3) 発表 (刊行) 年月 2014 年 3 月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 秋田大学教育文化学部研究紀要 教育科学 69 号
5) 頁数等 13-22 頁
6) 対象地域 (市町村等)
7) 概要 幼児の主体的な活動を重視する保育研究を先駆的に行っていた A 幼稚園(秋田大学教育学部附属幼稚園)を 1983 年に修了した者と、多様な保育体験を持つ大学生の保育体験についての記憶を比較した。幼児の主体的な活動を重視していた附属幼稚園修了者には、日常の遊びに関する記憶が多く、行事にまつわる負の記憶が散見された一斉活動重視の園とは異なる特徴のあることを明らかにした。

[研究業績] (秋田学, 白神学に関連する業績) <平成 22 年 4 月～平成 26 年 9 月>

報告者: 奥山順子

1) 著作者名と単著・共著の別: 長沼誠子・奥山順子・山名裕子 (共著)
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 20 世紀秋田に育った子どもたち—遊・学・食—
3) 発表 (刊行) 年月 2012 年 3 月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 平成 23 年度 秋田学・白神学報告書
5) 頁数等 53-80 頁
6) 対象地域 (市町村等)
7) 概要 秋田大学教育文化学部附属幼稚園に保存されていた創立(明治 44 年)以来の諸資料から、保育実践の歴史を整理した。保育実践資料、保育者研修の記録、保育文化材、給食の資料等、日本の幼児教育史および秋田の生活史として意義ある資料群であることが認められた。

[研究業績] (秋田学, 白神学に関連する業績) <平成22年4月～平成26年9月>

報告者: 山名裕子

1) 著作者名と単著・共著の別: 山名裕子・奥山順子 (共著)
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 幼児期の記憶と保育体験(1): 自伝的記憶の視点から
3) 発表(刊行)年月 2014年3月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 秋田大学教育文化学部研究紀要 教育科学 69号
5) 頁数等 7-12頁
6) 対象地域(市町村等)
7) 概要 幼児の主体的な活動を重視する保育研究を先駆的に行っていたA幼稚園(秋田大学教育学部附属幼稚園)を1983年に修了した者と、多様な保育体験を持つ大学生の保育体験についての記憶を比較した。保育体験の違いによる、幼児期の出来事・エピソードの意味付けの違いを明らかにした。

[研究業績] (秋田学, 白神学に関連する業績)

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者: 志立正知

1) 著作者名と単著・共著の別: 志立正知 (単著)
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 秋田安藤氏の系譜言説形成とその背景 (論文)
3) 発表(刊行)年月 2010年7月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 日本文学 (日本文学協会) 59-7
5) 頁数等 pp.46-56
6) 対象地域(市町村等) 秋田県・青森県
7) 概要 戦国後期に秋田県北西部を支配した檜山・湊安藤氏(秋田氏)は、の系譜言説は、津軽に遁れた安日(神武天皇に滅ぼされた長脛彦の兄)を祖とするという特異なものとして知られる。その系譜言説の形成の時期や背景について、近隣諸大名や京都将軍家・鎌倉公方との関係性に注目しながら、東北大名の自己認識形成の問題として論じた。

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者：志立正知

1) 著作者名と単著・共著の別： 志立正知（単著）
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 「草薙」伝承と『月の出羽路・仙北郡』—真澄の地誌を考えるために—(論文)
3) 発表（刊行）年月 2011年2月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 真澄学 6
5) 頁数等 pp.46-59
6) 対象地域（市町村等） 秋田県仙北郡
7) 概要 秋田仙北地方に多い「草薙」姓は、前九年合戦に際して道案内をした功により源義家から与えられたという、由来伝承を持つ。江戸時代、里長などを多く出したこの名族について、菅江真澄は地誌『月の出羽路』で繰り返し触れていく。その既述の方法に着目し、真澄の地誌が誰を読者として何のために記されたのかについて考察した。

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者：志立正知

1) 著作者名と単著・共著の別： 志立正知（単著）
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 秋田における〈歴史〉の創造と説話(論文)
3) 発表（刊行）年月 2012年7月
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 説話文学研究 47
5) 頁数等 pp.15-26
6) 対象地域（市町村等） 秋田県
7) 概要 菅江真澄の地誌に記された地域の名族に関する系図・系譜を見ると、全く異なる一族であるにもかかわらず、その祖先には藤原鎌足に連なる共通した人名が挙げられてくることが見られる。その背景には、献上されたヒメマスを食べた鎌足の妻が無事に安産を遂げたという伝承と、伝承の管理に関与したとみられる秋田の修験関係者の影が浮かび上がってくる。こうした事例を手がかりに、地域における説話の形成と系譜言説という地域の歴史認識形成の関連性について考察した。

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：大橋純一	
1) 著作者名と単著・共著の別：大橋純一（単著）	
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 秋田県方言の特徴的アクセントおよび音韻に関する調査報告―若年層の動態と意識― / 論説	
3) 発表（刊行）年月：2013年03月	
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 『秋田大学教育文化学部研究紀要 人文・社会科学』68号（秋田大学）	
5) 頁数等 pp.69～75	
6) 対象地域（市町村等）：秋田県全域	
7) 概要 秋田方言に特徴的な音韻とアクセントについて調査し、それらの若年層における実態を明らかにした。また各話者の方言使用の意識についても調査し、それらが上記の各実態とどのように関連するかを考察した。その結果、実態の多様性と各話者の秋田方言に対する複雑な意識とが密接に関連することが把握された。	

〔研究業績〕（秋田学，白神学に関連する業績）＜平成22年4月～平成26年9月＞

報告者：大橋純一	
1) 著作者名と単著・共著の別：大橋純一（単著）	
2) 著作名称 / 論説・著書・作品・実演等の区別 口唇形状からみたハ行唇音の痕跡の諸相 / 論説	
3) 発表（刊行）年月：2014年03月	
4) 学術雑誌・出版社・発表会等名称 『秋田大学教育文化学部研究紀要 人文・社会科学』69号（秋田大学）	
5) 頁数等 pp.1～10	
6) 対象地域（市町村等）：秋田県全域	
7) 概要 秋田方言において衰退過程にあるハ行唇音の諸相を単に音声現象として見るばかりでなく、調音上の視覚的特徴の面からも併せ捉えることにより、変化の実相に迫ろうとした。その結果、聴覚的には分別されないものの中に諸種の口唇形状を示すものがあること、またそれらは当音が衰退していく過程の段階的特徴を表していることが示唆された。	

[教育業績] (秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業, 市民対象の講演等)

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者: 外池智

1) 授業等の名称 (題目) 社会科教育内容学Ⅲ
2) 授業等の年次・期間・曜時限 (あるいは) 時間帯および場所 ・2年次、後期、水曜日7・8時限
3) 対象学生・生徒・児童とその数 (講演会の場合は, 来場者数) 学校教育課程、地域文化課程 (5・6人)
4) 対象地域 (実施地域) 地藏田遺跡、秋田城、秋田市民俗芸能伝承館、秋田市立佐竹資料館、秋田酒類製造、コカ・コーラ秋田工場 さきがけ印刷センター、外旭川地区、秋田地方気象台、秋田県庁、陸上自衛隊秋田駐屯地、秋田市総合環境センター
5) 報告書等の有無 (あればその名称) 『「フィールドワーク型授業構成演習 (ミニ巡見)」実践報告書』第五集 (2014)
6) 概要 筆者が担当している秋田大学教育文化学部の学校教育課程教科指導法科目「社会科教育内容学」では、「フィールドワーク型授業構成演習 (ミニ巡見)」として、社会科教育における実際のフィールドワーク実施を取り入れた授業構成に取り組んでいる。本報告書は、2012年度から2013年度の2年間の全14件の実践の報告書をまとめたものである。

[教育業績] (秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業, 市民対象の講演等)

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者: 長沼誠子

1) 授業等の名称 (題目) 郷土学 ベーシック講座「秋田の食文化」
2) 授業等の年次・期間・曜時限 (あるいは) 時間帯および場所 平成26年9月20日 10:45～12:25 秋田市立御所野学院高等学校
3) 対象学生・生徒・児童とその数 (講演会の場合は, 来場者数) 御所野学院高等学校 1年生56名
4) 対象地域 (実施地域)
5) 報告書等の有無 (あればその名称)
6) 概要 総合的な学習の時間 (郷土学) のベーシック講座として、「秋田の食文化」について講じたものである。「食文化とは、郷土食とは」をふまえ、「秋田の食 (郷土食) の特徴」「秋田の米食文化」について講じ、「秋田の食文化の継承と創製に関する活動事例」として「いぶりがっこ製造プロジェクト」「伝統食の再現・評価・提案 “次世代に伝えたい郷味”」を紹介した。

〔教育業績〕（秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業，市民対象の講演等）

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者：長沼誠子

1) 授業等の名称（題目） 食生活実験実習Ⅰ（郷土食の再現・評価・改善に関する実験実習：食文化の継承と創製）
2) 授業等の年次・期間・曜時限（あるいは）時間帯および場所 平成26年度・前期・水曜日7-9時限
3) 対象学生・生徒・児童とその数（講演会の場合は，来場者数） 地域科学課程生活者科学選修・学校教育課程「家庭」免許取得 学生 20名
4) 対象地域（実施地域）
5) 報告書等の有無（あればその名称）
6) 概要 『あきた郷味風土記 [ふるさとあきたの食百選]』を資料とし、掲載されている料理（食物）を分析・再現し、その食味を評価するとともに、食味改善策を提案する。その成果を『大学生が次世代に伝えたい郷味』作成のための基礎資料とした。あわせて、地域食材の調理特性を学び、「地域食材を利用したメニュー提案」に活用した。

〔教育業績〕（秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業，市民対象の講演等）

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者：佐々木信子

1) 授業等の名称（題目） 日本食文化の魅力シンポジウム 『地域で伝える、和食』 （主催：農林水産省、後援：読売新聞社等、協力：秋田大学、「和食」文化の保護・継承国民会議）
2) 授業等の年次・期間・曜時限（あるいは）時間帯および場所 2014年10月23日（木） 13：30～17：00 秋田大学 60周年記念ホール
3) 対象学生・生徒・児童とその数（講演会の場合は，来場者数） 一般市民他
4) 対象地域（実施地域） 秋田市
5) 報告書等の有無（あればその名称） なし
6) 概要 秋田県内の調理主体者を対象に行った調査では、郷土食の手作り状況に地域差や経年による変化が認められた。これらの数量的データをもとに食文化マップを作成し、秋田県の食文化継承の可能性やそのための要件等を分析・検討し報告した。

〔教育業績〕（秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業、市民対象の講演等）

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者：石井照久

1) 授業等の名称（題目） 岩見三内中学校での出前授業「川の生物観察会」
2) 授業等の年次・期間・曜時限（あるいは）時間帯および場所 中学生1年から3年生・平成22年8月27日、平成23年8月31日、平成24年8月29日、平成25年9月10日、平成26年8月29日・いずれも13時-15時30分・秋田市岩見三内中学校
3) 対象学生・生徒・児童とその数（講演会の場合は、来場者数） 中学校生徒1—3年・毎年50名前後
4) 対象地域（実施地域） 秋田市岩見三内
5) 報告書等の有無（あればその名称） 石井照久（2013）中学校理科の生物分野への出前授業と考察. 秋田大学教育文化学部研究紀要教育科学第68集41-50 の中で上記の「川の観察会」を報告している。
6) 概要 平成17年から岩見三内中学校で継続して行われている、ふるさとの川、岩見川と三内川の川の生物の観察会の講師（出前授業）を、平成18年から継続して依頼されている。実際の出前授業では、川の生物の解説を行った後、現地（川）で、実地観察の指導を行っている。現地では中学生徒と教職員とともに川の生物を採集・観察した後、生物をリリースして帰ってきている。ふるさとの川の自然環境を継続観察している授業である。

〔教育業績〕（秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業、市民対象の講演等）

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者：石井照久

1) 授業等の名称（題目） 秋田大学・かもあおさ笑楽校共催 海辺の体験教室「海の生物学～さばいて知ろう 地元のさかな～」
2) 授業等の年次・期間・曜時限（あるいは）時間帯および場所 一般市民対象・平成23年9月18日・10-12時・男鹿市戸賀加茂青砂（旧かもあおさ小学校）
3) 対象学生・生徒・児童とその数（講演会の場合は、来場者数） 一般市民対象（来場者数は未記録）
4) 対象地域（実施地域） 秋田県全県
5) 報告書等の有無（あればその名称） 無
6) 概要 一般市民を対象に、男鹿の地元で採れたホヤの生態およびさばき方と食べ方をレクチャーし、地元で採れる食材の価値や栄養価についても解説した。解説後、受講者と一緒にホヤを観察後、調理と試食も行った。あわせて地元の方による地元の魚のさばき方のレクチャーも開催された。

[教育業績] (秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業, 市民対象の講演等)

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者: 石井照久

1) 授業等の名称 (題目) 秋田大学・かもあおさ笑楽校共催 海辺の体験教室「海の生物学～食べて学べる学期ファイナル学芸会～」
2) 授業等の年次・期間・曜時限 (あるいは) 時間帯および場所 一般市民対象・平成23年10月16日・10-12時・男鹿市戸賀加茂青砂 (旧かもあおさ小学校)
3) 対象学生・生徒・児童とその数 (講演会の場合は, 来場者数) 一般市民対象 (来場者数は未記録)
4) 対象地域 (実施地域) 秋田県全県
5) 報告書等の有無 (あればその名称) 無
6) 概要 かもあおさ笑楽校で開催された学芸会において、男鹿でとれる鮭についてその栄養価や生態を解説した。また、一般に鮭と呼ばれている魚についても解説を行った。学芸会の一部として行った。

[教育業績] (秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業, 市民対象の講演等)

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者: 石井照久

1) 授業等の名称 (題目) 秋田大学地域創生センター・八峰町教育委員会「秋田大学こども科学教室 in 八峰町 海の生物学」
2) 授業等の年次・期間・曜時限 (あるいは) 時間帯および場所 小学生から中学生・平成24年3月4日・13時から15時・八峰町「峰栄館」にて
3) 対象学生・生徒・児童とその数 (講演会の場合は, 来場者数) 小学生から中学生 (来場者数は未記録)
4) 対象地域 (実施地域) 秋田県八峰町
5) 報告書等の有無 (あればその名称) 無
6) 概要 秋田県の県の魚で、八峰町の町の魚でもある、ハタハタを題材に授業を行った。まずは、ハタハタの生態や体の作りについて講義を行い、その後、受講者自身にハタハタおよびマアジを解剖・観察してもらった後、受講者自身に調理して試食してもらった。

〔教育業績〕（秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業，市民対象の講演等）

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者：石井照久

1) 授業等の名称（題目） 秋田大学地域創生センター主催の訪問授業「自然環境の変化とそれに関する動物の生態の変化について」
2) 授業等の年次・期間・曜時限（あるいは）時間帯および場所 中学1年生・平成25年10月18日・11時～12時・秋田大学教育文化学部にて
3) 対象学生・生徒・児童とその数（講演会の場合は，来場者数） 中学1年生（6名）
4) 対象地域（実施地域） 秋田県全県
5) 報告書等の有無（あればその名称） 無
6) 概要 秋田県や秋田市の自然環境の変化について、講義を行った。また、自然環境に伴う動物の生態の変化（奇形が生じる）などについても講義を行った。

〔教育業績〕（秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業，市民対象の講演等）

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者：石井照久

1) 授業等の名称（題目） 秋田北鷹高校訪問授業「地球環境との共生について」
2) 授業等の年次・期間・曜時限（あるいは）時間帯および場所 高校1年生・平成25年11月12日・12時30分～14時30分・秋田大学教育文化学部
3) 対象学生・生徒・児童とその数（講演会の場合は，来場者数） 高校1年生（21名）
4) 対象地域（実施地域） 秋田県立北鷹高校
5) 報告書等の有無（あればその名称） 無
6) 概要 秋田北鷹高校の大学への訪問時に、地球環境との共生と題して、秋田県の生物が絶滅においやられた例、秋田県の生物に奇形が生じている例などを解説した。こうした例から、一度、自然環境が壊れてしまうと復旧させるには、膨大な時間がかかることも解説した。秋田県は自然環境が豊富だが、この環境を保全していく努力が必要であることも講義した。

〔教育業績〕（秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業，市民対象の講演等）

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者：原 義彦

1) 授業等の名称（題目） 生涯学習論Ⅰ（第14回：まちづくりとボランティア活動）
2) 授業等の年次・期間・曜時限（あるいは）時間帯および場所 平成22年度後期、火曜3.4限
3) 対象学生・生徒・児童とその数（講演会の場合は，来場者数） 教育文化学部、主に1～2年次、約100名
4) 対象地域（実施地域）
5) 報告書等の有無（あればその名称）
6) 概要 秋田学を学んで（生涯学習）、その成果を地域に生かすことにこれからのまちづくりの可能性のあることを解説した。

〔教育業績〕（秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業，市民対象の講演等）

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者：原 義彦

1) 授業等の名称（題目） 生涯学習論Ⅰ（第14回：まちづくりとボランティア活動）
2) 授業等の年次・期間・曜時限（あるいは）時間帯および場所 平成23年度後期、火曜3.4限
3) 対象学生・生徒・児童とその数（講演会の場合は，来場者数） 教育文化学部、主に1～2年次、約100名
4) 対象地域（実施地域）
5) 報告書等の有無（あればその名称）
6) 概要 秋田学を学んで（生涯学習）、その成果を地域に生かすことにこれからのまちづくりの可能性のあることを解説した。

〔教育業績〕（秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業，市民対象の講演等）

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者：原 義彦

1) 授業等の名称（題目） 生涯学習論Ⅰ（第14回：まちづくりとボランティア活動）
2) 授業等の年次・期間・曜時限（あるいは）時間帯および場所 平成24年度後期、火曜3.4限
3) 対象学生・生徒・児童とその数（講演会の場合は，来場者数） 教育文化学部、主に1～2年次、約100名
4) 対象地域（実施地域）
5) 報告書等の有無（あればその名称）
6) 概要 秋田学を学んで（生涯学習）、その成果を地域に生かすことにこれからのまちづくりの可能性のあることを解説した。

〔教育業績〕（秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業，市民対象の講演等）

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者：原 義彦

1) 授業等の名称（題目） 生涯学習論Ⅰ（第14回：まちづくりとボランティア活動）
2) 授業等の年次・期間・曜時限（あるいは）時間帯および場所 平成25年度後期、火曜3.4限
3) 対象学生・生徒・児童とその数（講演会の場合は，来場者数） 教育文化学部、主に1～2年次、約100名
4) 対象地域（実施地域）
5) 報告書等の有無（あればその名称）
6) 概要 秋田学を学んで（生涯学習）、その成果を地域に生かすことにこれからのまちづくりの可能性のあることを解説した。

〔教育業績〕（秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業，市民対象の講演等）

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者：原 義彦

1) 授業等の名称（題目） 社会教育課題研究
2) 授業等の年次・期間・曜時限（あるいは）時間帯および場所 平成23年度前期、木3.4限
3) 対象学生・生徒・児童とその数（講演会の場合は、来場者数） 2～4年、交換留学生、37名
4) 対象地域（実施地域）
5) 報告書等の有無（あればその名称） なし
6) 概要 学生グループが、秋田の課題について調査し、その解決策を提案した。具体的な調査テーマには、「秋田県で撮影された映画・ドラマが本県にもたらした効果について」「米の国あきたー米粉の活用術を考えるー」「秋田市のスーパーマーケット事情」等があった。

〔教育業績〕（秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業，市民対象の講演等）

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者：原 義彦

1) 授業等の名称（題目） 社会教育課題研究
2) 授業等の年次・期間・曜時限（あるいは）時間帯および場所 平成25年度前期、木3.4限
3) 対象学生・生徒・児童とその数（講演会の場合は、来場者数） 2～4年、交換留学生、16名
4) 対象地域（実施地域）
5) 報告書等の有無（あればその名称） なし
6) 概要 学生グループが、秋田の課題について調査し、その解決策を提案した。具体的な調査テーマには、「秋田のPR活動についてー“あきたびじょん”から考えるー」「秋田市の家庭ゴミ袋有料化について」「秋田県に及ぼす秋田こまち（小野小町）の影響」等があった。

〔教育業績〕（秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業，市民対象の講演等）

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者：原 義彦

1) 授業等の名称（題目） 「地域活動のために必要なこと」
2) 授業等の年次・期間・曜時限（あるいは）時間帯および場所 平成22年6月18日、秋田県生涯学習センター 美の国カレッジ「地域マイスター養成講座」
3) 対象学生・生徒・児童とその数（講演会の場合は，来場者数） 10名（一般）
4) 対象地域（実施地域） 秋田市
5) 報告書等の有無（あればその名称）
6) 概要 県や市町村の木、花、魚、歌等の由来を学ぶことを皮切りに、地域のことに関心をもって学び、その成果を地域で生かすことの必要性を解説した。

〔教育業績〕（秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業，市民対象の講演等）

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者：原 義彦

1) 授業等の名称（題目） 「地域活動のために必要なこと」
2) 授業等の年次・期間・曜時限（あるいは）時間帯および場所 平成23年6月18日、秋田県生涯学習センター 美の国カレッジ「地域マイスター養成講座」
3) 対象学生・生徒・児童とその数（講演会の場合は，来場者数） 10名（一般）
4) 対象地域（実施地域） 能代市
5) 報告書等の有無（あればその名称）
6) 概要 県や市町村の木、花、魚、歌等の由来を学ぶことを皮切りに、地域のことに関心をもって学び、その成果を地域で生かすことの必要性を解説した。

〔教育業績〕（秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業，市民対象の講演等）

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者：原 義彦

1) 授業等の名称（題目） 「地域活動のために必要なこと」
2) 授業等の年次・期間・曜時限（あるいは）時間帯および場所 平成23年7月12日、秋田県生涯学習センター 美の国カレッジ「地域マイスター養成講座」
3) 対象学生・生徒・児童とその数（講演会の場合は，来場者数） 8名（一般）
4) 対象地域（実施地域） 秋田県美郷町
5) 報告書等の有無（あればその名称）
6) 概要 県や市町村の木、花、魚、歌等の由来を学ぶことを皮切りに、地域のことに関心をもって学び、その成果を地域で生かすことの必要性を解説した。

〔教育業績〕（秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業，市民対象の講演等）

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者：奥山順子

1) 授業等の名称（題目） 幼稚園教育のあゆみ展
2) 授業等の年次・期間・曜時限（あるいは）時間帯および場所 2011年2月2日～29日 秋田大学インフォメーションセンター
3) 対象学生・生徒・児童とその数（講演会の場合は，来場者数） 一般 約100名
4) 対象地域（実施地域） 秋田市および県内
5) 報告書等の有無（あればその名称） 無（一部は秋田学白神学紀要に掲載）
6) 概要 秋田大学教育文化学部附属幼稚園（現在）の100周年の機会に、同園に保存されてきた保育教材、保育実践記録、園運営にかかわる記録等を整理、展示し、一般に公開した。また、県内、国内の幼児教育に関する歴史とともに資料を作成し、展示公開・発表した。 また、同園で昭和8年の購入記録とともに保存されその後廃棄されていたピアノを、本展示に際して復元し、会期中にそれを使用したコンサートを行ない、後にインフォメーションセンターの常設展示品として寄贈して現在も展示されている。

〔教育業績〕（秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業，市民対象の講演等）

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者：植村 円香

1) 授業等の名称（題目） 地理学実験Ⅰ
2) 授業等の年次・期間・曜時限（あるいは）時間帯および場所 授業：2年次・前期・水曜日7・8限 聞き取り調査実施日：2014年7月12日（土）10時～12時まで（潟上市役所昭和庁舎）
3) 対象学生・生徒・児童とその数（講演会の場合は，来場者数） 地理学実験Ⅰ履修生：2年次11名 聞き取り調査協力者：潟上市豊川地区住民の方5名
4) 対象地域（実施地域） 潟上市豊川地区
5) 報告書等の有無（あればその名称） 「語りから紡ぐ豊川の今昔」（調査実習報告書，2014年9月）
6) 概要 潟上市豊川地区住民の方々にご協力いただき，豊川地区の暮らしの変化に関する聞き取り調査を実施した。こうした聞き取り調査を通じて，人々の記憶から豊川の地域資源を紡ぎ出すことができた。上記の内容は，「語りから紡ぐ豊川の今昔」として報告書にまとめた。

〔教育業績〕（秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業，市民対象の講演等）

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者：志立正知

1) 授業等の名称（題目） 日本文化論Ⅴ
2) 授業等の年次・期間・曜時限（あるいは）時間帯および場所 2010年度・前期・木曜3・4時限
3) 対象学生・生徒・児童とその数（講演会の場合は，来場者数） 教育文化学部
4) 対象地域（実施地域） 秋田（仙北郡を中心に）
5) 報告書等の有無（あればその名称）
6) 概要 前九年・後三年合戦と秋田の義家伝承との食い違い、近世における伝承の拡大とその歴史的背景などから、伝承が人為的に創り出されていく過程についてを概説。

〔教育業績〕（秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業，市民対象の講演等）

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者：志立正知

1) 授業等の名称（題目） 地域学基礎（講座A：内陸線を活用した観光プランの提案）
2) 授業等の年次・期間・曜時限（あるいは）時間帯および場所 2012年度・前期・木曜7・8
3) 対象学生・生徒・児童とその数（講演会の場合は，来場者数） 教育文化学部学生
4) 対象地域（実施地域） 北秋田市（内陸線沿線）
5) 報告書等の有無（あればその名称）
6) 概要 学生による調査実習。内陸線を軸に、地域の観光資源の発掘、途中下車による観光マップの作成などを試みた。

〔教育業績〕（秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業，市民対象の講演等）

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者：志立正知

1) 授業等の名称（題目） 地域学基礎（講座A：阿仁の今昔物語—鉱山の隆盛がもたらした阿仁文化の再発見—）
2) 授業等の年次・期間・曜時限（あるいは）時間帯および場所 2013年度・前期・木曜7・8時限
3) 対象学生・生徒・児童とその数（講演会の場合は，来場者数） 教育文化学部
4) 対象地域（実施地域） 北秋田市阿仁
5) 報告書等の有無（あればその名称）
6) 概要 学生による調査実習。阿仁地域を対象に鉱山が栄えていた頃の生活・文化の様子を調査。馬肉の食文化などが今なお残る様子などを報告。

[教育業績] (秋田学・白神学に関する実習・演習を含む授業, 市民対象の講演等)

<平成22年4月～平成26年9月>

報告者: 志立正知

1) 授業等の名称 (題目) 日本文化論 I (秋田の伝承)
2) 授業等の年次・期間・曜時限 (あるいは) 時間帯および場所 2013年度・前期・木曜3・4時限
3) 対象学生・生徒・児童とその数 (講演会の場合は, 来場者数) 教育文化学部
4) 対象地域 (実施地域) 秋田県
5) 報告書等の有無 (あればその名称)
6) 概要 秋田の各地に残る伝承 (小野小町・ナマハゲ・八幡太郎義家・田村麻呂等) について、その内容や変遷・展開について、文献資料を中心に考察。また、観光資源化した今日の様子などについてを概説した。

平成 22 年度

秋田大学教育文化学部卒業論文及び修士論文テーマ公募（試行）

採択テーマ一覧

1. 農家民泊体験が児童・生徒に与える効果について ※23 年度末までの取り組みとして
内 容 等：より効果的な農家民泊、体験のプログラムを作成するため、農家民泊体験が児童・生徒の学習意欲や社会的スキルの獲得に与える影響についての分析。学習指導要領との連携を考慮した、世代ごとのプログラムの発掘。
提案部署等名：能代市企画部市民活力推進課地域づくり支援係
取組学生：地域科学課程政策科学選修 3 年次 小原舞子
指導教員：地域科学課程政策科学講座 石沢真貴

2. 地元トップスポーツを活用したまちづくり ※23 年度末までの取り組みとして
内 容 等：秋田市をホームタウンとするトップスポーツチームの支援を通じたまちづくりについて
提案部署等名：秋田市企画調整部企画調整課企画調整担当
取組学生：地域科学課程政策科学選修 3 年次 小西智明
指導教員：地域科学課程政策科学講座 石沢真貴

3. 横手市増田町の信仰形態に関する民俗調査
内 容 等：増田地区の宗教施設の年間行事と、それに関わる地域住民の信仰形態について、参与観察・聞き取り調査の実施
提案部署等名：横手市産業経済部観光物産課
取組学生：国際言語文化課程日本・アジア文化選修 高橋舞
指導教員：国際言語文化課程日本・アジア文化講座 高村竜平

4. 横手市増田町における地域資源に関する意識調査
内 容 等：増田町の地域資源に関して、観光客と地域住民に対し、聞き取りによる意識調査の実施
提案部署等名：横手市産業経済部観光物産課
取組学生：国際言語文化課程日本・アジア文化選修 米澤百合乃
指導教員：国際言語文化課程日本・アジア文化講座 日高水穂

平成23年度

秋田大学教育文化学部卒業論文及び修士論文テーマ公募事業

採択テーマ一覧

1. 中山間地域等の小規模高齢化集落の「地域活性化」を定義する

内容等：悉皆調査結果の分析，及びワークショップへの参加，地域の実情やその後の住民運動を把握するための追加調査，及び地域住民の意識変化等の調査を行う。

提案部署等名：秋田県企画振興部地域活力創造課 活力ある農村集落づくり推進チーム

取組学生：地域科学課程政策科学選修3年次 安宅涼太

指導教員：地域科学課程政策科学講座 石沢真貴

2. グリーン・ツーリズムによる農業体験受け入れが地域農業の活性化に与える影響

内容等：グリーン・ツーリズムによる農業体験の受け入れを実施することにより，受け入れ農家の農業経営に対する意識の変化と，それに伴う農産加工分野などへの進出による農業・地域の活性化について研究する。

提案部署等名：大館市産業部地域振興課

取組学生：地域科学課程政策科学選修3年次 小原舞子

指導教員：地域科学課程政策科学講座 石沢真貴

採択テーマ一覧

【学外公募】

1. 古代国家と払田柵－払田柵研究と歴史遺産を活用した地域おこし
内 容 等：長森地区・真山地区・厨川谷地・大仙市半在家遺跡条里制遺構の調査結果を踏まえた上で、この遺跡の機能と役割について、蝦夷集団と古代国家の間に展開した交易を中心に考察を加えてゆきたい。
提案部署等名：大仙市企画部総合政策課
取組学生：地域科学課程文化環境選修 小山田千秋
指導教員：地域科学課程文化環境講座 渡部育子

2. 大仙市における地域的無形生活資源とその観光性
内 容 等：大仙市全域を対象地域とし、地域資源に相当する無形の生活資源を、日常・非日常含めてできる限り網羅的に把握すべく地域調査し、個々の観光資源としての可能性を余所者（岩手県人と神奈川県人）の眼と他地域事例との対照により検討する。
提案部署等名：大仙市企画部総合政策課
取組学生：地域科学課程文化環境選修 根子直也
指導教員：地域科学課程文化環境講座 篠原秀一

3. 地域資源を活用した、地域一体型の観光地づくりに関する考察
内 容 等：たとえば「花火庵」にある市民交流プラザ「のびのびランド」のように、地域住民が自ら観光施設を運営する活動にスポットを当て、観光客と地域住民の利用状況などを調査し、その活動を更に展開させて地域の活性化を図るための対策を考察する。
提案部署等名：大仙市企画部総合政策課
取組学生：地域科学課程政策科学選修 野口有希子
指導教員：地域科学課程政策科学講座 石沢真貴

4. 旧大曲市周辺の祭礼と民俗芸能に関する考察
内 容 等：旧大曲市の諏訪神社および雄物川周辺地域(角間川)の隆盛と佐竹氏支配との関係の一端について明らかにする。
提案部署等名：大仙市企画部総合政策課
取組学生：国際言語文化課程日本・アジア文化選修 飯田夏季
指導教員：国際言語文化課程日本・アジア文化講座 志立正知

5. 羽州街道と雄物川舟運の展開について
内 容 等：羽州街道を行き交った人びとの交通を参勤交代、武家交通、領内庶民の移動、他藩領の人びとの交通に分け、江戸時代初期から中期、幕末へと至る時系列の中で具体的に解明したい。その上で、宿場町として果たした大曲宿の役割を分析し、仙北郡における中心都市としての機能を明らかにしたい。
提案部署等名：大仙市企画部総合政策課
取組学生：地域科学課程文化環境選修 佐藤翔太郎
指導教員：地域科学課程文化環境講座 渡辺英夫

【学内公募】

6. 小学校におけるシティズンシップ教育－「ふるさと教育」との関連に着目して－
内 容 等：本研究では、「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志をもち行動できる資質と能力」を市民としての資質と能力＝シティズンシップと捉えて、秋田県で進めてきたふるさと教育との関連から考察したいと考えた。小学校における子どもたちの意識の現状をふまえ、ふるさと教育をシティズンシップ教育の視点から研究したい。

協力依頼部署名： 秋田市役所

取組学生： 学校教育課程教科教育実践選修 石井理奈

指導教員： 学校教育課程教科教育学講座 望月一枝

7. 北秋田市における高齢者の生活行動空間とコミュニティ形成

内 容 等：まちづくりという観点から、高齢者が暮らしやすいまちにすることが、そこに暮らす全住民にとっても暮らしやすいまちづくりになるのではないかと考える。高齢者の生活空間を考えることが、北秋田市や秋田県全体の暮らしやすさを向上させようと考えるときの一つの指針になるのではないかと考える。また、生活行動を調査する際に、その個人がどのようなコミュニティに属しているのかということも一つの要因であると考え。そこで、特に単身世帯の高齢者間の交流についても検討したい。

協力依頼部署名： 北秋田市役所

取組学生： 地域科学課程文化環境選修 片岡舞子

指導教員： 地域科学課程文化環境講座 篠原秀一

8. 地域資源の再発見と地域づくりに関する研究

内 容 等：集落が独自にもつ地域資源の発見がどのように集落の活性化に結び付くのかを地域事例をもとに調べたいと考えるようになった。地域住民とともに地域活動に参加しつつ、その活用の仕方を模索することで、地域資源が地域住民に与える影響を調査研究したい。

協力依頼部署名： 大仙市役所

取組学生： 地域科学課程政策科学選修 椎谷浩子

指導教員： 地域科学課程政策科学講座 石沢真貴

9. 秋田県における地震防災教育の教材開発及び実践的研究

内 容 等：秋田県の日本海沿岸地域に住んでいる児童・生徒に対する地震防災教育を強化すべく、秋田県の地震防災教育に関する教材・資料を収集し、教材開発、授業実践を行い、開発した教材を県内の小・中学校の理科教員に提供する予定である。それによって、日本海沿岸地域に住む児童・生徒の防災意識を高め、かつ正しい知識を持ってもらうことがねらいである。秋田県の将来を担う子ども達から地域防災を実現させたい。

協力依頼部署名： 秋田県及び日本海沿岸地域の市町村

取組学生： 教育学専攻理科教育専修 明石和大

指導教員： 学校教育課程教科教育学講座 川村教一

採択テーマ一覧

【学外公募】

- 1. 秋田市中心市街地におけるにぎわい創出の現状と今後の取り組みのアイデア**
内 容 等：秋田市中心市街地を秋田駅周辺から大町・通町にかけての地域と考え、全体としてどのような地域的魅力を発信できる地域になり得るか、その可能性を提示する。
提案部署等名：秋田市企画財政部企画調整課
取組学生：地域科学課程文化環境選修 北林 瞳子
指導教員：地域科学課程文化環境講座 篠原 秀一
- 2. 秋田市における高齢者および60歳から65歳未満の生活ニーズと情報通信機器の利用状況との関連について**
内 容 等：アンケートにより、高齢者と60歳から65歳未満における日常活動、健康状態、社会参加状況と共に情報通信機器や情報サービスの言葉の認知度、操作、利用頻度、利用目的について調査を行ない、実態を把握する。また、数人の対象者に対してより詳細な実態調査を行い、アンケート調査の結果と合わせて情報通信機器の利用とニーズの相関について明らかにする
提案部署等名：秋田市福祉保健部長寿福祉課
取組学生：人間環境課程環境応用選修 嘉藤 瑞貴
指導教員：人間環境課程・環境情報講座 林 良雄
- 3. 秋田市の高齢化社会における住生活環境のニーズと将来の生活環境整備のための情報機器利用についての研究 —アンケート調査・インタビュー調査による—**
内 容 等：超高齢化が進む秋田市では、総合計画「県都あきた『成長』プラン」の下、長期的戦略の“エイジフレンドリー・シティ”構想に従い、高齢者層の生活ニーズの実態把握・分析をすすめる。実態把握の手法は、アンケート調査、その後返信回答の中からインタビュー協力者を抽出して一調査を実施する。
提案部署等名：秋田市福祉保健部長寿福祉課
取組学生：人間環境課程環境応用選修 本間 優紀
指導教員：人間環境課程・環境情報講座 高樋 さち子
- 4. 秋田市大森山動物園における学校向け理科および生活科教育プログラム現状分析と改善策の提案—秋田市小中学校の教員および児童・生徒を対象とした調査から—**
内 容 等：小中学校教員による動物園における学習への要望と期待、児童・生徒の実態の双方に適合するように理科および生活科の学習プログラムを改善することで、教員の動物園活用への意欲を高め、動物園と学校との連携を深めることに貢献する。
提案部署等名：秋田市商工部大森山動物園
取組学生：教育学研究科教科教育専攻理科教育専修 松田 洋
指導教員：学校教育課程教科教育学講座 川村 教一

平成23年度秋田大学教育文化学部地域連携推進事業
卒業論文及び大学院教育学研究科修士論文テーマの公募 成果報告会
実施要項

趣旨 秋田大学教育文化学部では、自治体等との連携・協力による地域教育への貢献および研究成果の地域社会への還元を目指し、卒業論文テーマ及び修士論文テーマを自治体等から公募する事業を実施しています。

その成果を広く自治体関係者及び秋田大学教職員・学生へ発表する機会として、成果報告会を開催します。

日時 平成24年3月6日（火） 13:00～15:30

会場 秋田大学教育文化学部3号館255教室（秋田市手形学園町1番1号）

次第 1. 挨拶（13:00～13:05）

教育文化学部長 池村 好道

2. 成果報告（13:05～14:35）※1テーマ30分（報告20分、質疑応答10分）

（1）取組学生 地域科学課程 小原 舞子

研究題目 「グリーン・ツーリズムにおける農業体験の可能性」

指導教員 石沢 真貴 准教授

連携自治体等 能代市

「農家民泊体験が児童・生徒に与える効果について」

連携自治体等 大館市

「グリーン・ツーリズムによる農業体験受け入れが地域農業の活性化に与える影響」

（2）取組学生 地域科学課程 小西 智明

研究題目 「まちづくりにおける地域密着型スポーツの可能性

—秋田県のトップスポーツクラブを事例として—

指導教員 石沢 真貴 准教授

連携自治体等 秋田市

「地元トップスポーツを活用したまちづくり」

（3）取組学生 地域科学課程 安宅 涼太

研究題目 「地方行政の集落対策に関する研究—秋田県を事例として—」

指導教員 石沢 真貴 准教授

連携自治体等 秋田県

「中山間地域等の小規模高齢化集落の『地域活性化』を定義する」

—休憩（14:35～14:45）—

3. 総合討論（14:45～15:10）

4. 次年度の新規採択テーマと連携自治体等の紹介（15:10～15:25）

5. 終わりの挨拶（15:25～15:30）

広報・地域連携推進委員長 篠原 秀一

主催 秋田大学教育文化学部広報・地域連携推進委員会

問合せ先 秋田大学教育文化学部総務担当

電話 018-889-2509 E-mail kyosou@jimu.akita-u.ac.jp

平成24年度秋田大学教育文化学部地域連携推進事業
卒業論文及び大学院教育学研究科修士論文テーマの公募 成果報告会 I
実施要項

趣旨 秋田大学教育文化学部では、自治体等との連携・協力による地域教育への貢献および研究成果の地域社会への還元を目指し、卒業論文テーマ及び修士論文テーマを自治体等から公募する事業を実施しています。

今年度、大仙市より提案いただき、連携して取り組んだ6つのテーマについて、その成果を広く発表する機会として、大仙市を会場に成果報告会を開催します。

日時 平成25年2月27日（水）9：00～12：00

会場 大仙市役所（大仙市大曲花園町1番1号）

次第 1. 挨拶（9:00～9:10）

教育文化部長 四反田 素幸
大仙市長 栗林 次美 氏

2. 成果報告（9:10～11:10）※1テーマ20分（報告15分、質疑応答5分）

（1）研究題目 「古代国家と払田柵ー払田柵研究と歴史遺産を活用した地域おこし」

取組学生 地域科学課程 小山田千秋
指導教員 渡部 育子 教授

（2）研究題目 「大仙市における地域的無形生活資源とその観光性」

取組学生 地域科学課程 根子 直也
指導教員 篠原 秀一 教授

（3）研究題目 「市民参加による観光まちづくりに関する研究」

取組学生 地域科学課程 野口有希子
指導教員 石沢 真貴 准教授

（4）研究題目 「旧大曲市周辺の祭礼と民族芸能に関する考察」

取組学生 国際言語文化課程 飯田 夏季
指導教員 志立 正知 教授

（5）研究題目 「羽州街道と雄物川舟運の展開について」

取組学生 地域科学課程 佐藤翔太郎
指導教員 渡辺 英夫 教授

（6）研究題目 「地域資源の再発見と地域づくりに関する研究」

取組学生 地域科学課程 椎谷 浩子
指導教員 石沢 真貴 准教授

—休憩（11:10～11:20）—

3. 総合討論（11:20～11:40）

4. 総括（11:40～11:50） 広報・地域連携推進委員長 篠原 秀一

主催 秋田大学教育文化学部広報・地域連携推進委員会

問合せ先 秋田大学教育文化学部総務担当

電話 018-889-2509 E-mail kyosou@jimu.akita-u.ac.jp

平成24年度秋田大学教育文化学部地域連携推進事業
卒業論文及び大学院教育学研究科修士論文テーマの公募 成果報告会Ⅱ
実施要項

趣旨 秋田大学教育文化学部では、自治体等との連携・協力による地域教育への貢献および研究成果の地域社会への還元を目指し、卒業論文テーマ及び修士論文テーマを自治体等から公募する事業を実施しており、平成24年度からは、自治体等と連携して行う研究テーマを学生からも募集しています。

その成果を広く自治体関係者及び秋田大学教職員・学生へ発表する機会として、成果報告会を開催します。

日時 平成25年3月1日（金）14:00～16:00

会場 秋田大学教育文化学部3号館344教室（秋田市手形学園町1番1号）

次第 1. 挨拶（14:00～14:05）

教育文化学部長 四反田 素幸

2. 成果報告（14:05～15:05）※1テーマ20分（報告15分、質疑応答5分）

（1）取組学生 学校教育課程 石井 理奈

研究題目 「小学校におけるシティズンシップ教育
—『ふるさと教育』との関連に着目して—」

指導教員 望月 一枝 教授

連携自治体等 秋田市

（2）取組学生 教科教育専攻理科教育専修 明石 和大

研究題目 「秋田県における地震防災教育の教材開発及び実践的研究」

指導教員 川村 教一 准教授

連携自治体等 北秋田市

（3）取組学生 地域科学課程 片岡 舞子

研究題目 「北秋田市における高齢者の生活行動空間とコミュニティ形成」

指導教員 篠原 秀一 教授

連携自治体等 北秋田市

—休憩（15:05～15:15）—

3. 総合討論（15:15～15:35）

4. 次年度の新規採択テーマと連携自治体等の紹介（15:35～15:45）

5. 終わりの挨拶（15:45～15:50）

広報・地域連携推進委員長 篠原 秀一

主催 秋田大学教育文化学部広報・地域連携推進委員会

問合せ先 秋田大学教育文化学部総務担当

電話 018-889-2509 E-mail kyosou@jimu.akita-u.ac.jp

平成25年度秋田大学教育文化学部地域連携推進事業
卒業論文及び大学院教育学研究科修士論文テーマの公募 成果報告会
実施要項

趣旨 秋田大学教育文化学部では、自治体等との連携・協力による地域教育への貢献および研究成果の地域社会への還元を目指し、卒業論文テーマ及び修士論文テーマを自治体等から公募する事業を実施しています。

今年度、秋田市より提案いただき、連携して取り組んだ4つのテーマについて、その成果を広く発表する機会として、秋田市役所を会場に成果報告会を開催します。

日時 平成26年3月19日（水）14:00～16:10

会場 秋田市役所議場棟2階正庁（秋田市山王一丁目1番1号）

次第 1. 挨拶（14:00～14:10）

教育文化学部長 四反田 素幸

秋田市長 穂積 志 氏

2. 成果報告（14:10～15:30）※1テーマ20分（報告15分、質疑応答5分）

（1）研究題目 「秋田のエイジフレンドリー事業と中高齢者のICT利用について」

取組学生 人間環境課程 嘉藤 瑞貴

指導教員 林 良雄 教授

（2）研究題目 「高齢化社会における生活環境のニーズと情報機器の利用状況について」

取組学生 人間環境課程 本間 優紀

指導教員 高樋 さち子 准教授

（3）研究題目 「秋田市中心市街地におけるにぎわい創出の現状と課題
－「エリアなかいち」を中心として－」

取組学生 地域科学課程 北林 瞳子

指導教員 篠原 秀一 教授

（4）研究題目 「秋田市大森山動物園における学校向け理科教育プログラムの提案
－小学校教員および大学生を対象とした調査から－」

取組学生 教育学研究科・教科教育専攻・理科教育専修 松田 洋

指導教員 川村 教一 教授

—休憩（15:30～15:40）—

3. 総合討論（15:40～16:00）

4. 次年度の新規採択テーマと連携自治体等の紹介（16:00～16:05）

5. 総括（16:05～16:10） 広報・地域連携推進委員長 篠原 秀一

主催 秋田大学教育文化学部広報・地域連携推進委員会

問合せ先 秋田大学教育文化学部総務担当

電話 018-889-2509 E-mail kyosou@jimu.akita-u.ac.jp

指導教員別学部卒業者の卒業研究題目一覧（平成22年度～平成25年度）

卒業年月	課程等	卒業研究題目
23.3	地・政	秋田県の集落維持に関する考察
23.3	地・政	高齢社会におけるスポーツ政策の展開と今後の課題 - 総合型地域スポーツクラブでの活動を事例として -
23.3	地・政	中心市街地活性化に関するネットワーク形成の課題 - 秋田市を事例として -
23.3	地・生	いぶりがっこの品質特性及び食味特性に関する研究
23.3	地・生	いぶりがっこの品質特性及び食味特性に関する研究
23.3	地・生	秋田大学における夏期教室の温熱環境と冷房使用状況に関する実測研究
23.3	地・生	秋田県における酸味の味覚感受性と味嗜好に関する研究
23.3	地・生	東北地域の冬期実態調査に基づく住宅の温熱環境指標の検討
23.3	地・生	若年者の塩味・甘味嗜好に関する研究 - 出身地域による比較を通して -
23.3	地・生	ペーパークラフトを用いた秋田の伝統民家に学ぶ住居教材の開発
23.3	地・生	秋田大学生にみる正月料理の地域性と継承性
23.3	地・生	いぶりがっこの品質特性及び食味特性に関する研究
23.3	地・文	秋田市茨島地区における水害リスクの再評価と避難対策の検討
23.3	地・文	フロン類を用いた秋田県内湧水の滞留時間の検討
23.3	国・日	水路の景観からみる小坂町の変化
23.3	国・日	地域社会における寺院の役割 - 横手市増田町満福寺の檀家と講 -
23.3	国・欧	秋田から見る自殺対策
23.3	人・自	秋田市市街地に残存するブナ孤立林の昆虫群集に関する研究
23.3	人・自	八郎潟の淡水海綿と海綿群体に生息する生物について
23.3	人・自	ミヤマキンバイの風衝地及び雪田における形質の変異に関する研究
23.3	人・自	秋田市市街地に残存するブナ孤立林の草本群集に関する研究
23.3	人・自	秋田のクマムシ類について
24.3	学・教	市民団体と連携した平和教育についての研究 - 土崎港被爆市民会議の活動を中心として -
24.3	学・教	地域の歴史資料集を中心とした歴史教材の研究 ～ 秋田県を中心に～
24.3	学・発	昭和39年版幼稚園教育要領告示期における幼稚園の音楽活動の目的 - 秋田大学学芸学部附属幼稚園の保育実践を手がかりとして -
24.3	地・政	地方行政の集落対策に関する研究 - 秋田県を事例として -
24.3	地・政	グリーン・ツーリズムにおける農業体験の可能性
24.3	地・政	まちづくりにおける地域密着型スポーツの可能性 - 秋田県のトップスポーツクラブを事例として -
24.3	地・政	高齢社会における買物難民問題 ～ 秋田県男鹿市北浦を事例として～
24.3	地・政	秋田県におけるグリーン・ツーリズムの展開 - 田沢湖・能代・大館の事例 -

卒業年月	課程等	卒業研究題目
24.3	地・生	いぶりがっこの漬け材が品質特性及び食味特性に与える影響
24.3	地・生	秋田市の学校教室における自然エネルギー利用手法の導入効果に関する夏期の温熱・光環境実測 - 外付け日除けとナイトパーズおよび昼光照明の試行実験 -
24.3	地・生	秋田大学一般教育棟・教育文化学部棟の全普通教室を対象とした冷房方法改善による省エネ・学習環境向上の両立をめざした夏期温熱環境の実態把握 - 2010年と電力制限令下の2011年における実測およびデータ分析 -
24.3	地・生	東北地域における冬期住宅熱環境の構造分析
24.3	地・生	一般消費者におけるいぶりがっこの消費行動及び嗜好に関する研究
24.3	地・生	いぶりがっこの食味特性の経日変化に関する研究
24.3	地・生	いぶりがっこの製造過程におけるテクスチャー特性に関する研究
24.3	地・文	秋田県美郷町における寺社の観光化による保全の可能性
24.3	地・文	秋田県美郷町における観光資源の現状と課題
24.3	地・文	秋田県美郷町における商業環境の現状と中心市街地の課題
24.3	国・日	満州開拓史研究 - 秋田県から送出された分村・分郷開拓団を中心に -
24.3	国・欧	秋田の少子化を考える
24.3	人・自	八郎潟の単体ヒドラに関する研究
24.3	人・自	手形山と太平山の様々な森林林床における土壌動物相の動態に関する研究
24.3	人・自	八郎潟のヒメタニシの感覚器異常の継続調査 2011年版
24.3	人・自	秋田のクマムシ類について2
24.3	人・自	シマミズウドンゲの発芽に関する研究
24.3	人・自	淡水コケムシの一種、ヒアリネラ・ブンクタタの発芽について
24.3	人・自	春植物カタクリの開葉時期と花粉制限が種子生産に及ぼす影響
24.3	人・自	秋田県内の山岳植生 - 気象分析における気温データの利用に関する研究
24.3	人・自	八郎潟の淡水海綿と海綿群体に生息する生物について2
25.3	地・政	食旅を通じた秋田県の観光振興
25.3	地・政	秋田県男鹿市の観光の現状と課題
25.3	地・政	人口減少社会でのまちづくり - 由利本荘市を対象地として -
25.3	地・政	観光による地域活性化の否定的側面とその解消
25.3	地・政	地域資源の再発見と地域づくりに関する研究 大仙市を事例に
25.3	地・政	国の政策と秋田県の農業
25.3	地・政	廃校舎を活用したまちづくりの可能性 ～ 秋田県を事例として～
25.3	地・政	秋田における観光の可能性
25.3	地・政	高齢者の居場所づくりに関する研究 - 秋田県の事例を通して -
25.3	地・生	麹調味料の調理特性及び食味特性に関する研究

卒業年月	課程等	卒業研究題目
25.3	地・生	冬季における自宅での入浴行為に伴うヒートショックの実態と対策に関する事例調査 ～同居家族内の青年・中年・高齢者の比較～
25.3	地・生	「ナマハゲ伝導士認定試験」が男鹿のナマハゲの伝承と観光振興に果たす役割 ～第10回試験受験者へのインタビューを通して～
25.3	地・生	市民参加による観光まちづくりに関する研究
25.3	地・生	米加工食品の調理特性及び食味特性に関する研究
25.3	地・文	「白神山水」のブランド化と販売戦略の検討
25.3	地・文	北秋田市阿仁吉田地区における高齢者の生活行動圏
25.3	地・文	秋田市の地盤特性が体感震度に及ぼす影響 - 東北地方太平洋沖地震を例として -
25.3	地・文	秋田市中通地区の商業の現状と評価 - 再開発事業「エリアなかいち」を中心として -
25.3	地・文	水田から地下水中に付加される窒素の挙動 - 八郎潟干拓地での事例 -
25.3	地・文	仙北市角館町における住民の居住環境評価とその地域性
25.3	地・文	秋田県荒瀬川流域における環境水中の重金属の評価
25.3	地・文	大仙市中仙地区・太田地区における民俗芸能・祭祀とその観光性
25.3	国・日	女人講の機能とその変化 - 秋田市赤沼の唐松講を事例として -
25.3	人・自	秋田市手形山の谷状湿地における土壌動物相の空間的、季節的変動に関する研究
25.3	人・自	PIXE分析法による秋田県産地衣類の多元素同時定量
25.3	人・自	秋田県内の山岳に関する自然情報データベースの作成
25.3	人・自	八郎潟のヒメタニシの感覚器異常の継続調査2012年版 - 新規に胎貝を加えて -
25.3	人・自	DNA解析を用いたクマムシ集団のクローン解析
25.3	人・自	実験的に異なる積雪、光処理を施したカタクリの成長と繁殖の変異に関する研究
25.3	人・自	八郎潟の単体ヒドラに関する研究2
25.3	人・自	高校生物における実験項目に関する研究
25.3	人・自	オオバキスミレにおける個体サイズと閉鎖花生産との関係について
26.3	学・教	ツーリズム教育の構想 - 中学校を中心として -
26.3	学・教	中学校社会科における「地名」教育の構想 - 各分野の単元構成と対応して -
26.3	地・政	秋田のプロスポーツが地域に与える正負の影響
26.3	地・政	ローカル線を活用した地域のまちづくり ～秋田内陸線を事例として～
26.3	地・政	地域公共交通を活かした地域活性化に関する研究 - 男鹿市の事例を通して -
26.3	地・政	買い物難民問題の現状 - 秋田県男鹿市脇本地区を事例として -
26.3	地・生	秋田県における消費者の醤油購入意識と利用状況に関する研究
26.3	地・生	バター餅の食味特性及び調理特性に関する研究

卒業年月	課程等	卒業研究題目
26.3	地・生	松皮餅の食味特性及び調理特性に関する研究
26.3	地・生	秋田県の廃校利用に関する実態調査 - 平成14～23年度廃校の公立学校全130校を対象にして -
26.3	地・生	秋田市中心市街地循環バスの役割に関する研究 - バス利用者へのアンケート調査による外出行動分析 -
26.3	地・文	子どもの生活時空間における駄菓子屋の役割の変化と地域性 - 秋田県男鹿市の事例 -
26.3	地・文	秋田市中心市街地におけるにぎわい創出の現状と課題 - 「エリアなかいち」を中心として -
26.3	地・文	現代の農村地域における食に関する地理的研究 - 秋田県藤里町大沢地区を事例に -
26.3	人・自	消雪時期と切葉処理がカタクリの成長に与える影響に関する研究
26.3	人・自	マムシグサにおけるサイズ依存的な性転換の進化機構に関する研究
26.3	人・自	サーモグラフィを用いた春植物の表面温度に関する基礎的研究
26.3	人・自	平成24年度全国学力・学習状況調査の理科について ～秋田県の結果を含めて～
26.3	人・自	八郎潟の単体ヒドラに関する研究3
26.3	人・自	北東北3県の農作物に対する温暖化の影響予測 - リンゴ・コメの場合 -
26.3	人・自	八郎潟のヒメタニシの感覚器異常の継続調査 2013年版
26.3	人・自	自動撮影装置を用いた動物の生態学的調査方法に関する基礎的研究 - 秋田県の実験データベース構築に向けて -
26.3	人・自	秋田県内陸部を流れる玉川の観光資源としての評価に関する研究
26.3	人・自	異クマムシ綱のクマムシの採集について

指導教員別 大学院学位論文題目一覧（平成22年度～平成25年度修了者分）

修了年月	専修	学位論文題目
24.3	社会科教育	在郷軍人会と地域社会からみた歴史教育～秋田支部の実態と民衆～
24.3	家政教育	中学校技術・家庭科における地域の食文化に関する研究 - 秋田県の郷土料理を取り入れた調理題材の選定と実践 -

「秋田学・白神学」調査研究旅費申請成果報告書

「秋田学・白神学」研究推進経費（調査研究旅費）について、以下に成果を報告します。

(1) 講座名称等：音楽教育

研究代表者 氏名：桂 博章

(2) 研究課題名称（研究題目）

秋田県における芸能の伝承 — 「獅子踊り」と「飾山囃子」を中心に—

(3) 研究対象地域（市町村等）

仙北市角館町、仙北市田沢湖町（生保内）

(4) 研究の目的

角館の祭礼の山車の上で演奏される「飾山囃子」の伝承組織（組）とその変容、及び仙北地方の「獅子踊り」の様式、及び伝承組織について、現地調査により明らかにし、時間的、空間的視点から、民俗芸能の伝承について考察する。

(5) 使用旅費の内訳

12月5、6日に角館町仙北市（お祭り行事保存会会員、教育委員会文化財課、人形師自宅）と田沢湖町（教育委員会）で、調査を行い、旅費を支給された。また、3月17日、18日に再び田沢湖町と角館町（郷土芸能振興会、わらび座等）で調査を行った。

(6) 研究の成果

過去に行った仙北地方での調査（「飾山囃子」と「踊り囃子」の伝承組織）と、秋田県北部における調査（「獅子踊り」の伝承組織）の結果を比較することにより、これらの芸能の伝承、及び伝承組織の時間的、地域的な違いが明らかになり、また、秋田県の民俗芸能の保存の方法についての指針を得ることができた。

(7) 今後の研究展望

わらび座デジタルアートファクトリに依頼したモーションキャプチャによる獅子踊りの計測データを分析し、演奏動作の様式について研究する。

「秋田学・白神学」調査研究旅費申請成果報告書

「秋田学・白神学」研究推進経費（調査研究旅費）について、以下に成果を報告します。

(1) 講座名称等：教科教育学講座（当時）

研究代表者氏名：川村 教一

(2) 研究課題名称（研究題目）

男鹿半島のジオパークにおけるジオサイトの評価についての実地研究

(3) 研究対象地域（市町村等）

男鹿市

(4) 研究の目的と意義

近年、秋田県では男鹿半島・大潟ジオパークほか日本ジオパークネットワークにより認定され、秋田県は日本トップクラスのジオパーク保有県となった。ユネスコによると、ジオパークでは教育的な活用も求められている。これまでも男鹿半島地域は地域の学校により教育利用がなされてきたが、それらによる成果は明らかにされていない。

本研究では、男鹿半島・大潟ジオパークを例として、多くのジオサイト（地学的な見どころのある地点）にみられる自然事象の生涯教育・学校教育的な教育実践上の価値を明らかにするため、現地調査をもとに素材としての評価を行い、秋田県におけるジオパーク推進のための基礎資料を提供したい。本研究により、自然環境の保全意識を一層高揚させるようなジオツーリズムの推進に貢献することができると思う。

(5) 使用旅費の内訳

JR 旅費・日当 2,780 円

レンタカー雇上費 @4,200×6日=25,200 円

レンタカーガソリン代（5回分計） 2,888 円

(6) 研究の成果

1. 安田海岸のジオサイトの評価

(ねらい)

男鹿市安田（あんでん）の海食崖である通称安田海岸には、地質学的に貴重な露頭があり、古くから学術研究の対象となってきた。また、学習用観察地として、一部の教員にはよく知られている。なお、本地域は国定公園であることから、露頭からの試料採集は原則禁止されている。観光や学習用資源として本地域を活用する場合、試料採集なしで成果が得られるのかを検討した。

(方法)

本研究にかかる野外調査では、ジオサイトまでのアクセシビリティ、キャパシティ、教育資源としての価値の視点から現地での情報収集を行った。とりわけ教育資源の調査では地層の岩相等を記載することにより、児童生徒、学生などを対象として行う野外活動用の教材の価値を検討する基礎資料とした。これらの視点をもとに各項目ごとに AA(好適)、A(適)、B(やや適)、C(どちらともいえない)、D(不適)の5段階で評価した。

(評価)

アクセス：A

大型バス1台ならば露頭まで徒歩5分程度の位置までアクセス可能。大型バス2台以上ならば、徒歩15分程度の県道で下車。

ジオサイトのキャパシティ：AA

40人程度の団体でも活動するのに十分な観察場所がある。40人を超える場合、4つの露頭での活動が可能なので、グループに分割して活動を行うことが可能である。団体での利用が十分可能なジオサイトである。

教育資源：AA

ジオサイト内には4か所の学習用に好適な露頭があり、教育実践を行ったところいずれの露頭でも成果が見られた。これら4露頭を北から順に、ここでは第1露頭～第4露頭と呼ぶことにする。

第1露頭では、北海道の洞爺カルデラで噴出した洞爺テフラが見いだされる。色調が上下の地層と異なるため地層として識別しやすい。また、生痕化石や正断層が明瞭に観察できる。このテフラを採集して中学生向けの授業で使用したところ、火山灰の対比教材として使用可能であることが分かった。

第2露頭では、沼沢地性の地層に重なる河川性の地層が見られ、両者は不整合面で接している。不整合の観察教材として好適である。

第3露頭では、亜炭層中に挟在する阿蘇1テフラが観察できる。第1露頭の洞爺テフラと併せ、広域テフラの分布の実態を理解させるのに好適な教材である。また、比較的小規模であるが断層が見られたが、現在は埋もれてしまっている。

第4露頭では、化石床、亜炭層、男鹿軽石層、泥層～礫層、断層、不整合面といった、義務教育の理科において学習すべき事項が1か所でみられる教育資源の視点から貴重な露頭である。本露頭で教育実践したところ、参加者の地層観察能力が向上することが明らかになった。

その他：

解説案内板があるが、植生が繁茂してたどり着きにくく、参考にしにくい。現地に公衆トイレがない、自家用車は路肩に駐車しなければならないなど、観光資源とするために若干の整備が求められる。また、調査期間中に大雨による表土の崩落により、露頭での地層露出状況が大きく変わった。観光・学習用資源として一層の活用を図るには、露頭状況を逐一巡視し、観察可能な事象をジオサイト見学者に情報提供する必要が求められると感じた。

2. 鵜ノ崎海岸のジオサイトの評価

(ねらい)

男鹿市鵜ノ崎海岸には、女川層の露頭があり魚類化石を産することで有名である。本地域も国定公園でもあることから、露頭からの試料採集は原則禁止されている。観光や学習用資源として本地域を活用する場合、試料採集なしで成果が得られるのかを検討した。

(方法)

安田海岸と同様の方法で調査を行った。

(評価)

アクセス：AA

大型バス数台が駐車可能で、露頭のすぐ横に駐車できる。

ジオサイトのキャパシティ：AA

40人程度の団体でも活動するのに十分な観察場所がある。40人を超える場合、露頭が広いので、グループに分割して活動を行うことが可能である。団体での利用が十分可能なジオサイトである。

教育資源：A

ジオサイト内の1か所に魚類化石が観察できる学習用に好適な露頭があり、観察に好適である。化石の採集はさせず、観察のみで教育実践を行ったところ、中学生が化石探しに没頭するなど成果が見られた。

(7) 今後の研究展望

ジオパークの観光資源のうち自然物にかかわるものは、地形・地質の観察が中心であった。これに対して、今後は地形が発生要因となる自然現象もジオパークの資源となりうる可能性もある。他の地方であれば、四国北西部、愛媛県における肱川嵐という局地的な気

象現象の観光資源としての検討がその先行例である。

今後は、男鹿半島の地形がもたらす自然現象のうち、潮汐や局地気象にかかわる現象についてその発生要因を明らかにし、ジオパークにおける新しい教育資源として学校関係者や一般市民向けにPRすることが考えられる。

秋田県における民俗芸能の伝承

秋田大学教育文化学部 桂 博章

第1章 民俗芸能を伝承する意義

(1) 学校における「日本民謡」と「民俗芸能」の扱われ方

秋田県は「芸能の宝庫」「民謡王国」などよく呼ばれます。事実、「秋田おぼこ」「秋田船方節」「本荘追分」などの「秋田民謡」は全国的に知られていますし、中にはプロの民謡歌手になるために他県から秋田に来て師匠について民謡の修業をしている若い人もいます。また、民謡以外の民俗芸能も、秋田市の「竿灯」、羽後町の「西馬音内盆踊り」、鹿角市の「毛馬音内盆踊り」、秋田市土崎のお祭りの「港囃子」、仙北市角館町の祭り囃子や手踊りも含めた「祭り行事」など、国の重要無形民俗文化財に指定されている民俗芸能の数も秋田県が全国で最も多く、その他にも獅子頭をつけて舞う「獅子踊り」(注1)、「番楽」(注2)など、秋田県は種類においても、また数においても民俗芸能の豊富な地域であるといえます。しかし、竿灯祭りなどのよく知られた芸能を除き、一般には民謡や民俗芸能は「年寄りのするもの」「一部の人がするもの」という意識が強く、特に若い人にはその傾向が強いのではないのでしょうか。

大学での私の専門分野は学校の音楽の先生の養成で、私の授業の受講生の多くは、将来、小・中学校の音楽の授業を担当することになります。大学での授業中、学生に「皆さんが小・中学生だった時、音楽の授業で『民謡』を習いましたか」と何度か質問したことがありますが、習ったことがある学生はほとんどおらず、因みに昨年度の授業では、60人前後の受講生の中で、民謡を習ったことを覚えていた学生は2人しかいませんでした。同様に、秋田県の民俗芸能について知っていることを尋ねても、答えられる学生はほとんどいませんし、学校で習った記憶のある学生もほとんどいません。ところが、音楽科の学習指導要領には、音楽の授業で指導すべき音楽の種目、ジャンルとして、「日本民謡」「郷土の音楽」といった用語が繰り返し出てきますし、箏や三味線などの日本の伝統的な音楽についても楽器の実技も含めて教えるように記載されています。例えば「民謡」に関しては、「日本の民謡」と「世界の民謡」を教えるように定められていて、「イタリア民謡」や「イギリス民謡」などの代わりに「アフリカの民謡」や「アジアの民謡」を教えても問題はないのです。また意外に思われるかもしれませんが、仮に小・中学校を通して西洋音楽について全く教えず、音楽の授業でベートーヴェンやモーツァルトについて教師が触れなくても問題はなく、学習指導要領の規定の上では「日本の音楽」と「世界の音楽」という扱われ方になっているのです。

音楽科の学習指導要領では我が国の音楽を教えることが重視されているのに、どうして多くの音楽の先生が民謡も含めた郷土の「民俗芸能(郷土の音楽)」や日本の伝統的な音楽を教えないかというと、音楽の先生は西洋音楽を中心とした訓練を受けてきたために、音楽の演奏技術の面でも、また音楽に対する価値観についても西洋音楽を土台としていて、日本の音楽については意識が向け



大学生による「土崎港囃子」の指導(秋田大学教育文化学部附属小学校にて)

られないということがあるのでしょうか。また、システムというのは一度出来上がってしまうとそれが固定化してしまい、学校の音楽教育においても教員も含めた関係者の生活を守ることが必要ということもあり、音楽の授業内容を作り変えることが難しくなるのでしょうか。

(注1) 秋田県では獅子踊りを、伴奏楽器の名称でもある「ささら」と呼ぶのが一般的です。

(注2) 山伏神楽のことで、「神楽」は来臨する神を迎えるための神事芸能です。

(2) 東日本大震災と民俗芸能 民俗芸能の教育的価値

インターネットで自分の好きな音楽をダウンロードするなど、近年では誰もが気軽に音楽を楽しむようになり、新しい歌手や曲の情報も、若い人の間ですぐに広まるようです。このような状況では、若い人たちの多くが民俗芸能や民謡に対して、「古い音楽」、「年寄りの音楽」といった骨董品のようなイメージを持つのも当然のことのように思われます。しかし、民謡も含めた「民俗芸能」は時代遅れのものとして、あるいは過去の遺物として保存するだけのものなのでしょうか。

民族音楽学者として世界的に活躍しておられる藤井知昭さん(昭和7年生まれ)という方が、ある学会で次のような発言をされたことが強く記憶に残っています。「現在、フランスの音楽学者の間で、日本の民俗芸能についての研究熱が高まっている。というのは、東日本大震災の後、壊滅的な被害を受けた土地で民俗芸能をいち早く復活したことに驚いており、なぜこのようなことが起こったのか、多くの学者が明らかにしようとしている」というような内容でした。多くの民俗音楽の担い手の命、楽器や衣装などが津波で失われた状況で、人々が土地の芸能を復活させたのは奇跡的なことだと、フランスの研究者には思われたのです。行政的な面からも民俗芸能の復活のための予算を獲得し易かったという面もあるでしょうが、それだけでは地域の芸能を復活させることはできません。普段は余り意識することはなくても、民俗芸能は私たちの血の中にあるもの、生きるための力になるものと言えるのではないのでしょうか。



復活した三陸の民俗芸能(角館駅前:平成26年秋、国民文化祭での演奏)

西洋音楽を聴いていると確かにその普遍性、美しさ、精緻さなどに圧倒されることがよくあります。プッチーニ作曲のオペラ『蝶々夫人』の中で、日本の長唄の『越後獅子』をオーケストラで演奏する箇所がありますし、また、西洋のオーケストラで日本の雅楽をそっくり真似て演奏することも出来ますが、この逆は出来ないことから、西洋の音楽は世界のどの音楽よりも普遍性を持っているといえます。西洋音楽はリズムと音階、あるいは横(リズム)と縦(音の重なり)とが、子どもが遊ぶブロックのように規格が統一されているので、パーツを組み合わせて巨大な建物を造り上げることができるのです。

それに対して日本の音楽、郷土の音楽は、西洋音楽のような普遍性、合理性を持ってはいませんが、しかし、歴史や生活感情を土台にして発達してきた郷土の芸能や音楽は、誰でも演奏の稚拙、好き嫌い等を、実感を伴って判断することができます。作家の司馬遼太郎は「実感」ということについて、次のようなことを言っています。「“歴史・風土の上での実感”ということが、ひとことでいえば文化そのものなのである。文化というのは元来不合理なもの・便利でないもの・均等的でないものをいう。

不合理であればこそ、人間のくらしを包んでくれて、ときには生きるはげみになるということを思わねばならない」(注3)。郷土の音楽、芸能は、多くの人が実感することができ、生きる力となるもの、また先行世代と次の世代を結びつけるものとして、教育上、有意義なものであると私は考えています。

(注3)『嵯峨散歩仙台・石巻』、街道をゆく26、朝日文芸文庫 15頁)。

(3) 民俗芸能との出会い

私が民謡を含めた郷土の芸能に関心を持ったのは、30年近く前に秋田に来て、竿灯祭りの余興で偶然、地元の民謡歌手の唄を耳にしたことにあります。秋田に来るまでは民謡を生で聴いたことがほとんどなく、関心もなかったのですが、その時、直観的に「学校で子供達に教える価値のある音楽だ」と感じました。その後、その時に聴いた民謡歌手の千葉美子さんに非常勤講師をお願いし、大学の授業で秋田民謡を教えてもらっています(注4)。



秋田大学での発表会で、学生と一緒に歌う千葉美子氏

私自身はその後、個人的な関心から田沢湖町や角館町(現仙北市)などで、民謡や祭り囃子、踊りなどの担い手から聞き取り調査をしたり、地元

の新聞に掲載された芸能関係の記事を調べたりしてきました。民俗芸能の担い手からお話を伺っている内に、「時間の経過や社会の変化に応じて芸能も変わっていく」ということを強く感じるようになりました。また、民俗芸能は素朴であると思われていますが、仙北地方の民俗芸能はそうではなく、実は都会的、人工的で洗練された芸能であるということも知りました。この小論では、民謡も含め我々の民俗芸能についての誤解を解き、民俗芸能の新しい一面を示すことができればと考えています。

また、多くの芸能関係者にお世話になりましたが、今では故人となられた方や、高齢のために介護を受けられるようになった方が何人もいらっしゃいます。これまで記録してきました、芸能の担い手の生の声から、どのような気持ちで皆さんが芸能を伝承されてきたかを伝えることができ、それにより秋田県における芸能伝承に僅かでも寄与できれば幸いに思います。

(注4)平成3年から千葉美子氏と尺八奏者の藤丸貞蔵氏に、秋田大学教育文化学部の「日本民謡演習」の授業の非常勤講師をお願いし、後に睦美流家元の佐々木實氏にも非常勤講師として指導をお願いしました。

第2章 角館のお祭りと芸能の伝承

(1) 角館の位置(人の往来と民俗芸能)

民俗芸能に対しては、「田舎で生まれ、田舎の生活と結びついた素朴な芸能」というイメージが持たれているようですが、しかし実際には、芸能が盛んな土地は物や人の行き来が盛んで、経済的に豊かなところの方が多いようです。芸能は他の土地の芸能の影響を受けて発達しますし、暮らしに余裕がなければ唄や踊りどころではなく、洗練した芸能を産み出すこともできません。秋田県は農業と鉱業の面で豊かな土地で、農業に関しては旧佐竹領だったところでは冷害の被害がほとんどありませんでした。また今では想像できないほどの多くの鉱山があり、鉱山の周辺には人やお金が集まり、それ

を目当てに芸人も集まってきましたので、秋田県は芸能が盛んになる条件に恵まれていたのです。

その中でも角館は、福島県の桑折から山形、秋田、青森に到る羽州街道からは少し外れたところに位置していますが、東西南北に通じる街道が交差しているために人々の往来が盛んで、芸能も人々の移動に伴って伝播されました。角館のお祭りの踊り囃子の組の所在地を調べてみますと、角館を中心とした街道筋に点在しています。また、この地方で盛んな民謡の手踊りも、角館の南の平野部で盛んに踊られていた踊りが、角館に伝播したものです（注5）。

芸能の伝播は周辺地域からだけに留まらず、門付け芸人や歌舞伎の興行などによって、江戸や上方から各種の近世邦楽も伝えられています。また、角館の周辺地域には、昔は多くの鉱山があり、鉱山の労働者のための娯楽として、地元の手踊りや芝居と並んで、江戸、上方などの芸人により歌舞伎、長唄、文楽、義太夫、常磐津、新内等の芸能が演じられていました。角館の祭り囃子には長唄、能楽などの影響と、民謡の手踊りや神楽などの地元の芸能の影響の両方が見られますが、それは交通の要衝に位置する角館という地方の小都市に、江戸や周辺地域から各種の芸能が伝播された結果です。また、こうした地理的な条件に加え、角館には久保田藩の分家である北家が置かれていたために、周囲を山で囲まれた角館は独自の小文化圏を形成し、その中で他の地域からもたらされた芸能を育むための条件を備えていたといえます。



角館の武家屋敷



桜の頃の武家屋敷

（注5）民謡の手踊りは秋田甚句の掛け声から「サイサイ」「サイサイ踊り」と呼ばれ、県南の横手も含め、仙北地方で広く行なわれていました。

（2）角館のお祭り お祭りのいろいろ

角館のお祭りは、行事全体が国の重要無形文化財に指定されており、毎年9月7、8、9日の3日間行われます。本来は薬師堂のお祭りだったのですが、明治期の廃仏毀釈で薬師堂の薬師如来が神明社に預けられ、また氏子の居住地域が重なることから、神明社にも曳山が行くようになりました。現在は9月の7日と8日が角館の総鎮守である神明社の、8日の夕方から角館の産土である薬師堂のお祭りとなっています。

私たちがお祭りを思い浮かべる時、「祭り囃子」、「曳山に飾られた人形」、「山車の運行」などが目に浮かぶことが多いと思いますが、お祭りの本来の意味は神様を招いておもてなしをすることにより、災いがふりかからないように、また豊作をもたらしてくれるようお願いすることにあります。各地のお祭りの違いは、どの部分に凝るか、あるいは労力をかけるかで決まり、土地によっては「からく

り人形」であったり、曳山の上での「歌舞伎」であったり、曳山の飾りであったりします。たとえば秋田県の「花輪ばやし」と呼ばれている花輪のお祭りの場合は、太鼓、横笛、三味線、鉦からなる賑やかな囃子が発達し、各町内の屋台が花輪の駅前の広場に次々と入場し、勢揃いして屋台囃子を一齐に演奏するのがお祭りの目玉になっています。神様をおもてなしすることよりも、生きている人間が楽しむことが中心になったようなお祭りといえますが、全町の屋台が駅前に勢揃いしてお囃子を演奏する形になったのは観光客が増加した昭和43年からで、そう古い形態ではありません。また、囃子の楽器の中でも太鼓と鉦は町内の若者が演奏しますが、横笛と三味線は「芸人」と呼ばれる町の外の専門家が担当しているのも特徴です。花輪ばやしに限らず、山車の形やお祭りに伴う芸能、担い手などは、お祭りによって違ってきますし、同じお祭りでも時代と共に変化していきます。

角館のお祭りについては、テレビやポスターなどで曳山のぶつけ合いの様子がよく放映されたり、観光客のための「山ぶつけ」があり、またそれを楽しみにしている曳き手も多いので（注6）、曳山のぶつけ合いがお祭りの山場だという印象がありますが、個人的には角館のお祭りの一番の魅力は「飾山囃子^{おやまはやし}」と呼ばれているお囃子と、洗練された「踊り」にあると感じています。

平成25年のお祭りでは、曳山は18台出ましたが、山の数は時代と共に増え、因みに戦前の昭和10年には7台、昭和61年には16台出ていました。角館のお祭りの曳山の前方には2人が踊れる程の広さの舞台があり、また、少し低くなった水屋の中には太鼓、笛、三味線、鼓、擦り鉦からなる囃子手がいて、踊りと囃子を演奏します。今は山車に車輪をつけ、綱で引っ張って動かす曳山ですが、町に電気が通じ、電線が張り巡らされる前は、担ぎ手が肩に担いで動かす担ぎ山で、高さも10～15メートルもありました。そのために昔は囃子手と踊り子は今のように山車には乗らず、歩いて山車の後をついて行き、ところどころで止まっては、地面の上で演奏していました。

私は大阪で生まれ育ったために、秋田の芸能を直接に見るようになったのは後年になってからなのですが、角館周辺の手踊りを見てからはその優雅な芸能に魅せられ、9月7、8、9日のお祭りや2月11日に角館町の広域交流センターで催されている「飾山囃子」の発表会によく通いました。



角館のお祭りの曳山



曳山のぶつけ合い（山ぶつけ）



曳山の上での踊り

今では曳山の上や広域交流センターでの「飾山囃子発表会」で角館の町の人が囃子の楽器を演奏したり、踊ったりするのを見るのは当たり前のことですが、以前は町の住民がお祭りで演奏される踊り囃子を演じることはありませんでした。それでは、どのような経緯で町の人も囃子と踊りを担うようになったのでしょうか。次の項ではお祭りで演じられる「踊り囃子の曲」と「時代によるその担い手の移り変わり」を見てみることにします。

(注6) 2台の曳山がすれ違う際など、運行の優先権を巡って双方間で交渉が行われ、「山ぶつけ」は話し合いが決裂した結果、行われます。「山ぶつけ」自体が目的となった最近のお祭りに批判的な人が以前は多かったようです。

(3) 曳山の上で演奏される曲

お祭りのお囃子の曲は、他の土地から伝わってきた曲が長い時代に徐々に定着し、固定化した結果、現在のようなレパートリーを持つようになりました。したがって、祭り囃子について、「他には無い独自の囃子である」、「京都の祇園囃子が伝わってきたのが始まりである」というような言い伝えをその土地で持っていたとしても、実際には秋田県や近隣の県のお囃子や演芸の曲に似た曲がよく見いだせます。たとえば、角館のお囃子の代表的な曲である「拳囃子」という奉納のための曲は、「剣」という字が当てられることもあります。秋田県の他のお祭りでよく演奏されていますし、「日本竹」という曲は、鹿角市の「花輪まつり」で演奏されている「日本滝」という曲とよく似ています。

角館のお囃子の起源についての定説はないのですが、今から200年ほど前、角館町に隣接した中仙町(現大仙市)小沼にある「小沼観音」のお祭りで、江戸で流行っていた囃子を覚えてきて演奏した人がおり、それを角館の武士を中心にした芸能好きな人が今の囃子の形に作り直したとされています(注7)。また、「佐竹藩の家臣の中に能楽、神楽、番楽、獅子踊りを担う、今宮という一門があり、常陸からの国替えに伴って角館に居住し、文政の頃(1818~1829)角館の秋祭り、曳山の中で演奏する飾山囃子を完成させた」という説を唱えている人もいます(注8)。このように、江戸囃子が間接的に角館に伝えられ、それを、武士を中心とした芸好きな町の人によって、今の形の囃子に完成したとする考え方が受け入れられているようです。

現在、お祭りの時に曳山で演奏されるお囃子は14曲程度で、演奏される目的から、次のように分けられます。昔、演奏されていた囃子が演奏されなくなったり、逆に新しく付け加えられたりするなどして、現在では上記のレパートリーが固定化しました。

曳山の進行に伴う曲(踊りはつかない)

「寄せ囃子」：曳山が動き出すことを周囲に知らせます。

「上り山囃子」：目的地に向かう時に演奏される曲で、1日目の夕方に神明社に、2日目の夕方に薬師堂に参拝に向かう時に演奏されます。この他にも、2日目の昼間、各丁内の曳山が佐竹北家当主の上覧に向かう時にも演奏されます。ゆっくりした曲で間を取るのが難しく、演奏者の稚拙がよくわかる曲ですが、舞台上で演奏しても余り受けないとのこと。

「下り山囃子」：目的を達して帰る時の曲で、テンポが速く、軽快な曲です。祭りを離れ、舞台上で演奏する時にはどの囃子の組も必ず入れています。

「^{さが}下り藤」：山車が方向転換する時に演奏されます。

「荷方囃子」：時間繋ぎや、山車が町内を練り歩く時に演奏されます。

「神楽囃子」：山車をぶつけ合う時に演奏されます。

奉納のための曲（踊りを伴います）

「拳囃子」：舞台などでは必ずと言ってよいほど演奏される曲で、秋田県の他の祭りでもよく聞かれ、「剣囃子」と書かれることも多いようです。神楽の巫女舞いから生まれたという人もいます。

「日本竹」：片足で立ち、左右の手を交互に前に突き出す仕草が特徴的な踊りの曲で、「太神楽の曲芸の囃子の曲」、あるいは「駒廻しの伴奏に使われているのを聞いたことがある」と言われています。

余興のための曲（江戸の流行唄や地元の民謡です。曳山の上では唄がつかず、囃子の伴奏でおどられます。）

「秋田甚句」「秋田おばこ」「秋田音頭」「おやまこ」「組音頭」「かまやせ」「おいとこ」などが踊られます。

（注7）富木耐一『おやまばやし』（「角館祭りのやま行事」伝承教室テキスト）角館町教育委員会 1994年。

（注8）蔦谷秋山『祇園会と飾山囃子』私家本 1990年。

（4）芸能の担い手

ア．「町の芸能」と「近郊農村」の芸能

地元紙の角館時報によりますと（注9）昭和5年の国勢調査では、角館の町の世帯数は6,526、人口は男3,121人、女3,405人、計6,526人とあり、地方の小都市でした。町は武家が住んでいた内町と、その南の商人が住んでいた外町に分けられ、住んでいる人にとっては内と外とでは大変な違いがあったようです。人形師の蔦谷秋山さんという方は昭和3年に外町の商家に生まれましたが、「内町に入ると道にはきれいに砂利が敷かれており、内町を歩く時には緊張した」と言っていました。町の北東方向の角館高校のある所などは「町外れ」という意識で、角館という地方都市は小宇宙ともいえる世界だったのです。

現在、角館のお祭りの山車の上でお囃子（飾山囃子）を演奏している人達は、角館の町中と近郊の農村地帯に住んでいる人の両方がいますが、昔は町中に住んでいる人がお囃子を演奏したり踊ったりすることはなく、町の住民の音楽と近郊農村の住民の音楽に違いがありました。蔦谷さんは祖母の影響で子どもの頃から芸事が好きで、近郊農村に住む人達が演奏している飾山囃子を演奏したくて、昭和30年代の終わりに、その当時は中川村とっていた近郊の農家の太鼓の名人のところへ、弟子入りを頼みに行ったそうです。しかし、太鼓の名人からは「何で町中の人に教えなければならないのか」と最初は断られ、その後、やっと弟子入りを認められて、街中から近郊の農村へ徒歩で通い、お礼として盆と暮れにお酒と油を師匠に差し出したと言っていました。しかし、弟子になってお祭りで太鼓を叩いていると、「町の者が、農村の人と一緒に太鼓を叩くものではない」と、町の人から諫められたそうです。

このように、町の人と近郊農村に住む人の間で



曳山の水屋の中の囃子奏者

は、音楽的嗜好が違っていたのですが、それでは、角館の町と周辺の住民は、昔はどのような音楽を嗜んでいたのでしょうか。

表は、音楽の種目毎に、大正11年から平成5年まで、角館時報に記事が掲載されていた回数を5年区切りで記したものです。

表：角館時報に掲載された音楽関係の記事の数

	琵琶	謡曲	義太夫	箏	日舞	歌舞伎	囃子	民謡	ササラ	神楽	番楽	盆踊	浪曲	歌謡曲	演芸会
大11～昭2	15	4	6		2	4		21	3	3			4		1
昭3～7	2	1	2			2	13	46	5	5	1	1	1		1
昭8～12		1	1			11	21	46	7	3	2	4	2		5
昭13～17	4		4		1	14	7	33	2				6	3	13
昭22～27		1	1	1	4	5	18	45	11	1	1	2	10	2	3
昭28～32				1		2	28	73	10	2	2	1	4	3	2
昭33～37		1			2		26	67	8	4	3	5	3	9	10
昭38～42		1			1		30	62	5	1		8		10	8
昭43～47		1			4		14	23	6		3	1		4	1
昭48～52					1		21	27	2		5	2		2	2
昭53～57		1		2	1		21	35	7		3			4	
昭58～62							9	23	6		4			5	
昭63～平5		2		2	1		12	27	7		2	1		6	1

この中には実際の演奏が行われず、たとえば「飾山囃子」についての解説や論評も含まれ、また角館時報の発行が休止されていた時期もありますが、この表から、角館の町とその近郊で享受されていた音楽の種類や盛衰のおよその傾向が分かります。まず、「民謡」、「お祭りのお囃子（飾山囃子）」の掲載回数が多く、その他にもササラ（獅子踊り）（注10）、神楽・番楽が盛んで、これらの民俗芸能は主として近郊農村で盛んだったようです。それに対して町の人々は、いわゆる「邦楽（日本の伝統音楽）」を享受し、大正時代から昭和の初期にかけて、「琵琶」「義太夫」が、また昭和の中頃までは劇場での「歌舞伎」の興行が町の人に享受されていました。また大衆芸能の浪曲（浪花節）は廃れましたが、その伝統は歌謡曲（艶歌）の中に受け継がれていきました。一概には言えませんが、このように一般的には町の住民は邦楽を、近郊農村の住民は民俗芸能を好む傾向がありましたが（注11）、昭和の初めに活動写真（映画）や歌謡曲が入ってくるようになって、伝統的な邦楽は余り流行らなくなりました。

また、戦前と、戦後暫くの間、「演芸会」とい見出しの記事が多く掲載されています。これは町や近郊農村の住民が民謡、流行歌、手踊り（民謡、あるいは流行歌に付けた踊り）劇、時には合唱や洋楽器などを舞台の上で演じるというもので、「出征家族の慰問」という大義を掲げて開催されたことも多いようです。それに対して行政の側から「出征軍人にかこつけて、演芸会を開き過ぎだ」という苦言が呈されたという記事も掲載されています。町の住民と近郊農村の住民の間では担われる音楽、芸能は異なっていましたが、いずれにしても記事からは、芸能が盛んだったことが窺えます。

（注9）角館時報は、休止の時期もありましたが、大正11年11月から、昭和11年12月、第488号まで発行されています。

（注10）秋田県では3人の舞い手が獅子頭を付け、太鼓をお腹の前につけて演じる3人一組で演じられる舞いで、祖先の霊を供養したり、災いを取り除いたり、豊作を祈願するために演じられます。秋田県では伴奏楽器の名前を取って「ささら」と呼ばれることが多く、また地域、集落毎

に違いがあり、舞い手が太鼓の代わりに体の前につけた幕を持って踊るところもあります。

(注11) 大仙市西木村西荒井では「歌舞伎」を演じたり、その他、「歌舞伎の所作事」も演じる組が農村にありました。江戸時代に江戸、隣県からの芸人が角館に来ていたのですが、芸人を町中に泊めることが禁止されたので、芸人が近郊農村に泊まり、そのことによって端唄、長唄、義太夫、歌舞伎は町の中だけではなく、一部の近郊の農村でも享受されていました。また、「盆踊り」は、町の住民により通りで踊られていました。

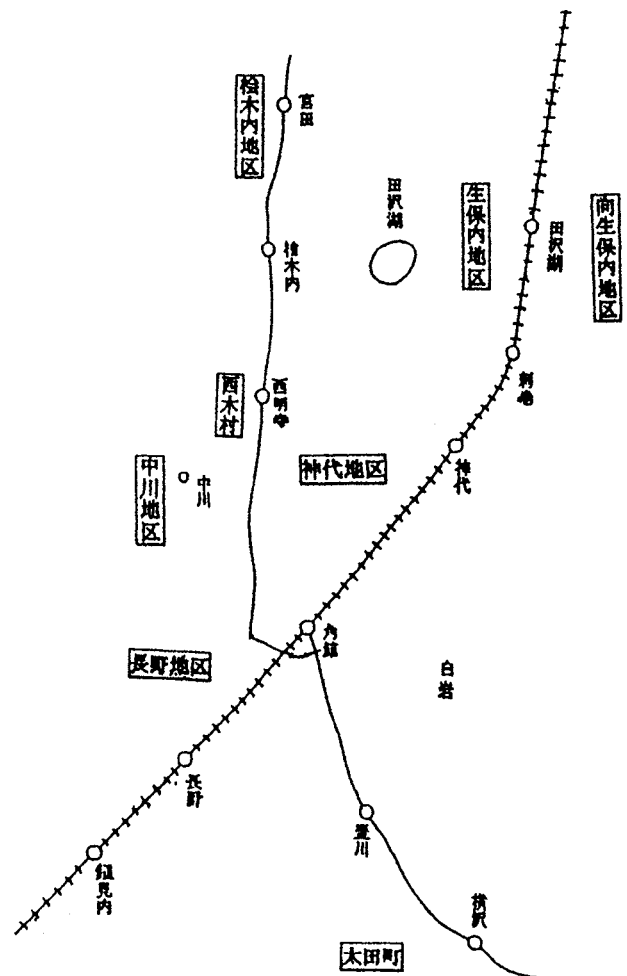
イ．祭り囃子の担い手

お祭りの準備をしたり、山車を曳いたりするのは町の人であっても、囃子や踊りは近郊農村の住人が担うという例は、埼玉県の川越祭りなど、全国的にもよく見られます。秋田市土崎の港祭りは、今では町に住む人がお囃子を演奏していますが、以前は町の外の農村の住民が演奏していました。

角館の飾山囃子も、明治期から昭和30年頃まで、近郊の農村の住民によって担われてきました。近郊農村の住民は角館の町の商店で「付け」で買い物をし、借金の担保として土地を失っていったために、角館の町には近郊農村の地主が住むという構図ができていました。近郊農村の住民がお祭りの時に囃子や踊りを演奏するのは、地主に対する奉仕という意味があり、町内から謝金が支払われるようになったのは大正時代に入ってからで、その前は祭りの期間中、地主が囃子手にお酒と食糧を提供するだけでした。また、昔は徒歩で移動していましたので、お祭りに歩いて来て、歩いて帰る範囲の農村の住民が囃子や踊りを担い、初めは中川、それから神代、西木村の住民がお祭りでお囃子と手踊りを演奏していました。

お祭りの山車の上でお囃子や手踊りを演奏している近郊農村の演奏者は、祭り囃子だけを専門に演奏しているわけではなく、ある時には民謡の三味線・笛、太鼓、ある時には歌舞伎の三味線、またある時には「ささら(獅子踊り)」の笛・太鼓というように、祭り囃子は数ある芸能のひとつだったようです。楽器を習い始めた動機も、「酒席で笛が吹けたら」とか、「結婚式で三味線を弾いて、司会をしてみたい」、「最初は農民歌舞伎をやっていた」というように、他の芸能をやっている内にお祭りの山車の上でお囃子を演奏するようになった人が多く、今日のようにお祭りの囃子と踊り(飾山囃子)だけを演奏するグループではありませんでした。また、近郊の農村では当たり前のように横笛、三味線を伴奏に手踊りが演じられていましたので、そのような人がお盆やお祭りに町に出てきて、辻に莫座を敷いてその上で楽器の伴奏で手踊りを披露することも行なわれていました。

大正14年9月に発行された角館時報(9月19日第69号)に掲載された記事に「本年は各町の催が多



地図：角館とその周辺

く指を折れば手踊だけでも二十組から数へられる。一組踊子と囃とで十人づゝと見ても二百人の人々を附近村から狩集めたわけだ」とありますが、昭和の初め頃までは、芸能が当たり前のように担われ、お祭りの囃子と踊りのメンバーは部落内で簡単に揃い、山車の上での演奏を依頼されると、楽器、踊りの上手な人が即席にメンバーを組んで山車の上で演奏していました。囃子や踊りが盛んな時には、空気と同じように、ことさら意識されることなく、大勢の人が生活の中で普通に芸能を演じていたのです。

近郊農村では女の子の多くが踊りを習い、酒席では土地の唄や踊りが盛んに演じられるような環境でしたので、近郊農村にはたくさんの演奏の組がありました。囃子と踊りの組は別なのですが、囃子の組のリーダーの奥さんや近親者が踊りを教えていたり、あるいは囃子を演奏する時の踊りの組が決まっていたりしましたので、囃子の組と踊りの組は、いわばセットになって演奏グループを形成していました。初めの頃の飾山囃子（踊り囃子）の組は「地縁」により、あるいは「地縁」と「血縁」の両方により結成され、構成員の居住範囲も集落が単位になるなど比較的狭く、近郊農村の多くの人が自ら芸能を演じるような環境では、「組」という意識は余り持たれていませんでした。

ウ．娯楽の多様化 活動写真、ラジオの影響

農村に住む人々の娯楽の中心は民謡や手踊りだったのですが、活動写真やラジオが登場してから、農村における芸能の担われ方も変化したようです。地元紙によると、昭和11年に角館の劇場で活動写真の興行は92日行われ、入場者数は51,280人となっています（注12）。その当時の角館とその周辺の人口が3万3千人程度であることを考えると、かなりの人が「活動写真」をみていたこととなります。また、昭和9年9月17日（第362号）発行の角館時報には角館のお祭りについての論評が掲載されており、そこには次のように書かれています。

「本年は各町内の催に郷土芸術が甚だ歓迎されない現象をみせた。北浦民謡謡としては上新町岩瀬町大横丁の舞台だけ、……甚だ郷土色が希薄であつた。昔は近郷近在の人々が年に一度の祭典に自らの芸を楽しみ又見物の村人もおらが村の誰その笛だ孫の何子の踊だと共に祭をする気分のものであつたと思ふ。」「郷土芸術」、「北浦民謡謡」とあるのは角館周辺の農村の踊り囃子のことですが、以前と比較するとお祭りで町内から出す地元の手踊りの数が減っており、地元の芸能に対する近郊農村の住民の嗜好が変わってきたことが窺えます。

このことは、町に住む地主と曳山の上で囃子を演奏する組の間の力関係の変化にも表れており、それまでは、近郊農村に住む住民が山車の上で演奏したいと地主に頼みに行っていたのですが、昭和10年頃を境に、地主が近郊農村の組に飾山囃子の演奏を頼みに行くようになりました。

（注12）参考のために、その他の主な出し物の興行日数と入場者数を挙げておきます。

全日数：182日	全入場者数：110,860人
活動写真：92日、51,820人	歌舞伎：31日、14,390人
娘歌舞伎：7日、2,500人	歌劇：1日、500人
教化劇：4日、2,000人	民謡：5日、8,200人
人形芝居：4日、1,280人	手踊：6日、6,800人
義太夫：1日、400人	剣舞：16日、18,060人
レビュー：6日、2,360人	

エ．見せる芸能の誕生 仙北歌謡団

昭和の初めの頃に発行された地元紙には、「飾山囃子」「民謡」「手踊り」「ささら」などの民俗芸能

全般を指す言葉として「郷土芸術」がよく使われ、舞台上での民俗芸能の公演を報じる記事にも「郷土芸術」という言葉が当てられています。これと並行して、行政の側でも民俗芸能の価値を認め、その普及に力を貸すような動きも認められます。たとえば、昭和7年には「又々馬力かゝる郷土民謡県社会課で改めて力こぶ」という見出しで、「農村娯楽が社会教育上重要な役目をなしてゐる事に関し県社会課では社会教育課の独立を機とし改めて秋田郷土芸術保護普及会を組織することに決定し目下県下の民衆娯楽郷土芸術の基礎調査中の由……」(昭和7年11月15日第 第296号)という記事が角館時報に掲載されていますし、劇場での郷土芸能の公演を「郷土芸術大会」と報じています。「郷土芸術」という言葉は、郷土の芸能の価値を再識し、再興しようとする復古運動として生まれ、芸能が普通の人々が当たり前のように演じている時には、「芸術」という言葉は使われませんでした。昭和の初めの冷害や不況で農村が疲弊した時代に、農村の活力を取り戻すために、行政の側が郷土芸能の再興に力を貸したことも預かっていたと思われます。

近郊農村の人々が自ら演じることが少なくなっていった時代には、それに代って「見せる芸能」が盛んになります。見映え、聴き映えのする芸能を演じるためには、演奏技術の高い演奏者を集めなければなりません、そのためにはそれまでの地縁や血縁によらずに、もっと広い範囲から演じ手を集める必要があります。このような背景で結成されたグループの中には全国的に活動し、有名になったものもあります。角館の近郊の中川村(後に角館町に編入)では、この頃、部落、地縁を越えた実力者集団が組織され、昭和5年4月に東京日比谷の日本青年館で開催された「第5回全国郷土舞踊大会」に役場の後援を受けて出演しています(注13)。また、郷土の芸能を再評価し、観客の前で演じる潮流は秋田県だけではなく、全国的に見られるものだったようです。

その後、その時のメンバーを母体とし、元小学校校長で芸能に強い関心を持っていた小玉 暁村

(明治14年～昭和17年)をリーダーとして、民謡・飾山囃子・手踊りを中心とした「仙北歌謡団」(昭和7～17年)が結成され、秋田県内ばかりではなく、東京、関西を含めた県外での演奏や、ラジオ放送、レコードの吹き込みなどの活動を行ない、全国にその名が知られていました。リーダーの小玉暁村は、指導力があり、また教員をしていたこともあって話術に長けていたので、舞台での解説、役所との交渉などを担当し、「仙北歌謡団」のメンバーをまとめて秋田の芸能の普及に努めました。また、角館の祭囃子に「飾山囃子」という名前を付けて、世に広く紹介したのも暁村の功績です。



小玉暁村



仙北歌謡団 (野外での公演)



仙北歌謡団 (大阪府の枚方公園での公演)

小学生の時から踊りを習い、「仙北歌謡団」で踊っていた鈴木栄子さんという方にお話を伺ったことがあります。小玉曉村は大変勉強家で、自らは太鼓を打つだけでしたが、踊りにも詳しく、礼儀作法にもうるさかったということです。公演先でよい唄や踊りがあれば、それを覚えるように言われ、和歌山に行った時には「串本節」を覚えさせられたとのことで、私がお宅を訪ねた時には「飾山囃子の踊り」と一緒に「串本節」の踊りも弟子の女の子達に教えていました。小玉は練習での指導も厳しく、下手に踊ると叱られて手を叩かれ、一緒に習っていた子どもに「明日からはもうこない」と言ったりしましたが、翌日には誘われてまた習いに行いったことがよくあったとのことです。鈴木栄子さんのお宅にお伺いした時には、もうお歳で座ったまま、手だけを動かして教えていましたが、その動きがびっくりするほど美しく、今でも強く印象に残っています。洗練された美しい動きは、今の時代では考えられない厳しい修練の賜物なのでしょう。

鈴木さんによると、仙北歌謡団には一時期、他からの演奏依頼が多く、角館のお祭りの山車の上で踊れなかったとのことです。昭和30年代頃までは、演奏技術が高く、地域の枠を越えて活動し、新聞にも報じられた組がいくつか誕生しています。そのような組は、何よりも芸事が好きという熱心な指導者の存在があり、次に述べる「津嶋組」もその一つの例です。

(注13) この頃の中川村を中心とした飾山囃子の演奏者や囃子の組については、田口織之助が地元紙の仙北民友に昭和44年12月3日(第1546号)から、昭和45年3月31日(第1565号)に掲載した、『中川の民謡人と踊子たち(1)～(20)』で詳しく知ることができる。

オ.「津嶋組」について

「^{かま}竈消し」という言葉があります。これは芸事に熱心な余り家業がおろそかになり、遂には竈の火を消す、つまり家を傾ける人のことです。実際に家を傾けてしまった人については聞いたことはありませんが、芸能の盛んなところでは「竈消し」という言葉はよく使われ、仕事よりも芸事を優先した人は多かったようです。ある農家の奥さんは、若い時分、稲刈りで忙しい最中にご主人が踊り囃子の公演で長い間、家を留守にし、1人で稲刈りをして大変だったと話し、側でご主人が苦笑していました。芸熱心な父親の家で育った息子は、父親が家を省みなかった姿を見てそれに反発し、芸事は一切やらないという人もいますが、自分も父親と同じように芸事が好きになって父親の後を継ぐことの方が多いようです。実際に家を傾けたわけではありませんが、芸熱心な人、^{かま}「竈消し」の一人として津嶋留吉さん(明治41年～平成4年)という方がいます。津嶋さんは芸に関して、こまめに記録を残している方なのですが、自らの芸歴や弟子の育成簿、飾山囃子の有名な演奏者等の記録も残しており、自身の芸能歴に次のように記しています。

「大正四年郷土芸能民謡太鼓父吉治より師事9才。大正四年六月梅沢ささら獅子舞父吉治より師事9才。大正十一年より、是れより芸術本番八人芸(注14)和楽一般西宮徳水(西木村明治13年生まれ)より師事。昭和五年六月神代嬉遊会(会長津嶋榮之助)入会」。

津嶋さんが「ササラ(獅子踊り)」の師匠をしていた父に9歳から太鼓を習い始めたのは、地域の「梵天」(注15)で演奏される「秋田おばこ」「秋田甚句」などの民謡に伴奏をつけるためです。それ以降、「ササラ」「人形芝居」「八人芸」を通して太鼓や三味線などの楽器の演奏技術を習得していきましたが、最初から飾山囃子を演奏していたわけではありませんでした。津嶋さんが地元の津嶋榮之助の組で飾山囃子の組で飾山囃子の太鼓を叩くようになったのは23歳からで、また、お祭りの山車の上で演奏するようになったのは25歳の時からです。戦後に、新聞にも度々掲載されていた西木村の組(古堀田組)に入って飾山囃子の演奏をしていましたが、その後、津嶋さんは自らの組を作り、祭りでは山車の上

や町中に設けられた舞台で演奏すると共に、各種行事等で秋田県内外の舞台で演奏し、また、前記のようにテレビで紹介されたり、「ふるさとの歌祭り」という、昭和41年から49年まで放送されたNHKの番組に津嶋さんの組が出たりするなど、彼が主催していた飾山囃子の組はよく知られていました。

津嶋さんの甥の藤原国雄さんは、飾山囃子の太鼓の名人で、囃し手や踊り手の方に「太鼓が一番上手な人は誰ですか」、「誰の太鼓が一番踊り易いですか」と尋ねると、皆さん揃って「藤原国雄さんだ」と答えるほどです。その藤原さんは津嶋さんから毎晩太鼓を厳しく教えられ、しょっちゅう撥で叩かれたとのこと。「親戚だからそんなに厳しく教えられた」ということもあります。現在でも飾山囃子の組が神代地区に多く組織されているのは、津嶋に負うところが大きく、藤原さんも飾山囃子の藤原組のリーダーとして、角館の丁内からの依頼で、お祭りの囃子を任されています。角館周辺や生保内地方（仙北市田沢湖町）など、仙北地方の芸能は、そのような芸熱心な人の存在によって継承されてきたといえます。

（注14）手、足、口を使い、1人で三味線、胡弓、横笛、太鼓、鼓など、8種類の楽器を演奏する芸で、西洋のワンマンバンドのようなものです。津嶋さんは「イレブンPM」という全国放送の人気テレビ番組に出て演じたことがあります。

（注15）梵天は修験道系統の信仰から広まったと思われる神の依代のひとつで、御幣の大きなものを行い、お祭りの練り歩きで担がれ、最後に神社に奉納されます。この地方の梵天は「花梵天」といって、神社への梵天の他に踊り囃子を伴い、集落の中を披露して廻ります。

（5）飾山囃子の組の所在地の移り変わり

ア．組の所在地の拡大（昭和30年代～50年代）

先に述べたように、明治以来、角館のお祭りの囃子と踊り（飾山囃子）は、基本的には徒歩で通える範囲の近郊農村の組により担われてきましたが、この頃は囃し手や踊り手は特別な存在ではなく、「組」という意識もそれほどありませんでした。大正時代末より発行されている角館時報のお祭りについての記事に、山車に乗る囃子の組の名前が出るようになったのは昭和33年からで、町内のお祭りの記録を調べてみても、昭和20年過ぎまでは組の名前については「不明」と記されています。

表は昭和34年から平成15年までの間に、角館の祭礼の山車の上で演奏した囃子の組の名前を「角館の町中」、「角館近郊の農村部」、角館の生活圏外である「遠隔地」の3つの地域に大きく分け、地域別に8～10年毎に記したものです。「角館近郊の農村部」については、ア．角館の北西から南西の方向にあたる「中川・長野地区」、イ．ほぼ北の方向にあたる「西木村の人口の密集した地区」、ウ．角館のほぼ北東の方向にあたる「神代地区」の3つに組の所在地を分けて記しています。また、遠隔地については、秋田内陸鉄道で角館から北に向かったところに位置する「桧木内地区」と、「太田町」、「中仙町」、「田沢湖駅の周辺（生保内地区）」などの「その他」の地区に分けています。ひとつの組のメンバーが複数の地区に跨って居住していることも多いので厳密な区分は難しいのですが、表からは昭和30年以降の組の所在地の移り変わり、及び組の性格の変化について、およその傾向が分かります。

本来は近郊農村の組によって担われていた飾山囃子は、昭和30年頃より、角館とは生活圏を異にし、岩手県の文化圏に近い田沢湖町の生保内や刺巻の組によってもお祭りで演奏されるようになりました。その理由として、山車を出す町内が増えたために、角館近郊の組と契約できなかった町内が遠隔地の組と契約したということがあり、丁内と踊り囃子の組の力関係が昔とは逆になってしまったのです。次に、この頃、地域の祭りや各種行事、あるいは観光客のための余興での踊り囃子の演奏の依

頼が多くあり、それほど有名でない組もホテルでの余興や行事などでの演奏で収入が得られたために、この地域には多くの踊り囃子を演奏する組が組織されていました。さらに、演奏団体としての箔をつけるために、山車の上で演奏したがった組が多かったという事情がありました。

表：角館の祭礼での囃子の組の所在地

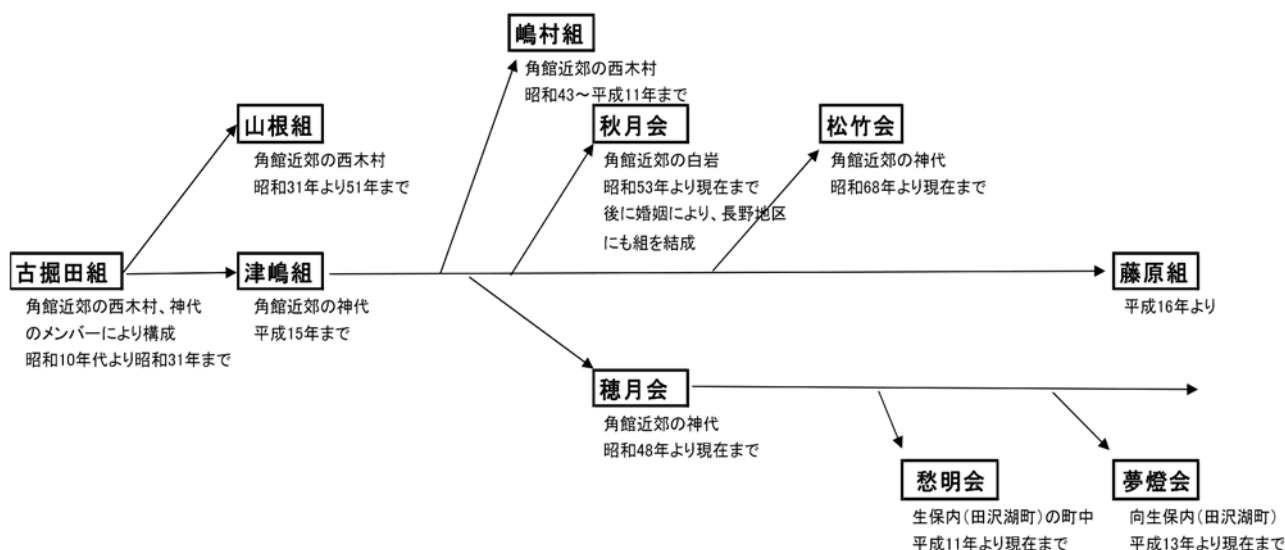
	角館・町中	角 館 近 郊			遠	隔 地
		中川・長野地区	西木村	神代地区	桧木内地区	その他の市・町
昭和34年		・雲然組 ・黒沢組	・小山田組 ・古掘田組 ・田村組	・藤井組	・長戸呂組 ・柴田組	・心像組 (西仙北町 土川)
昭和39年		・角館飾山囃子保存会 ・中川組	・田口組 ・西木村一行	・津嶋組 ・細川組	・長戸呂組 ・相内組	・横沢組(太田町 横沢) ・渡邊組(田沢湖町 刺巻) ・佐々木組(西仙北町 土川) ・向生保内組 (田沢湖町 向生保内)
昭和44年		・飾山囃子保存会 中川組 ・角館飾山囃子保存会	・西宮組 ・田口組 ・嶋村組	・嬉遊会 ・津嶋組 ・津嶋組 ・細川組	・浅利組	・太田町芸能保存会(太田町) ・松倉一行(大曲市 松倉) ・向生保内芸能保存会 (田沢湖町 向生保内)
昭和49年		・鈴木組 碓	・田口・東組 ・西宮組 ・嶋村組	・大山組 ・大山組 ・大山組 ・津嶋組 ・津嶋組 ・嬉遊会	・上藤組 ・鈴木組	・高橋甚三郎一行 (太田町 横沢) ・向生保内芸能保存会 (田沢湖町 向生保内)
昭和54年		・角館飾山囃子保存会 雲然	・田口・東組 ・嶋村組 ・嶋村組	・大山組 ・大山組 ・秋月会 ・秋月会 ・嬉遊会 ・小原組 ・津嶋組	・佐藤組 ・鈴木組	・三本扇芸能保存会 (太田町 三本扇) ・向生保内芸能保存会 (田沢湖町 向生保内)
昭和61年		・角館飾山囃子保存会 ・黒坂組 西長野	・佐々木組 ・嶋村組	・秋月会 白岩 ・秋月会 白岩 ・嬉遊会 ・穂月会 大山組 ・穂月会 大山組 ・穂月会 ・嬉遊会 ・津嶋組 ・津嶋組	・鈴木組	・宝風会(田沢湖町 生保内) ・向生保内芸能保存会 (田沢湖町 向生保内)
平成3年	・飾山囃子手踊会	・秋月会 雲然 ・角館飾山囃子保存会 ・角館飾山囃子保存会	・佐々木組 ・嶋村組	・秋月会 ・嬉遊会 ・嬉遊会 ・佐藤組 ・穂月会 ・穂月会 大山組 ・津嶋組 ・津嶋組 ・わらび座	・鈴木組	
平成9年	・秋桜会 ・秋桜会 ・飾山囃子手踊会 ・菅沢若者	・秋月会 雲然 ・角館飾山囃子保存会 雲然	・佐々木組 ・嶋村組	・秋月会 ・嬉遊会 ・松竹会 ・津嶋組 ・津嶋組 ・穂月会 ・穂月会 ・穂月会 大山組 ・わらび座	・鈴木組	
平成15年	・秋桜会 ・秋桜会 ・飾山囃子手踊会 ・清友会 ・菅沢若者 ・川原町若者	・秋月会 ・角館飾山囃子保存会		・秋月会 ・松竹会 ・松竹会 ・津嶋組 ・穂月会 ・嬉遊会 ・わらび座	・鈴木組	・愁明会 (田沢湖町 生保内) ・夢燈会 (田沢湖町 向生保内)

角館のお祭りの圏外にある生保内の組は、「梵天」の時に「拳囃子」「日本竹」などの奉納のための曲や、「秋田甚句」「秋田おぼこ」などの民謡を演奏し、これらの曲は「飾山囃子」のレパートリーと共通しているために、お祭りの山車の上での演奏を依頼されました。しかし、これらの組は山車の運行に伴って演奏する「上り山囃子」や「下がり藤」などは演奏することができず、囃し手は山車の上で大変困ったということです。「見かねて山車の上に乗って代わりに演奏した」「お祭りの曲が演奏できないので、地元の『生保内節』を演奏していた」と、角館に住む飾山囃子の演奏者が言っていたのを聞いたことがあります。

お祭りの曳山の上で演奏できない曲があったために、ほとんどの組は角館近郊の囃子奏者に短期間、習いに行き、その結果1、2年の内にはそれらの曲を演奏できるようになりました。角館のお祭りが媒介になって、飾山囃子のレパートリーが周辺の地域に伝わっていったのです。しかし、角館近郊のお囃子の様式の影響を受けても、生保内の踊り囃子の組は地域の演奏様式を伝承しており、角館の近郊の組のメンバーと一緒に演奏しても、上手く合わなかったといえます。生保内の人々が、「ある時、角館の踊り子の伴奏をしたが、踊り子が戸惑っててんでんばらばらに違う方向を向き、踊れなかった。あの時は恥ずかしくて、顔が真っ赤になった」と言うのを聞いたことがあります。曲の速さについても、角館の囃子の組はゆったりと演奏しますが、生保内の組は曲のテンポ、踊りの動作が速く、せっかちな印象を受け、この頃は生保内の林の組は、地域の様式を継承していたのです。

演奏者の生活の基盤は基本的には農業でしたが、演奏需要が増えたこの時代は、セミプロ化が加速した時代で、角館の近郊、圏外に関わらず、演奏依頼の多い組の場合はかなりの出演料を得ていました。組の誕生、分裂は流動的で、この時期、角館の近郊では有名な組の消滅、新しい組の誕生、組の分裂が頻繁にありました。その原因は組の主催者の死去や、演奏の機会を得るために構成員が独立したことや、演奏に対する謝金の分配の問題など様々でしたが、消滅した有名な組の構成員が居住する地域には、新しい組が生まれていきました。

図は戦後、前述の津嶋留吉さんが自分の組を組織し、またそこから別の組が分裂していく過程を示したものです。津嶋さんは戦後、東京などでも演奏をし、新聞でもよく知られていた「古堀田組」という「飾山囃子」の組の一員でしたが、リーダーの伊藤市造（明治34年～昭和31年）が亡くなってから独立しました。しかし、図にあるように、その後、津嶋組から独立する組が次々と現れ、組がいかに流動的であったかが分かります。



図：飾山囃子の組の分裂と誕生（平成16年に筆者が作成）

イ．組の構成員の居住地の拡大と様式の均一化（昭和60年代～）

しかし、演奏の依頼が次第に少なくなっていくからは、地縁・血縁に基づく芸能愛好者による伝統的な組が維持できなくなり、組の構成員を広範囲な地域から次第に集めるようになります(16)。

図にあるように穂月会は、最初、地縁により組織されていたが、その後、車社会の到来によって組の構成員の数が増えると共に、メンバーの居住範囲も広がり、本来は生活圏が異なる生保内の町の中心部や周辺部にまで及ぶようになりました。広い範囲に居住する構成員が「穂月会」というひとつの組の中で活動していましたが、穂月会のリーダーが田沢湖町の生保内と向生保内の構成員に独立を促し、平成11年には「愁明会」が、平成15年には「夢燈会」が独立し、現在では「穂月会」、「愁明会」、「夢燈会」の3つの組が連合組織を形成し、各組で練習すると共に、月に1度の合同練習を行っています。表の平成2年と平成9年の遠隔地の組の欄が空白になっているのは、この頃、生保内、及び向生保内の若者が神代地区の「穂月会」に加わり、山車の上で演奏していたためです。現在、生保内地区、及びその周辺では、地域の演奏様式を伝承している芸能の組もありますが、地域の演奏組織が「穂月会」に取って替わられて解散し、地元の演奏様式ではなく、飾山囃子（穂月会）の演奏様式を習う若者が増える傾向にあります。

（注16）西木村の場合を見ると、平成12年以降、祭りの山車の上での演奏をしなくなっています。それは組の解散（嶋村組）と人数不足（佐々木組）によるもので、地縁・血縁に基づく伝統的な組が維持できなくなったことを意味しています。

ウ．町の住民の参加

昭和40年頃までは、町の住民が囃子や踊りに加わることは稀でしたが、しかし、昭和40年代には町の公民館で囃子と踊りの講習会が始まり、町の住民も飾山囃子の演奏に徐々に加わるようになっていきました。近郊農村の共同体に基づいた伝統的な組は維持できなくなり、組のメンバーの居住地が広域化する一方、平成に入ってから町の住民により囃子の組を新たに組織される動きが見られるようになりました。

町の住民の囃子への参加の仕方としては、町の外に居住していた担い手が町中に移り住む、町の住民が近郊農村の組に参加する、町内の住民と近郊農村の住民が合同して組を結成する、市街地が広がり、町中と農村の境界がなくなる、などの形があり、その過程は一様ではありません。また、近年においては正式に楽器を習っていないくても、祭りの際には見様見真似で山車の上で演奏する町内の若者による組や、公民館で囃子を習った町の若者の組が生まれており、町中に住む演奏者や、町中に組織される組が増える傾向にあります。町の中に誕生したある組では、リーダーは、横笛は角館近郊の農村に住む奏者から習いましたが、太鼓は公民館での講習会で習い、組の構成員は全て町の住民です。年配の横笛奏者の場合には、横笛の旋律の骨となる旋律を身につけた後に装飾音を入れていきましたが、新しく町に結成された組においては、伝統的な教授法に基づかない傾向があり、また、曲のレパートリーも祭りで演奏する飾山囃子の曲に限られています。近年結成されたある組の場合には、各構成員がビデオ・テープによって独習し、全体で練習することは稀だといえます。

お祭りで囃子を演奏しているある若者が、「角館を出て余所で仕事に就きたいのだけれども、お祭りがあるから角館を離れるわけにはいかない」と言っていました。今後、祭り好きの町の若者による組が徐々に増えていき、それと共に演奏様式も変化していくと考えられます。

第3章 生保内における民謡・踊り囃子の伝承

(1) 今の民謡は都会的

民謡に対するイメージとして、「古い歌」、「田舎で生まれた歌」、「生活と結びついた歌」と漠然と思っている人が多いかもしれませんが、しかし、現在聴かれている民謡は、一般に持たれているイメージに反して人工的、都会的で、また人々の仕事や生活とは直接、結びついていないことがほとんどです。秋田県の代表的な民謡である「秋田おぼこ」が有名になったのは、秋田県の有名な歌手である佐藤貞子（注17）が大正11年に東京で開催された「平和記念大博覧会」の余興の「全国芸能競演大会」に秋田県代表として出場して全国一位になり、また、その前の大正4年、10年にも東京でレコードの吹き込みをしていたためです。「秋田甚句」や「生保内節」など、現在よく歌われている民謡は、田舎から全国に知られるようになったのではなく、一度、東京に出て、東京から全国に発信されたものであるといえます。また、現在の民謡は、元の形とは似ても似つかぬもので、聴き手に広く受け入れられるように意図的に作り替えたものなのです。さらに、「民謡は仕事や生活と結びついた歌」であるといわれますが、多くの民謡は仕事の間から切り離され、酒席での唄として歌われてきたもので、秋田県では「酒盛唄」として定着しなかった唄はレパートリーから消えていきました。ずっと昔、小泉文夫（昭和2年～58年）という世界的に有名な民族音楽学者が、『『ソーラン節』が盛んに歌われるようになったのは、北海道でニシンが獲れなくなってからで、それも漁をしている時ではなく、お座敷でお酒を飲んでいる時に歌われていた」という意味のことを書いていましたが、秋田県の民謡についても同様のことが言えるようです。現在も歌われている民謡は、このように人為的につくられた、洗練された唄であり、都会より発信され、また仕事から切り離されてきた唄なのです。



佐藤貞子

（注17）明治19年～昭和25年。仙北民謡を代表する民謡歌手で、現仙北市田沢湖町神代の生まれ。「秋田おぼこ佐藤貞子一座」として長年、全国を巡業して廻り、「秋田だんまり踊り」は好評を博した。佐藤章一著 『佐藤貞子と私・その周辺』、民謡あきた新聞社、昭和61年m、を参照。

(2) 民謡のリズムと「イナイ イナイ バア」

音楽を歌ったり聴いたりして心地よく感じるのは、歌と結びついた過去の体験や音楽的な仕組みなど、様々な要素が関係しています。ここでは少し寄り道して、音楽的な面、それもリズム面から、民謡歌手が歌っている現在の民謡の心地よさや面白さの秘密について触れてみることにします。

幼児に「イナイ イナイ バア」をすると、声を上げて喜びます。リズム面についていうと、実はこの「イナイ イナイ バア」の面白さは、現在の民謡の面白さに通じているのです。

「イナイ イナイ バア」は、「イナイ イナイ」のところでお母さんの顔が見えなくなって幼児は不安になって緊張します。次の「バア」でお母さんの顔が現われて安心し、緊張が解決しますが、幼児にはこの繰り返しが面白いのです。言い換えると、「不安定 安定」、あるいは「緊張（緊張の）解決」という繰り返しが快感を持つといえますし、あるいは、スキーでコブをすべるのと同じように、期待通りに「不安定」「緊張」の後には「安定」「緊張の解決」が現われ、それが快感であるとも言えます。

これが現在の民謡のリズムとどう関係するかと言いますと、民謡には「^{こぶし}小節」、あるいは「ゴロ」といっ

て、旋律を細かく震わせたり廻すところがあり、これが「不安定感」「緊張感」をもたらします。そして小節の「不安定感」「緊張感」は、次の音で「安定感」「(緊張の)解決感」をもたらし、この様式感を身につけた人には、スキーマのコブと同じようにそれが「快感」なのです。

話をまた「イナイ イナイ バア」に戻しますと、規則的に「イナイ イナイ バア」を繰り返しても幼児には面白いのですが、「イナイ イナイ」の後に少し時間を空けて「バア」と顔を出すと、幼児は一層喜びます。「不安定感」「緊張感」が強いほど、それが解決した時の「安定感」「解決感」は高まり、両者は相補的であると言えます。間を空けた「イナイ イナイ …… バア」が、「江差追分」や「秋田長持ち唄」などの規則的な拍を持たない曲、あるいは「尺八のみの伴奏の曲(竹物)」ということになります。したがって、民謡の面白さを感じるためには、子どもの時から「イナイ イナイ バア」の様式感を身につけさせるようにすればよい、小学生から学校で簡単な民謡を教えればよいということになります。

(3) 民謡における歌詞の役割

また、学校の音楽の授業では、歌う時には「歌の情景や内容を思い浮かべる」ように指導するのが普通で、民謡を教える場合には特に歌詞の内容が重視されるのではないのでしょうか。しかしプロの歌い手や楽器奏者の方にこのことについて尋ねてみると、「歌詞の意味内容については気にしない」「民謡の歌詞は適当に作られている」などという答えが返ってきました。また、民謡のコンクールで優勝したアマチュアの方に「歌詞の中に意味のわからない言葉が出てきたらどうしますか」と尋ねたことがあります。しかし、「気にしないでそのままにしておく」という答えが返っていました。民謡の歌詞には、大正時代に地元の新聞社が購読者から歌詞の公募をするなど、新しく作られたものが多く、「民謡の歌詞は土地に住む人々の気持ちを反映している」とは単純には言い切れないようです。そのような民謡の例として「生保内節」があります。「生保内節」の歌詞に「なんぼ隠しても生保内衆は知れる。藁で髪を結うて 手ではなをかむ……」という歌詞があり、秋田市の大森山公園に建てられた民謡の碑にこの歌詞が刻まれています。「生保内の人を歌った素朴な唄である」と、この歌詞を評価する文章を目にしたことがあります。生保内に住む民謡関係者が「生保内の人はそのようなことはしない。恥ずかしくなるような酷い歌詞だ」と怒っていたのを思い出します。

一概にはいえませんが、今の民謡を面白いと感じる人は、民謡自体、言い換えると音楽自体を面白いと感じており、また、それは人により様々な色に描き出していく「塗り絵」の面白さに相通じる面があります。

しかし、これは現代の民謡歌手の歌う民謡について言えることで、昔は酒席で大勢と一緒に声を合わせて歌って楽しみ、また仙北地方では踊りもついていましたので、節を伸ばすこともなく、小節を入れる必要はありませんでした。それでは、昔の民謡の歌い方や、担われ方がどのようなものであり、現在とどのように違っていたのか、生保内地方(注18)を例に次に述べてみることにします。

(注18) 現在の仙北市生保内で、JRの田沢湖駅の周辺になります。

(4) 元唄とその変容について

現在では曲名の前に「秋田」をつけて、「秋田おばこ」「秋田長持ち唄」「秋田甚句」などと呼びますが、昔は単に「おばこ」「甚句」などと呼んで、「秋田」という地名はつけませんでした。なぜならば、昔は自分の住む地域の民謡しか歌わなかったもので、たとえば山形県の「庄内おばこ」や宮城県の「宮城長持ち唄」と区別する必要がなかったのです。

「おばこ」は仙北地方一帯、生保内、神代、刺巻、田沢等の集落で歌われていましたが、旋律がそ

れぞれ微妙に違うだけで、大きくみると同じ唄でした。後に土地による違いを強調するため、あるいはCDを制作する際に、「神代おばこ」「生保内おばこ」「刺巻おばこ」などと地名を冠したのです(注19)。また、同じ集落であっても、昔は歌う人によって微妙に違っているのが普通だったので、現在の「秋田おばこ」(注20)の元唄がどれかと断定できないのです。

民謡に限らず音楽は時代と共に変化していきますが、変化の仕方には、他の地域から伝わった音楽が、その地域の担い手の好みに応じて変化する、ある地域で音楽が伝承されているうちに、

知らず知らずの内に変化していく、地域で伝承されていた音楽が、伝承されていく過程で、特定の個人によって意識的に大きく変えられる、という場合が考えられます。たとえば仙北地方の「おばこ」についていえば、山形県から伝えられた音楽が、仙北地方の人々の音楽的嗜好にしたがって変化し、また、仙北地方で伝承されている過程で無意識の内に変化し、地域毎の違いが生まれました。しかし、それに加えて特定の個人によって意図的につくり替えられたことが、多くの人に知られるようになった要因であるといえます。

先に述べたように、「秋田おばこ」の場合には、仙北地方で歌われていた「おばこ」を、神代に住んでいた横笛の名手である佐藤清賢(安政5年～昭和3年)が、人受けするように横笛の旋律を派手な旋律にして、ほぼ今の形につくり替えました。それを娘の佐藤貞子がレコードに吹き込んだりして全国的に知られるようになったものです。

また、「生保内節」は秋田県仙北地方の生保内で生まれ、戦後暫くは酒盛りの席などで歌われていた唄で、西洋音楽の音階(ピアノ)では演奏できないような音階に基づいた独特の旋律の唄でした。しかし、現在歌われている「生保内節」は、前記の小玉暁村(明治14年～昭和17年)が、昭和の初めにオルガンで弾けるように、また簡単に歌えるように、元の唄とは全く別の旋律につくり替えたものです。

仙北市の生保内では毎年、「生保内節」のコンクールが開催されていますが、広く知られている現在の「生保内節」の部門と、古い「正調生保内節」の部門の両方で審査を行なっています。しかし、第1回目のコンクールを開催する前に、誰の歌い方(旋律)を「正調生保内節」の基準とするかで議論になったそうで、結局は地元の歌い手だった田口キヨノ(大正9年～平成2年)さんの唄をとりあえず基準にし、それが今に続いています。つまり、「正調生保内節」には複数の歌い方があり、どれが元唄かは決められなかったということです。また、田口キヨノさんは、生保内に嫁ぐ前は角館に隣接する太田町(現大仙市)で芸者をしていた方なので、その唄い方の影響も受けており、現在の「正調生保内節」が、純粹に生保内の歌であるとは言えないということになります。



生保内節大会

(注19) 田沢湖町教育委員会製作のCDで、これらの元唄「おばこ」や「生保内節」の元唄、後述の「釣り節」等が聴けます。

(注20) 秋田県の「おばこ」は、山形県の「出羽節」が秋田県に入ってきて変化したといわれています。

(5) 民謡が歌われてきた環境

農村においては、昭和30年頃まで、昔ながらの共同体が維持されており、1日の農作業が終わってからみんなで集まってお酒を飲むことが日常的に行われていました。その年の全ての農作業が終わってからの集まりは、「笠納め」、「荷縄外し」、「出し合い」などと呼ばれ、みんなで料理とお酒（どぶろく）を持ち寄り、また、その他にも屋根の葺き替え、結婚式、新築祝いの折りにも酒宴が持たれました。前の章で取り挙げた角館の飾山囃子を演奏している人達が楽器を習い始めた切っ掛けも、お酒の席の余興で楽器を演奏するためであったり、結婚式を取り仕切りたいことが動機だったりしたことが昔はあったようです（注21）。明治時代に田沢湖畔に生まれた方から以前にもらった手紙には、民謡が歌われる環境について、およそ次のように書かれていました。

「明治時代、あるいはそれ以前の人達は、人をもてなすとは先ず酒（主としてどぶろく）をすすめることで、数人集まれば酒盛りになり、唄って踊りでお開きとなりました。親から子へと歌い伝えられたので、細かく歌い方の詮議などをすることはありませんでした。唄を覚えるのは見慣れ、聞き慣れによったものです」。

また、別のお年寄りによると、「集落の中で三味線弾き、太鼓、唄、踊り手が揃った。家族三代で踊り、三味線、太鼓が揃う家はざらで、3、4人集まると民謡を唄いだし、中に踊り出すものもいた」とのことです。秋田県では民謡は酒盛りと結びつき、酒盛り唄にならなかった民謡は、レパートリーから消えていったのです。

（注21）土地によって呼び方は違いますが、西木村では「^{ざはい}座配」と呼ばれ、三味線などの芸をしながら司会をしたとのこと。

(6) 釣り節

生保内地方の酒盛りでよく歌われていたのは、「^{おほねだし}生保内東風」と呼ばれていた「生保内節」の元唄です。手を叩きながら唄うので「手叩き唄」とも呼ばれ、地元では昭和30年頃までは「生保内節」といえば、元唄の方を意味していました。酒盛りで唄う時には、歌詞を変えて生保内節を歌い続けるのですが、次にどの歌詞に移るかは、誰が主導権を握って他の人を引き込むかにかかっていた。大きな声で高く歌いだして他の人が釣られて同じ歌詞を歌わせることに意を注ぎ、他の人を上手く引き入れた時には非常な快感だったそうです。このような酒盛りでの唄を「釣り節」といったそうで、これを経験した生保内の人は大変懐かしがっていました。

若い時に生保内節の元唄を唄っていた人が、「今の生保内節は節をいじくり過ぎている」というのを聞いたことがあります。それは、お酒の席では大勢と一緒に歌うので小節をこぶしきかせる必要はありませんし、元来は唄と踊りは区別されていませんでした。そのために、今のように節を廻して長く延ばさず、土地の人の言葉では唄尻を飲み込むような「ピチッ ピチッ」とした唄い方でした。

古い唄や唄い方が変わったのは、秋田県高梨町（現大仙市）出身で、千葉美子さん姉の千葉千枝子さんが昭和30年にNHKののど自慢で「秋田おばこ」を唄って全国一位になってからです。その時の小節を廻し、唄尻を伸ばした現在の民謡の歌い方を生保内の人々が真似をするようになり、この頃から元唄が歌われなくなりました。

生保内でお年寄りから民謡やや釣り節について伺っている時に、「今の生保内節は酷すぎる」といったのが印象的でした。民謡歌手が歌うような現在の民謡は1人が大勢に聴かせる歌なので、技巧を凝らして歌うのですが、古い唄い方に親しんできたお年寄りにはテンポが遅く、節廻しがくどいと感じるのでしょう。

民謡に限らず、地域性を帯びた音楽は形を変えることによって、より多くの人に受け入れられるようになっていくのですが、普遍性を獲得することは地域性を失うことでもあり、そのために、変容してしまった音楽に自分らしさを感じる事が難しくなるのかもしれません。「今の生保内節は、酷過ぎる」といった生保内のお年寄りの言葉は、そのことを物語っています。

しかし、そうではあっても、学校で「生保内節」を教える時には、今の生保内節が、元唄とは全く別の歌のように変化してしまった経緯について触れる必要はありません。子供達には「ずっと昔から先人が大切に伝えてきた唄なのですから、私達も歌い継ぎ、次の世代に伝えていきましょう」という姿勢で現在の「生保内節」を肯定的に教える方が子供達には分かり易いですし、教育的であると考えています。



神社での梵天の奉納

(7) 生保内における踊り囃子の組

前章で角館の踊り囃子（飾山囃子）の組について書きましたが、生保内地方にも大正時代から、横笛、太鼓、三味線、鼓、鉦、踊りからなる踊り囃子の組がありました。この辺りの梵天（注22）は花梵天といって、お盆の時には囃子と踊りの組が「拳囃子」「二本竹」や「秋田甚句」「秋田おばこ」「秋田音頭」「お山コ」「ドンパン節」「ヒデコ節」などの曲を、町内を廻って踊り、夜には生保内神社に梵天と踊りを奉納してきたので、踊り囃子の伝統が受け継がれてきました。踊りのレパートリーの内、「拳囃子」と「二本竹」は角館の飾山囃子の奉納の踊りと、また「秋田甚句」「秋田音頭」「お山コ」「秋田おばこ」は飾山囃子の余興の民謡の手踊りと共通しているので、昭和の初め頃から生保内から角館のお祭りに行き、山車の上で演奏するグループもありました。また、女の子が裁縫を習うのと同じように、昭和30年代頃までは、集落に住む師匠から踊りを習うのが当たり前のような環境でした。

田沢湖駅から北西に数キロのところのところに位置する「生保内公園」にはたくさんの桜が植えられており、桜の名所として知られていますが、この桜はマタギをしていた稲田作治（明治9年～昭和46年）が植えたものです。稲田はマタギをしながら、踊り囃子の組を組織し、家が東源寺というお寺の傍にあったことから、組は「門前組」と呼ばれ、岩手県にも行って公演をするなど、盛んに活動をしていました。また、「門前組」の向かいの町内には屋号に由来する「長蔵組」という「踊り囃子」の組があり、この「門前組」と「長蔵組」の2つは張り合っていました。特に戦前は唄や踊りは人々の娯楽の中心だったので、生保内も含めた仙北地方では、お祭りでの余興などでの演奏の依頼が多かったので、多くの踊り囃子の組が活動していました。

(8) 郷土芸能振興会の結成

このように盛んだった踊り囃子も、戦後はラジオや電蓄などの普及により人々の関心が薄れていくに伴い、自ら演じる人の数も少なくなっていき、前述の「門前組」は踊り子が、「長蔵組」は囃子奏者が不足するなど、一つの組で踊り囃子を演じることが難しくなりました。演奏者数の減少に対処するために、それまで存続していた組を再組織し、「生保内町郷土芸能振興会」が昭和31年に結成され（注22）それまでは、各組が演奏の依頼に応じていましたが、それに代わり、窓口を一本化するようになりました。

「郷土芸能振興会」の設立に中心的な働きをしたのは、農業を営みながら村役場に勤務し、地元の民謡の研究をしていた田口秀吉氏（明治34年～平成3年）です。田口氏は伝統芸能の衰退を危惧し、地元の教育長、町長などの公的機関に所属する者、及びそれまで独立して個別に活動していた組に働きかけ、「生保内町郷土芸能新興会」を連合組織として結成しました。

田口氏は、楽器は摺鉦を演奏するだけでしたが、舞台上で演奏曲目の解説をしたり、組織を作り上げ、維持したりする能力に長けており、関係者からの人望もありました。「郷土芸能振興会」が秋田県の代表として派遣されるように、地元の行政機関の役人だけでなく、秋田県庁の役人との間にパイプを作り、それを維持することに尽力しました。田口氏のご家族から「郷土芸能振興会」の活動の記録簿をお借りして読んだことがあります。公演の後には各方面へのお礼状をすぐに書くなど大変筆まめで、細かな心遣いに驚きました。地方の芸能の組を再組織し、新しく方向づけするためには、優れた能力を持った個人の尽力が必要で、生保内で芸能が伝承されてきた背景には、田口秀吉氏のような組織の運営能力、及び対外的な折衝能力に優れた個人の尽力があったことも、見逃すことの出来ない要因だといえます。

（注22）町村合併により、昭和36年1月に「田沢湖町郷土芸能振興会」と改称し、現在は「田沢湖郷土芸能振興会」という名称です。会員数は、昭和32年には85名、昭和34年には50名、48年には61名、平成12年には64名と、記録に残されています。

（9）観光と民俗芸能 地元らしさの演出

「郷土芸能振興会」が誕生した頃は、自ら演じる芸能から見せる芸能へ、あるいは舞台芸能へと移行していく時期で、行政の側の要請も、「郷土芸能振興会」に活動の場を提供することになりました。観光地である田沢湖に観光客を誘致するためや、秋田県の物産を紹介するために、秋田県は首都圏や大都市で観光物産展を開催し、その際に秋田県をPRするために郷土の芸能を利用し、「郷土芸能振興会」は「秋田らしさ」や「地方らしさ」を印象づけるために一役、買っていました。踊りが中心となった舞台は、不特定多数の観客に秋田を印象づけるためには適していましたし、現地を訪れた観光客のためのアトラクションとして、宿泊施設や、時には列車の中でも演奏し、「秋田らしさ」を演出しました。また、踊り子の衣装も、元は着物であったものを、農家の娘を思わせるように、野良着姿で「秋田おばこ」踊らせるようにもしました。生保内地方の踊りは角館の踊りの影響も受け、実際は長い修練を必要とする洗練された踊りなのですが、それを田舎の踊りとして舞台上で演じていたので、見る者を魅了したのです。

（10）田植え踊り唄

この地方の踊り唄として「田植踊り唄」という曲があり、「ふるさと歌祭り」というNHKのテレビ番組でも放映されて有名になりました。「振興会」が舞台上で演じる時には生保内地方に固有の踊り唄として紹介されていますが、しかし、実際には岩手県の雫石町から明治9年に生保内に嫁いだ女性が伝えたもので、酒席の余興で踊られることはありましたが、地元の人には余り知られていませんでした。この唄が「芸能振興会」の主要なレパートリーになったのは、次のような経緯があ



梵天で演奏される生保内の踊り囃子

ります。

生保内地方の芸能の伝承と普及に努めていた田口キヨノさん（大正9年～平成2年）が、昭和25年頃、踊り囃子の組の一員として秋田県本荘市の療養施設を慰問することになり、その時に「田植踊り唄」の存在を初めて知り、それを習得して慰問先で演奏しました。その演奏が喜ばれたので、田口キヨノさんは踊りを工夫し、それまでは農作業の手順を単純な踊りにしたものを、「えんぶり」（注23）の動きを取り入れるなどして、主要な演奏レパートリーにしていきました（注24）。

「郷土芸能新興会」は、「田植踊り唄」を生保内地方の伝統的な民謡として演奏していましたが、実際は、地元民でも余り知られていなかった曲が、観客に喜ばれたために演奏されるようになったもので、「地元らしさ」「田舎らしさ」は演出されたものであったのです。

（注23）豊年予祝の舞踊で、田遊び・田植踊の一種。

（注24）田沢湖町教育委員会による調査資料より。

（5）アトラクションとしての民俗芸能

生保内地方は角館を中心とした音楽文化圏の外に位置していますが、飾山囃子のレパートリーと共通する曲が演奏されていたので、民謡の手踊りと並んで、角館の飾山囃子の曲もよく演奏されています。「拳囃子」と「二本竹」は踊りを伴うために、視覚的な効果があり、また、地元の「梵天」の際に演奏される「下り山囃子」も、軽快で調子のよい曲ですが、「郷土芸能振興会」は観客に喜ばれるこのような曲を主要なレパートリーに組み入れ、県内外の行事でのアトラクションで演奏しました。「郷土芸能振興会」の主な演奏の機会を「記録簿」から拾い上げますと、東京、札幌の百貨店での秋田県観光物産展、首都圏、北海道での県人会のアトラクション、全国、及び秋田県の民謡民舞コンクールへの参加、地元、及び秋田県内の祭礼や観桜会での余興、公共事業や民間工事の完成記念祝賀会での余興、クイズ番組、観光地紹介などのテレビ・映画出演、田沢湖町主催の行事への協力（敬老会、田沢湖祭、芸能祭、盆踊り等）、役所、公共機関の会議の後のアトラクション、会社、商店組合、民間団体等の会議のアトラクション、地元のホテル、列車内での観光客へのアトラクションなど、広範囲に渡って活動しています。

演奏依頼が最も多かった時期は、昭和30年の初めから、昭和45年にかけての頃で、特に田沢湖の国民宿舎や観光ホテルに宿泊する観光客の依頼で演奏することが多く、出演者は観光ホテルを掛け持ちで廻っていたといえます。

因みに昭和44年の8月の演奏記録は、右の表のようなものでした。

驚くほどの忙しさですが、演奏依頼が殺到するようになったのは、昭和28年に東京毎日新聞社主催の東日本民謡競演大会で準優勝、さらに、昭和31年に毎日新聞

表：「芸能振興会」による演奏の機会

年月日	演奏の機会	演奏場所
44.8.1-4	秋田博前夜祭	秋田市
44.8.4、7	竿灯祭	秋田市
44.8.5	東北六県保母大会	田沢湖町：生保内館
44.8.7、11	網走漁業20周年記念祭	秋田市
44.8.10	御座の石神社祭	田沢湖町：御座の石神社
44.8.11	中小企業大会	秋田市：産業会館
44.8.11	東日本農業共済組合長会議	男鹿市：戸賀菊水ホテル
44.8.14	秋田博アトラクション	秋田市
44.8.17、18	昭和町八郎祭	昭和町
44.8.15	白岩お寺祭	角館町：白岩
44.8.18、19	西馬音内竜灯神社祭	羽後町：西馬音内
44.8.20	秋田銀行山形支店総会	田沢湖町：駒草荘
44.8.22	北海道・東北神社大会	秋田市：産業会館
44.8.23	オモト大会	田沢湖町：レークサイドホテル
44.8.26	秋田協会(秋田放送局)会議	田沢湖町：生保内館
44.8.26	日本放送協会会議	田沢湖町：生保内館
44.8.26	M.H.K.海外放送オーストラリア放送協会協力	田沢湖町：生保内館

社主催の全国選抜民俗舞踊競演大会で優勝してからのことで、それから「火のついたような忙しさになった」とのことです。昭和40年代までは、演奏だけでも食べていけるぐらい、演奏の依頼がありました。実際は洗練した演奏でありながら、上手に田舎らしさを演出した舞台を作りだしたことが、振興会の演奏が受け入れられた要因のひとつといえるでしょう。

(12) 民俗芸能に見る地域性と変容

先に述べたように、民俗芸能は時代と共に変化していきますが、しかし、一般的には時代と共に変容した芸能の方が、結果として多くの人に受け入れられるようになります。その理由として、「自ら演じる芸能」と「みせるための芸能」という違いの他に、芸能は他の地域からの影響を受けた結果、より洗練され、広い地域の人に受け入れられていくように形を変えていくということがあります。

たとえば、津軽三味線は津軽地方だけに固有の三味線演奏の様式ではなく、過去において秋田県の三味線の演奏法（スクイ、押しバチ等）の影響を受けていますし、その逆に浅野梅若（明治44年～平成18年）が確立した秋田三味線の演奏様式は、旋律を細かく「転ばす」という津軽三味線の手を多く取り入れています。また、角館の「飾山囃子」や生保内の「踊り囃子」の三味線は地域に固有の演奏様式でしたが、秋田市の民謡教室の影響を受けて、今では浅野梅若流の洗練された弾き方にとって替わられてしまっています。このように、ある土地の芸能は他の地域の様式の影響を受けたり、担い手の創意工夫などで変容したりすることによって、普遍性を獲得し、多くの人に受け入れられるようになっていきますが、その一方で地域性を喪失していくという面も併せ持っています。

「仙北歌踊団」や「振興会」が盛んに活動していた時代は、芸能が地域性を受け継ぎながらも、多くの観客に受け入れられるように洗練化され、普遍化されていった時期であったといえるでしょう。世界の音楽や芸能は、地域（特殊）性と普遍性という両極の間のどこかに位置しており、地域性を薄めなければ多くの人に受け入れられるようにはならず、また地域性が失われ過ぎると、実感を伴って音楽を聴いたり、音楽に自分らしさを感じたりすることが難しくなるのかもしれない。

その意味では、音楽は料理と似ているといえます。たとえば、インド人は毎日カレー（スパイス）料理を食べていますが、ほとんどの日本人にとっては、インドの庶民が食べている本場のカレー料理は美味しいものではありませんし、毎日食べなければならぬとしたら大変な苦痛を感じます。日本でカレーライスが広く受け入れられるようになったのは、日本人の口に合うように作り変えたからなのです。音楽も時代の流れの中で、あるいは伝播の過程において変化していくものですが、姿を変えていきながらも、日本らしさ、地域らしさが感じられる音楽を後世に伝えていくことが、先行世代の役割ではないでしょうか。

第4章 観光と芸能

(1) インドネシアのバリ島の場合

民俗芸能の愛好者の多くは、芸能が昔から伝えられてきたままの形で演奏され続けることを望み、観光化されることに対しては否定的な態度を取るのではないのでしょうか。実際、芸能が変化したり、観光化されたりすることを嘆く識者の意見が、新聞の文化欄などに掲載されているのを何度か目にしたことがあります。しかし、観光が芸能の伝承に寄与することも多く、観光と民俗芸能が結びつくことをもっと肯定的に評価してもよいのではないのでしょうか。民族音楽学者の藤井知昭氏が話していたことなのですが、南太平洋のポリネシアのタヒチ島では音楽とダンスのコンクールがあり、それに優勝したグループが1年間、外国人観光客の宿泊する島一番のホテルのショーで演奏する権利を得るそうです。しかし、藤井氏によると、このことによって伝統が変容するのではなく、優勝したグループは昔の演奏のスタイルで音楽や踊りを演奏し、結果としては伝統を継承し、伝統を保存することに貢

献しているとのこと。

インドネシアのバリ島の音楽についても同じようなことが言えます。バリ島には第2次世界大戦前から多くの外国人観光客が訪れ、現在に至るまで、外国からの観光客を相手に現地の踊りや音楽の演奏会が毎日開かれています。金属性の打楽器を中心としたガムラン（注25）のオーケストラと、その伴奏による踊りは多くの外国人を魅了していますが、観光客の前で演奏するということがなければ、バリ島でガムラン音楽は今のよう盛んに演奏されることも、多くの人面白いと感じるような音楽に発達することもなかったでしょう。また、「ケチャ」（注26）という芸能は、日本の学校の音楽の授業でバリ島を代表する音楽として教えられていますが、実はケチャはバリ島に住んでいたドイツ人の画家が、島民が観光客のために演奏してお金を得られるようにする目的で、地元の芸能をもとにして1939年に新しく創り出したものです。そのような事情があるので、ケチャは島の全域で演じられているのではなく、外国人観光客が多く訪れるところでしか今でも演じられていません。しかし、外国人が創ったからといってケチャは地元の芸能ではないかという、そうではなく、現地のお祭りではよく演じられており、今ではすっかりバリの芸能となっています。きっかけが観光であったとしても、観光が地元の芸能を一層豊かに、また盛んにしたと言えます。



バリ島の踊り



バリ島のケチャ

（注25）鉄琴（青銅製）やゴングなど、金属打楽器を中心としたインドネシアのオーケストラ、あるいはその音楽です。

（注26）日本では「チャチャチャチャ・・・」という男性の掛け声のコーラスとして知られていますが、ラーマヤナという物語に基づく歌、踊り、台詞のついた一種のミュージカルです。ラーマ王子が悪魔にさらわれた美貌の妻であるシータ姫を、弟、猿の大將（ハヌマン）、猿の軍勢の協力を得て助けるという物語で、インド、東南アジア一帯で知られています。

（2）西馬音内盆踊りの場合

秋田県において、観光が芸能の伝承に寄与した例としては、羽後町の西馬音内盆踊りが挙げられます。

西馬音内盆踊りには、「音頭」と「がんけ」という2種類の踊り方があり、その内の「音頭」は、「囃子」と「地口」（注27）に乗って、大きく数えると1周期が12拍の振りで踊られます（注28）。リズムカルで軽妙洒脱な「地口」と、太鼓、横笛、鉦、鼓、三味線から成る「囃子」は威勢がよく、野性的ともいえるのに対し、踊りは伴奏と不釣り合いなほど優雅なのですが、これが不思議なほど調和して感じられます。

また、地口の内容も優雅な踊りに似つかわしくないものが多々あります。たとえば、よく歌われる「地口」の中に「おら家のお多福あ めったにない事 びんとて髪ゆった お寺さ行くどて そば屋さひかかって みんなに笑われた」という文句があります。お多福というのは、奥さんのことでしょうか。文字通りの意味は、「奥さんが滅多にないことには、髪に油をつけてお洒落をした。お寺に行くと言っていたのに、実は蕎麦屋に行き、それがばれて、みんなに笑われた」という意味になります。蕎麦屋に行ったのがばれて、なぜ笑われたのか、文字通りの解釈では、何がおかしいのか分かりませんが、恐らくは次のような意味ではないかと思います。歌詞の中に「蕎麦屋」とありますが、昔は蕎麦屋の2階は、男女の密会の場所に使われたそうです。したがって、この地口のおよその意味は、「家の奥さんがお寺に行くといっって珍しく髪を整え、お洒落をしたが、実は蕎麦屋2階で他の男性と不倫をしていて、それがばれてみんなに笑われた」ということになり、西馬音内盆



授業で西馬音内盆踊りの衣装を身に付けてた大学生

踊りには、この他にも男女の仲や際どい内容の地口が多くあります。西馬音内では子どもに踊りを教えており、子供もお盆の時には、際どい内容の地口に合わせて踊り、地元の方によると「子どもでも、分かる子には分かる」と言っていました。何気なく聞き流してしまう歌詞も、注意して聴いてみると、昔から歌われている歌詞に時事問題なども織り込まれており、興味深く、楽しめるものです。

衣装も独特で、踊り手は古い着物の布切れを縫い合わせてつくった端縫衣装、あるいは藍染の浴衣を着て、端縫衣装の場合には編み笠を、浴衣の場合には黒い頭巾を被って顔を隠して踊ります。篝火に照らされて踊る姿は、観る者には幻想的な美しさを生み出し、多くの人を魅了する踊りです。今では盆踊りを見るため観光客が県内外から押し寄せ、大勢の踊り手が観光客の前で踊りますが、昔の写真等を見ると、踊りの輪もそれほど大きくはありませんでした。全国的に有名になったのはテレビで取り上げられてからで、町の人口をはるかに上回る観光客が盆踊りを見に西馬音内を訪れ、その様子は毎年地元のテレビ局のニュースで取り上げられています。もし、観光客が見に行くようにならなければ、今のように盛んにならなかったでしょう。観光化することで伝統が崩れたのではないかと想像されますが、実際はその逆で、保存会では伝統的な踊り方を伝承していくことに努めています。また、ある踊り手の方は、踊りの輪の中では「ご先祖様と一緒に踊っている」という気持ちになるといっていましたが、観光化されても盆踊りに対する精神的なものも踊りと一緒に受け継いでいると言えます。

(注27) 地口は「秋田音頭」言葉に抑揚をつけたもので、「古いラップ」のようなものといったらよいでしょうか。

(注28)「がんげ」というもう一つの踊りがあり、これは大きく取ると10拍のサイクルからなる動きで踊られます。

(3) 観光客を呼び込むためには

パーティーの席などで、観光客の誘致に関わる仕事をされている方にお会いし、秋田に観光客を呼び込む方法について話をすることがあります。リピーターを増やすことが観光客の増加には大事ですが、先ほど例に出したバリ島はリピーターが多いことでも知られていて、毎年休みを取ってバリ島を訪れ

る人を私も何人が知っています。観光の対象として、美しい自然も魅力的ですが、そこに住む人や暮らしが自らが観光の対象になり、それがバリ島の大きな魅力です。私もバリ人の結婚式や成人式に参列したり、お祭りを見に行き、現地人と一緒に音楽や踊りを鑑賞したりしましたが、そのような儀式的場に居合わせると、現実に経験しているとは思えないような不思議な気持ちになったことが何度かあります。

バリ島のお葬式は牛や獅子などをかたどったお棺や、きらびやかな塔を造り、それらをプラ・デサと呼ばれる「死者のためのお寺」まで行列を組

んで運び、火をつけて燃やしますが、行列の後に大勢の外国人観光客がついて歩いているのを見たことがあります。その行為が現地の人に対して失礼であるかどうかは別として、バリでは祭礼も含め、儀式に参加している住民自体が観光の対象で、観光客は本国の暮らしとは全くことなる異文化、あるいは異文化らしさを体験しているのです。

都会から秋田にやって来る観光客についても同じことで、秋田で「田舎」、あるいは「秋田らしさ」に出会うことを期待しています。したがって、お祭りや芸能を担う人々自体が観光の対象になり、秋田を訪れる人々の期待に応えて「田舎らしさ」「秋田らしさ」を演出すれば、観光客を呼び込めるのではないのでしょうか。絵空事になりますが、例えば竿灯祭りなどの行事の期間に、秋田市の女子高生や女子大生が「秋田おばこ」の衣装を身に付けて街中に出て歩き、それを「社会活動」「ボランティア活動」として評価すれば、観光客が増加することは請け合いです。木曾路にある馬籠では、明治時代の装束で郵便局員が郵便物を配達していると聞いたことがあります。田舎らしさを疑似体験してもらうことが観光客の増加に繋がると考えています。具体的な方策を問われても、良い考えが思い浮かびませんが、秋田県においては、「お祭り」や「芸能」を担う人々自体が観光客を呼び込む契機となる可能性を持ち、またそのことが芸能を継承していくことに繋がるのではないのでしょうか。

第5章 秋田県における「獅子踊り」とその伝承

(1)「獅子踊り」とその分布

ア．鷹巣の大太鼓

毎年7月14、15日に行われる北秋田市鷹巣町の綴子神社の祭礼では、数基の大太鼓が打ち鳴らされながら集落内を行進します。その様子は、毎年県内のニュースとして地元のテレビで放映されていますし、また鷹巣町には「大太鼓の館」という太鼓の展示館があるので、「世界一の太鼓」としてギネスブックにも登録されている直径約4メートルにも及び大太鼓をご存知の方も多いかと思います。私も鷹巣町綴子の大太鼓についてはテレビのニュースや、奥羽本線の鷹巣駅に展示されている太鼓を見て知っていましたが、「大太鼓が集落の中を行進する行事」だと何となく思っていました。しかし、綴子神社のお祭りに実際に行ってみると、大太鼓は、神社に奉納



バリの祭礼の行列



綴子の大太鼓の行進

する「獅子踊り」、「棒術」、「奴踊り」の伴奏楽器のひとつで、実際は脇役だということを知りました。集落がふたつに分かれて、太鼓の大きさを競ったために、今のような大きさになり、大太鼓だけが目立つようになったのです（注29）。

町が二つに分かれ、競い合って芸能を伝承してきたという点では、藤里町藤琴の「獅子踊り」も同様です。次に北秋田市鷹巣町綴子と藤里町藤琴における「獅子踊り」と、それに付随する芸能、及び秋田県における「獅子踊りの分布」について触れてみることにします。



綴子の獅子踊り

（注29）因みに大太鼓を1台作るのに1千万円かかるそうで、現在では上と下のそれぞれが大太鼓の館に数台保有しているわけですから、これまでに大変な額のお金をかけてきたこととなります。費用の捻出については、綴子の共有地で採れる（壁土の材料となる）珪藻土と、杉を売ったお金を充てていたとのことでした。

イ．「獅子踊り」と「獅子踊りに伴う芸能」について

「獅子舞」には2人以上の演者で1頭の獅子を演じる「二人立」の獅子舞と、1人で1頭の獅子を演じる「一人立」の獅子舞があります。秋田県においては一人立の獅子舞は、100ヶ所以上で確認されていますが、それらは3人一組で舞われる「三匹獅子舞」で（注30）ほとんどの場合、伴奏楽器でもある「ささら」という名称で呼ばれています（注31）。秋田県の「ささら」（獅子踊り）の起源としては、「慶長7年（1602年）の佐竹氏の水戸から秋田への転封の際に、道中の慰安や先達として行なわれた、あるいは随伴してきた家臣が伝えた」とするところが多いようですが、水戸の「ささら（獅子踊り）」と関係づけるのは芸能の権威づけという面があり、元々秋田にあった芸能が佐竹氏の転封による影響も受けて伝承されてきたと考えるのが妥当だと思われます。



びんざさらを持った道化

「ささら」は、災いを取り除いたり、先祖の供養や豊作祈願したりするために、お盆の前後の8月12日から18日の間の2日間に演じられることが多いようですが、祭礼で演じられるなど、場所により演奏の時期や日数が異なります。

仙北地方においては、「ささら」に付随する芸能としては2人一組で武術の型を演じる「棒術」がある程度で、担い手が少なくなった近年では棒術が演じられることも余りないようです。それに対して県北部においては、他の芸能と一緒に「ささら」が演じられることが多く、藤里町藤琴の豊年祭りと北秋田市鷹巣町綴子の綴子神社の祭礼においては、棒術の他に10人以上が円陣で踊る「奴踊り」が一緒に演じられており、藤里町藤琴では、「棒術」と「奴踊り」に加えて、木枠に馬を模った衣装をつけて集団で列を組んで踊る「駒踊り」と「万才」が演じられています。

神社などの演奏の場に向かう行列は、秋田県北部では多人数で、藤里町藤琴では上記の種目の駒踊

り、獅子踊り、漫才などの演者と囃子奏者に加え、先棒、鳩、鷹、弓、鉄砲、万作旗獅子、奴、挟箱等から成る行列が加わります。北秋田市鷹巣町綴子でも、芸能の演奏者と伴奏者に露払太夫、野次払い、旗持ち侍、武具類、挟箱、槍、野次払、獅子、笛吹き、太鼓、世話役等からなる約100名を数える行列の練り歩きが見られます。藤里町藤琴の豊作祭りでは、初日の宵にお寺の境内での演奏に向かう時、大勢で「ホエー」という叫び声を上げますが、その野性味に溢れた威勢の良い叫び声は、言葉では言い表せないような迫力があります。興味のある方は9月7日に藤里町藤琴に行かれれば、強く印象に残る体験をすることは請け合いで、民俗芸能に対する見方も変わる方も多いのではないかと思います。

(注30) 山形県左沢から伝えられた湯沢市関口の「関口ささら」のみ、五匹一組の獅子で舞われます。

(注31) 多数の板の間を少しずつ空けて上端を繋ぎ合わせ、両端に取っ手をつけた「びんざさら」と、多数の溝を彫り込んだ木製の棒を、細い棒で擦りあわせる「擦りざさら」の2種類があります。



藤里町の駒踊り



綴子の大名行列

ウ．秋田県における「獅子踊り」の分布：県北部と中央部における違い

「ささらは産土神を中心として伝承されてきたもので、村境を出ることはない」といわれていますが、同じ時期に演じられることが多いために、以前は他の集落の「ささら」を見る機会がほとんどなく、それが集落毎に特徴を持った「ささら」が形成された一因かもしれません。しかし、その一方で、大きく見ると多様な中にも類似性が見られ、演奏形態や様式を同じくする「ささら」の分布域が認め



大仙市横沢ささらの獅子頭



能代市道地のささら

られるのも事実です。

表は、能代市（旧二ツ井町を含む）、藤里町、北秋田市を中心とした県北部に分布する「ささら」と、大仙市（旧中仙町、太田町を含む）、仙北市（旧角館町周辺を含む）を中心とした県中央部（仙北地方）に分布する「ささら」の違いを、「獅子頭の大きさ」、「獅子踊りに伴う芸能の種類」、「獅子踊りに伴う行列と人数」、「舞手の役割」、「伴奏楽器」について、およその違いを比較したものです。

表：秋田県北部と仙北地域の「ささら」の比較

	秋田県北部	秋田県中央部（仙北地方）
獅子頭（注）	小さい	大きい
舞い手	普通は3匹の獅子のみ	ザツツァカ（道化） オーセ（福祿寿、お祓い）
一緒に演じられる芸能	多人数 棒術、駒踊り、奴踊り、万歳	小人数 棒術
行列の名称と人数	大名行列・ぶっ込み（注32） 多人数	<small>なでわた</small> 畔渡り 少人数
太鼓・囃子	獅子は小さい太鼓、あるいは太鼓が無い 伴奏の囃子に大きい太鼓 ささら（楽器）を用いることが多い	大きい太鼓 囃子に太鼓は無い

また、集落による踊りの動作の基本は、「足の踏み出し方」「足の踏み出す向き」「体の向き」にあり、仙北地方では擦り足に近い動きですが、県北部ではこれに加え跳躍も含めた上下の動きの要素が加わっています。興味のある方は、視点を定めて各地の「ささら」を見比べると興味深いと思います。

3匹の獅子は普通、夫婦の獅子と別の「雄獅子」、あるいは「中獅子」のことが多く、藤里町藤琴の獅子踊りについては、次のような内容となっています。「中年の夫婦獅子が仲睦ましく旅行中、ある地にて其の地の勢いある雄獅子に愛妻を隠されて狂乱して探したところ、ひとむら茂ったススキの陰に発見したので、狂喜すると共に、勇猛に雄獅子と格闘し、遂に無事夫婦が連れ立って後も見ずに一目散に目的地へ帰っていくが、雄獅子はその睦まじさを見て、自分を悔いてその後温厚な獅子になった」（注33）。この他に鷹巣町の綴子では、「夫婦の獅子が山の中でいなくなった子どもの獅子を探し、とうとう見つけて歓喜の舞を舞うという」物語で、舞い手はこれらの物語の内容を動きによって表します。

一方、県中央部では、「ザツツァカ」と呼ばれる道化役がおどけた仕草で舞いに加わり、また「オーセ」と呼ばれる大きな福祿寿の面を被ったお祓い役も最初に登場することが多いようです。また、秋田県中央部においては、複数の曲をレパートリーに持ち、「神仏に捧げるささら」、「仏前で演じるささら」、「悪魔払いのさらら」等、演じる場所や目的に応じて演奏されます。

（注32）演技をする前の一種のデモンストレーションです。

（注33）藤里町役場発行のパンフレット「上若郷土芸能」より。この他にも、北秋田市鷹巣町綴子の下の獅子踊りのように、「夫婦の獅子と子どもの獅子という設定で、山の中で家族睦まじく遊んでいると、子獅子がいなくなり、夫婦が狂乱して探したところ、ひとむら茂ったススキの陰に発見したので、狂喜する」という物語もあります。

(2)「獅子踊り」に見る芸能の伝承

ア．綴子（北秋田市鷹巣町）と藤琴（藤里町）における「ささら」の担われ方

北秋田市の鷹巣町綴子と藤里町藤琴においては、町が「上^{かみ}」と「下^{しも}」に分かれ、「ささら」を含む芸能は競争意識を持った「上」と「下」のそれぞれの保存会が伝承し、共同体の多くの成員が行事に参加しています。これに対して、秋田県中央部では、若者組が主体となって芸能が担われることが多く、住民の芸能参加の仕方は異なりますが、ここでは、秋田県北部の綴子と藤琴を例に、時代による芸能の担われ方や伝承組織の変化について触れてみます。

A．綴子神社祭礼（北秋田市綴子）での芸能の演奏

綴子（北秋田市鷹巣町）では、上^{かみ}の家屋は台地の上に位置し、戸数は約90で、本家筋の家から成るのに対し、2、3男の分家筋から成る下^{しも}の家屋は平地に位置し、戸数は約130です。7月14、15日の祭礼では一年交代で綴子神社に大太鼓を奉納し、虫追いや雨乞い、五穀豊穡を祈願します。先に述べたように、以前は上と下が毎年、芸能を奉納していましたが、神社への先陣争いのために、相手方に対する妨害行為などが過ぎたために、昭和4年から上と下とが隔年で奉納するようになり、その後は先陣争いの代わりに伴奏の太鼓の大きさを競うようになりました。

参考までに下^{しも}が当番の年の平成22年のお祭りは、次のように進行しました。

7月14日（宵宮祭）

19：00～19：40頃 大太鼓等出陣行列

19：00～ 綴子神社神事

20：00～21：00頃 芸能の奉納（大名行列、ぶっこみ、子供と大人の獅子踊、子供の男女の奴踊、大人の男子の奴踊と棒術）

7月15日（本祭り）

10：00～ 綴子神社神事

10：50～ 湯立て神事（作占い）

11：00～11：40頃 大太鼓等出陣行列

11：00～12：00頃 芸能の奉納（大名行列、ぶっこみ、子供と大人の獅子踊、子供の男女の奴踊、大人の男子の奴踊と棒術）

13：00～15：00頃 集落内芸能披露（4か所程度） 終了



駒踊りの出番を待つ子どもたち（藤里町）



女の子による奴踊り（綴子）

小学生や保育園の子どもによる芸能の練習は、お祭りの約3週間前から、夜に町内の集会所（下）と児童会館（上）で行なわれ、子どもの練習が終わってから大人が練習をします。子どもの練習への参加は強制ではありませんが、全員の子供が参加し、親も送り迎えなどの協力をしています。

B. 八幡子神社祭礼（藤里町藤琴）での芸能の演奏、担われ方

藤里町藤琴の八幡神社の祭礼は、「豊作祭り」と呼ばれています。約1500戸の家が上と志茂（注34）とに分かれ、神社での奉納は上と志茂が隔年に、町中での演奏は毎年行なっています。練習は9月7、8日の祭礼の2週間ほど前の夜から「上」と「志茂」のそれぞれが始め、子供達は「獅子踊」「駒踊」の練習をし、それに続いて大人は「奴踊」も加えた練習を行っていますが、自家用車の普及によって、芸能に参加する子どもの居住域が広がる傾向にあります。

2日目（本祭り）の開発センター前の広場での芸能の演奏までは、両者は同じ場所で時間を違えて「ささら」「駒踊」「奴踊」を演奏し、その後の2日目の午後からはそれぞれの町内の4、5ヵ所で演奏を行ないます。町の中を大勢の演者が列を作って練り歩き、ところどころで止まって踊りを披露しますが、特に駒踊りは、子どもから大人まで力強く、勇壮に踊る姿は見ものです。

（注34）藤里町では、「下」に「志茂」という字を当てています。

イ. 綴子と藤琴の「上」と「下」におけるライバル意識

北秋田市綴子と藤里町藤琴のいずれにおいても、上と下は相手に対して強いライバル意識を持っています。綴子での聞き取り調査では、「昭和4年まで神事が終わると先陣争いをし、互いに妨害し合い、タラの木の棘で相手の太鼓の皮を破ったりした」、「先陣争いをしていた頃は太鼓の大きさは5尺だったが、隔年奉納になってからは太鼓の大きさを競うようになり、昭和8年に8尺の太鼓になった」、「太鼓の大きさの競い合いは、ここで育った人でないとわからない。1センチの差でも一大事だった」、「相手とは一緒にはやりたくないという気持ち強い」、「昔は上と下の間では結婚はしなかった」等の声が聞かれました。また、藤里町藤琴でも同様に、「昭和10年代、ナイフで相手の太鼓の皮を裂き合った」、「祭り以外でも何をすることも競争的だった」、「特に昔は自分たちの踊りがよいと確信していたし、今も同様である」、「お祭りでは上、志茂が合流する役場前で、太鼓の音の大きさを競い合っている」というように、お互いに強いライバル意識を持っていますが、姻戚関係のある綴子の方が、対抗心が強くなるようです。しかし、藤里町藤琴では、住んでいる場所だけではなく、子供同士の友達関係で「上」か「志茂」のいずれかを選ぶので、ライバル意識は昔ほどではなくなりました。

互いに競い合っている「上」と「下」（志茂）の違いについて尋ねてみると、綴子では、「レパートリーが違う」、「笛の装飾音が違う」、「横笛の基本的旋律は同じだが、間が違う」、「太鼓の連打の有無など、太鼓の叩き方が違う」という答えが、また、藤里町では、「手と扇の廻し方が違う」、「曲目、旋律、踊り方が違う」、「旋律と踊りが微妙に違う」という答えが返ってきました。しかし、これらは当事者以外には大きな違いではなく、演奏には加わっていない住民の方も「上と下は違うというが、どこが違うのか、分からない」とっていました。

伝承という面からライバル関係を見ると、「上と志茂があったから、これまで続けてきた」、「微妙に違い、競い合ってきた結果、150年間一度も休まなかった」、「ライバル関係なので盛んになった」、「上と志茂の競争心がパワーになった」と現地の人が言っていたように、ライバル意識を持った2つの組織の存在が芸能の伝承に寄与してきたといえるでしょう。

（3）民俗芸能の伝承に向けて

ア．綴子と藤琴における伝承より

過疎化が進んだ現在では、演奏者の数を揃えることが難しくなりましたが、昔は20人ほどの成人男子で踊られる「奴踊」に参加したくてもできない演奏者はたくさんいました。このような状況であったために、昔は獅子踊りを踊れるのは長男だけで、性別や年齢などにも制約を設けることができ、また、伝承する組織も昔ながらの若者組の実力者によって運営されていました。

しかし、人口の減少や兼業農家の増加など、伝統的な生活様式の変化するなかで芸能を継承し、担い手を確保していくためには、構成員の要件も緩和して共同体の多くの成員が参加できるようにし、組織の性格を変えていく必要があります。子供が参加するようになると、子供の世話のために親も芸能にかかわるようになり、芸能に対する関心も高くなり、結果として、子どもや女性の参加を認めた芸能は伝承が途絶えずに、盛んに演じられ続ける傾向があります。藤里町では、40年近く前に「ふるさと教育」の一環として「駒踊り」を小学生に指導しましたが、その時の小学生が、成人してからも芸能を継承し続けました。藤里町での聞き取り調査では、「昔、小学生に指導していなかったら、伝統が途絶えてしまったのではないか」という趣旨の発言を多く聞きました。

また、伝承のための組織は、規約を持った、オープンで同好会的な組織に変化していくことも必要ではないでしょうか。「郷土芸能は人々の生活や伝統と強く結びついている」とよくいわれますが、専業農家の数が減少し、農業を基盤とした昔の生活共同体が変容してしまった現在では、暮らしと民俗芸能とを直結させることには無理があります。近年では、角館の飾山囃子の演奏の組に見られるように、同好会的な性格を持った組織に変化していくことも必要であると思われる。

さらに、芸能の担い手の勧誘の方法として、若者会が母体となっている組織では、個別に勧誘を行っている傾向がありますが、綴子におけるように、町内の自治会全体で行事を運営するような組織では、共同体全体で子どもを芸能の担い手に組み入れており、ほとんどすべての住民が芸能にかかわるような体制を作り上げています。過疎化も含め、集落の置かれている状況は異なるので一概には言えませんが、綴子をはじめ秋田県北部における芸能の伝承に対する取り組み方は、これからも芸能を伝承していくための参考になるのではないかと考えます。

イ．高校生による民俗芸能の伝承

これまで述べてきた「西馬音内盆踊り」、及び北秋田市綴子と藤里町綴子のお祭りの「獅子踊り」に見られるように、民俗芸能を伝承していくためには、子供や若い世代が芸能に参加するような環境を整えていくことが大切です。

そのための試みの一つとして、高校文化連盟の「郷土芸能・日本音楽部門」の発表会があり、毎年11月の末に開催され、郷土芸能関係の部員やあるいは同好会員が日頃の練習の成果を披露してい



高校文化連盟の郷土芸能部門の発表会（角館のお祭りの囃子）



高校文化連盟の郷土芸能部門の発表会（秋田音頭）

まず、高校文化連盟の「郷土芸能部門」の母体となった「秋田県高校民謡連盟」の第1回発表会は昭和43年に開催され、昭和56年から「郷土芸能」と「日本音楽」が合同で発表会をもつようになりました。

郷土芸能部に所属する秋田県の高校生を対象に質問紙調査をしたことがあるのですが、「部員であること」や「入部したこと」を全体としては肯定的に捉え、多くの高校が全国大会への出場校に推薦されることを目指し、意欲的に練習に取り組んでいます。

また、郷土芸能部の演奏の場として、学校内での学園祭や上記の発表会だけではなく、地域、時には県外のイベントで演奏する機会があり、地域住民の注目を集めています。このように、地域社会と結びついて部活動が行なわれているので、部員は地域社会への帰属意識をもちますし、一方、地域住民も部員の活動を評価し、部員の活躍を自分たちのものとして捉える傾向があるようです。秋田県高校文化連盟の郷土芸能部門の発表会で、会場となった地区の高校が全国大会への出場することに決まった時には、開催地区の観衆は湧き、また、マスコミにも取り上げられたりすることは、高校の郷土芸能部と地域の住民とが一体感を持っていることを物語っています。

子どもの教育では、家庭、学校のいずれにおいても、自分に対する肯定感や、誇りを持たせることが大事です。というのは、自分、あるいは自分が所属する集団や自分の文化に対する肯定感や誇りは、生きる力を生み出す源となるからです。また、自分の所属する集団に対して肯定感を持っている子どもは、集団の規範を受け入れ、所属する集団の迷惑になる行為に対してはブレーキが働きます。しかし、現在の日本においては、子供達に誇りを持たせるような教育は余りなされていないのが実情ではないでしょうか。

郷土芸能系の部においては、部員であることの誇りは、地域住民によって評価されることから生まれ、その誇りは生徒の意欲、部活動に対する肯定感、生活態度等、広範囲に渡って有意義な影響を与える源となっています。郷土芸能関係の部活動、及び郷土芸能の学習においては、「部員であること」「地域住民であること」「演じる芸能」等に対する誇りを育てることが重要で、そのためには高校生が地域の住民との結びつきの中で郷土の芸能を演じることは教育的に意義のあることであると考えています。

現在私は、「地元の高校の郷土芸能部の部員が地元の芸能保存会員より仙北地方の『獅子踊り』（ササラ）を習い、学外で発表の機会を持つ」という計画を進めています（注35）。高校生が地域の芸能を演じることで、地域住民から評価されることは、部員としての誇りや、部活動を通しての自信を生むでしょうし、また芸能保存会の会員にとっても、高校生が自分たちの芸能を習得することは、自分たちが伝承してきた芸能が評価されることを意味し、芸能を担ってきたことに対する誇りにもなるよ



高校生によるさらの練習風景



わらび座デジタルアートファクトリでの計測の様子

うです。実際、高校生への指導が進むにつれ、保存会員の熱意も増していっています。また現在、秋田大学の理工学部の研究室や、「わらび座」(注36)のデジタルアートファクトリーとも連携して、「モーションキャプチャ装置」(注37)という工学系の機器で演奏動作を解析し、民俗芸能、及びその学習について客観的な視点からの研究も進めています。高校生と地域の芸能の担い手が交流し、両者の結びつきの中で郷土の芸能を演じることは、教育的意義も深く、現在、この試みが、郷土芸能の伝承や郷土芸能の科学的研究に寄与することを願っています。

(注35) 平成24年度に「郷土芸能の伝承による世代間の交流と地域文化の振興」というテーマで採択された科学研究費助成事業で、大仙市太田町の「横沢ささら」が対象です。

(注36) 秋田県仙北市神代に劇団・劇場、研究所、宿泊温泉施設等を置く民俗芸能の団体で、全国的に活動を繰り広げている。

(注37) 磁気により身体の複数の部位の空間上の位置を、時間の流れの中で正確に計測し、その結果を数値やグラフや画像で表示することができる装置です。演奏動作、スポーツや舞踊における身体の動きをデジタル・データとして保存、分析することができます。

表 19 郡別新開高の算出

郡	本田高		外新田高		郡高			新開高		
	A 村	B 高	C 村	D 高	E 村	F(B+D) 高	G 村高平均	H 村	I 高	J 高平均
置賜	257	18000.000	91	16994.584	257	196994.584	767			
	257	196994.584	0		257	196994.584	767			
		-16994.584		16994.584		0.000		90	16994.584	189
村山	388	337610.459	0	3273.229	388	340883.688	879			
	387	337609.043	0		387	337609.043	872			
		1.416		3273.229		3274.645		50	3273.229	65
最上	51	36158.742	3	6556.771	54	42715.513	791			
	51	36158.741	3	1626.228	54	37784.969	700			
		0.001		4930.543		4930.544		47	4930.543	105
田川	69	26882.037	0	1188.505	69	28070.542	407			
	69	28065.507	0		69	28065.507	407			
		-1183.470		1188.505		5.035		28	1188.505	42
榑引	186	68829.114	26	45179.257	212	114008.371	538			
	190	101802.479	23	12414.294	213	114216.773	536			
		-32973.365		32764.963		-208.402		119	32764.963	275
遊佐	143	46243.974	8	22617.710	151	68861.684	456			
	143	67437.471	8	1424.215	151	68861.686	456			
		-21193.497		21193.495		-0.002		128	21193.495	166
由利	258	53417.923	0	3770.195	258	57188.118	222			
	257	53418.373	0		257	53418.373	208			
		-0.450		3770.195		3769.745		107	3770.195	35
雄勝	60	33150.514	10	10907.335	70	44057.849	629			
	60	33150.534	10	2863.083	70	36013.617	514			
		-0.020		8044.252		8044.232		60	8044.252	134
平鹿	43	26778.062	29	18689.930	72	45467.992	631			
	43	26778.062	29	9239.141	72	36017.203	500			
		0.000		9450.789		9450.789		41	9450.789	231
仙北	114	64964.758	22	12258.236	136	77222.994	568			
	114	64964.757	23	4029.968	137	68994.725	504			
		0.001		8228.268		8228.269		100	8228.268	82
河辺	34	11467.544	6	4657.896	40	16125.440	403			
	34	11467.544	6	2360.124	40	13827.668	346			
		0.000		2297.772		2297.772		33	2297.772	70
秋田	178	49176.531	67	20187.885	245	69364.416	283			
	178	49176.531	67	8946.918	245	58123.449	237			
		0.000		11240.967		11240.967		156	11240.967	72
山本	47	14713.930	17	6589.904	64	21303.834	333			
	47	14713.930	17	2714.756	64	17428.686	272			
		0.000		3875.148		3875.148		45	3875.148	86

各郡の上段は郡末記載値（但し、E・F列は計算値）、中段は各村高合計の計算値、下段は上段から中段を差し引いた値

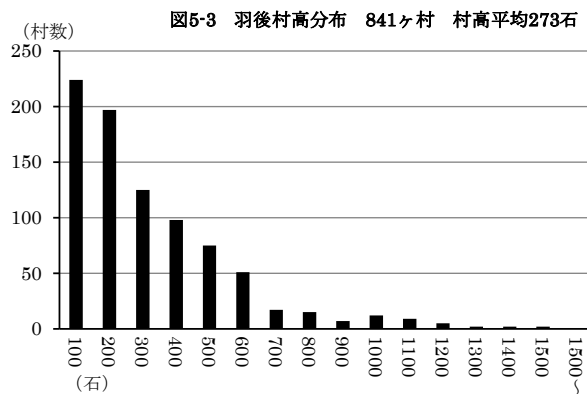
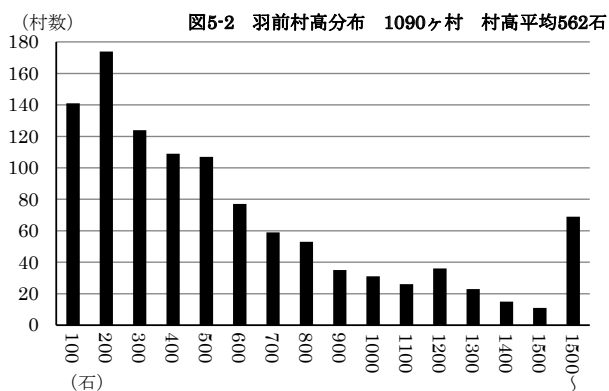


表 16 各郡の村高分布比率 (%)

郡	~200石	200~500石	500~1000石	1000石~
置賜	32.5	25.9	17.7	23.9
村山	26.7	28.0	24.1	21.2
最上	19.2	26.9	26.9	26.9
田川	50.8	29.2	16.9	3.1
榊引	24.9	39.5	27.3	8.3
遊佐	27.9	38.8	21.8	11.6
由利	64.6	32.9	2.4	0.0
雄勝	25.4	41.8	23.9	9.0
平鹿	22.1	42.6	25.0	10.3
仙北	27.5	38.9	28.2	5.3
河辺	44.7	36.8	18.4	0.0
秋田	60.9	34.8	4.3	0.0
山本	60.7	24.6	14.8	0.0

表 17 各郡の新田村と新開村およびその割合

郡	村数	新田	新開	新田比	新開比
置賜	257	0	90	0.0	35.0
村山	387	0	50	0.0	12.9
最上	54	3	47	5.6	87.0
田川	69	0	28	0.0	40.6
榊引	213	23	119	10.8	55.9
遊佐	151	8	126	5.3	83.4
由利	257	0	107	0.0	41.6
雄勝	70	10	60	14.3	85.7
平鹿	72	29	41	40.3	56.9
仙北	137	23	100	16.8	73.0
河辺	40	6	33	15.0	82.5
秋田	245	67	156	27.3	63.7
山本	64	17	45	26.6	70.3
羽前	1131	34	460	3.0	40.7
羽後	885	151	542	17.1	61.2
出羽	2016	185	1002	9.2	49.7

表 18 各郡新開村の1ヶ村当たり平均開発高

藩	新開高合計	新開村	平均(石)
米沢	16994.584	90	188.829
上山	1630.000	36	45.278
本荘	1612.468	41	39.328
矢島	1157.727	39	29.685
亀田	1000.000	27	37.037
新庄	6573.772	60	109.563
庄内	55146.963	274	201.266
秋田	43137.176	435	99.166

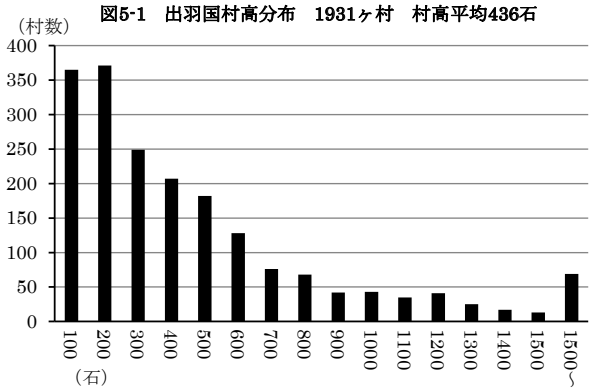
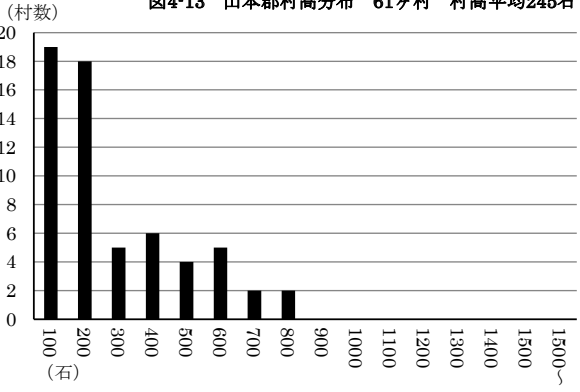
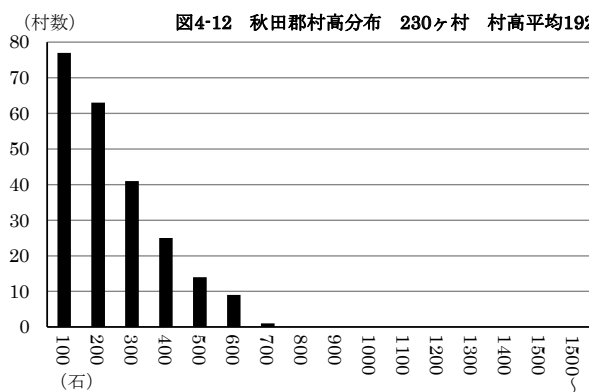
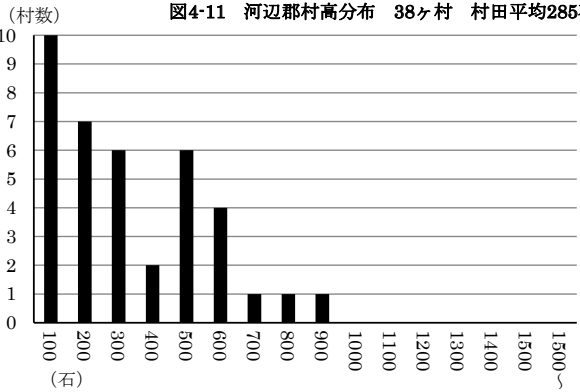
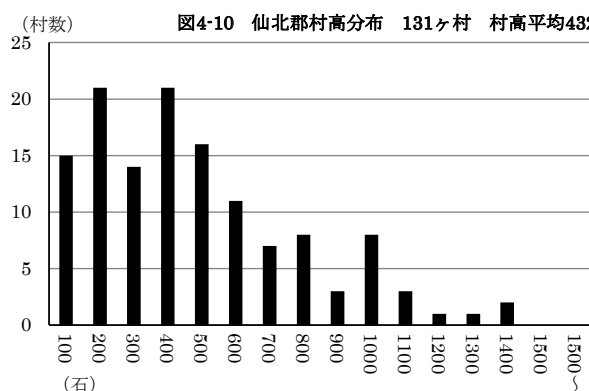
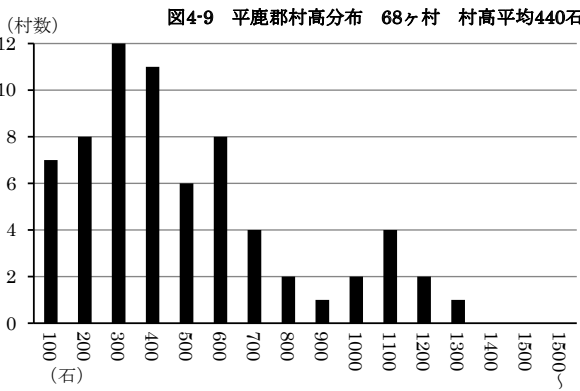
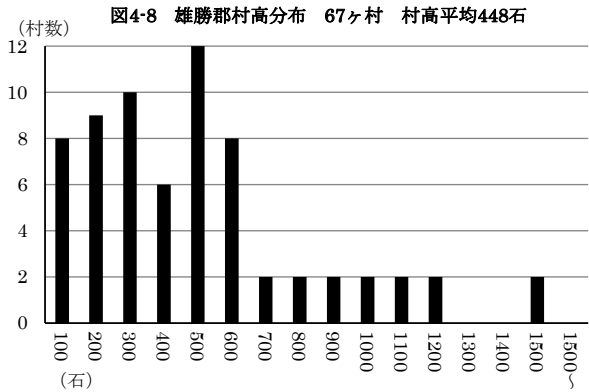
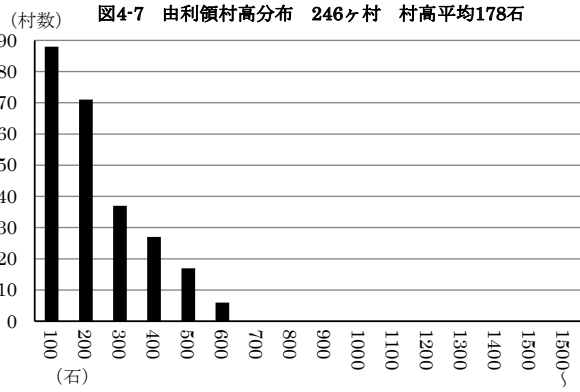


図2 村高の郡別合計 (万石)

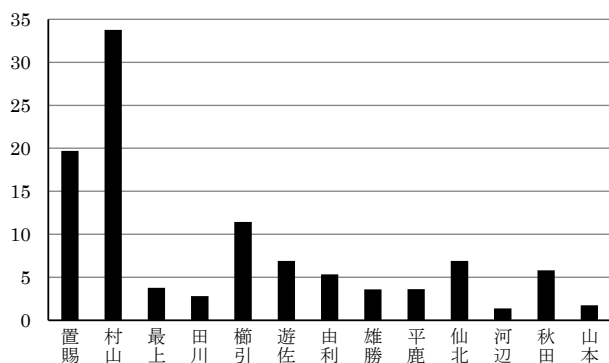


図3 外れ値除外後の郡別村高平均 (石)

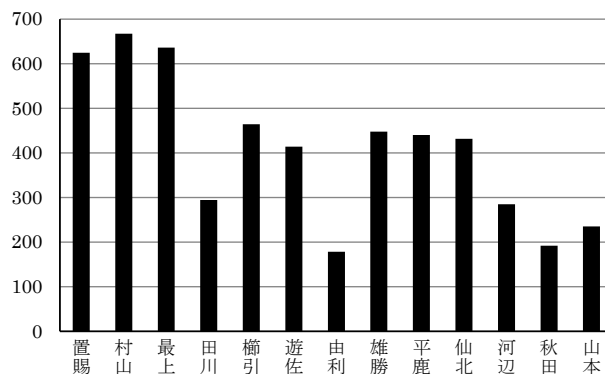


図4-1 置賜郡村高分布 243ヶ村 村高平均624石

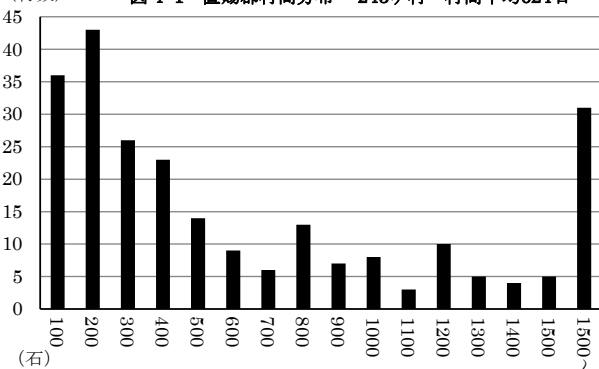


図4-2 村山郡村高分布 378ヶ村 村高平均667石

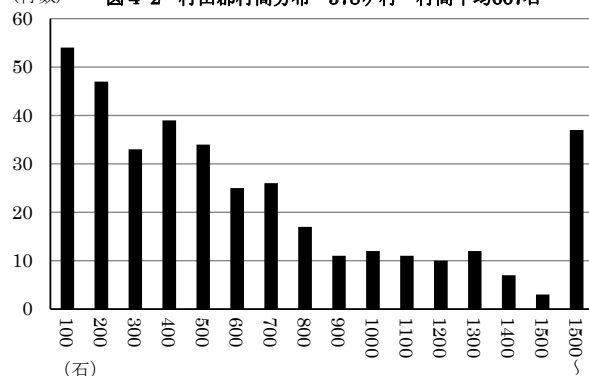


図4-3 最上郡村高分布 52ヶ村 村高平均636石

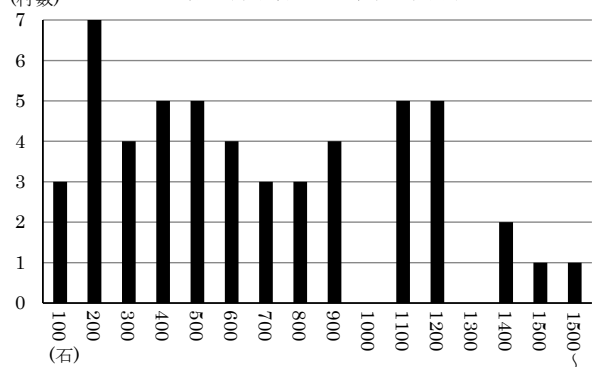


図4-4 田川郡村高分布 65ヶ村 村高平均294石

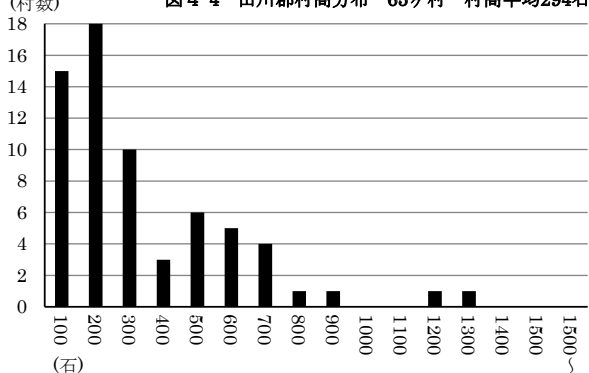


図4-5 榑引郡村高分布 205ヶ村 村高平均464石

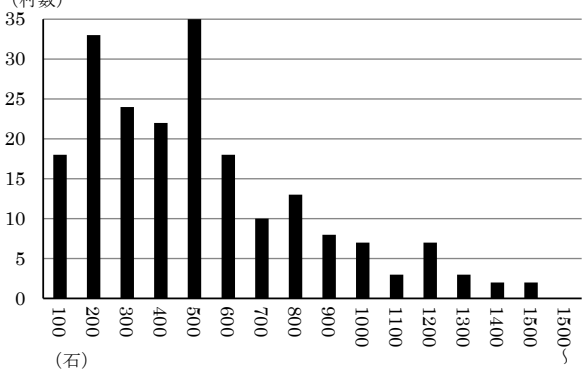


図4-6 遊佐郡村高分布 147ヶ村 村高平均414石

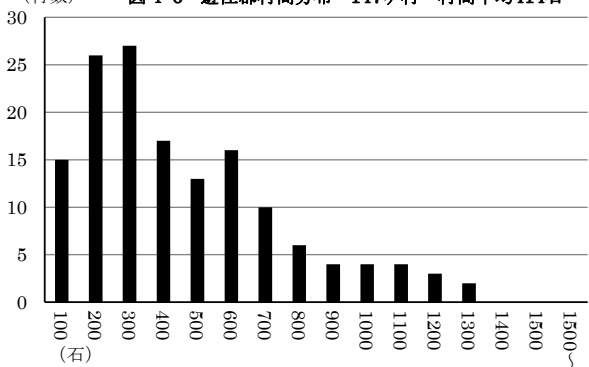


表 12 秋田 6 郡 628 ヲ村の市町村ごと本田村・新田村内訳

郡	市町村	村数	本田村	新田村	新開地	郡	市町村	村数	本田村	新田村	新開地
雄勝	稲川町	9	8	1	8	河辺	河辺町	8	8	0	8
雄勝	羽後町	24	22	2	22	河辺	協和町	2	1	1	1
雄勝	増田町	4	1	3	1	河辺	秋田市	20	15	5	14
雄勝	東成瀬村	3	3	0	3	河辺	雄和町	10	10	0	10
雄勝	湯沢市	21	17	4	17	秋田	阿仁町	4	4	0	3
雄勝	雄勝町	8	8	0	8	秋田	井川町	14	8	6	6
雄勝	雄物川町	1	1	0	1	秋田	五城目町	20	13	7	12
平鹿	横手市	19	12	7	11	秋田	合川町	13	12	1	6
平鹿	山内村	6	6	0	6	秋田	若美町	8	8	0	6
平鹿	十文字町	12	4	8	4	秋田	秋田市	44	31	13	30
平鹿	大曲市	2	0	2	0	秋田	昭和町	9	7	2	7
平鹿	増田町	1	1	0	1	秋田	上小阿仁	7	3	4	0
平鹿	大森町	4	3	1	2	秋田	森吉町	6	6	0	6
平鹿	大雄村	6	3	3	4	秋田	大館市	38	26	12	23
平鹿	平鹿町	10	9	1	9	秋田	鷹巣町	12	8	4	8
平鹿	雄物川町	12	5	7	4	秋田	男鹿市	38	30	8	29
仙北	横手市	2	2	0	1	秋田	天王町	1	1	0	1
仙北	角館町	12	10	2	9	秋田	田代町	3	3	0	3
仙北	協和町	9	9	0	8	秋田	二ツ井町	3	2	1	2
仙北	神岡町	2	2	0	2	秋田	八郎潟町	9	6	3	4
仙北	西仙北町	11	11	0	7	秋田	飯田川町	3	2	1	2
仙北	西木村	7	6	1	6	秋田	比内町	13	8	5	8
仙北	仙南村	9	7	2	7	山本	琴丘町	2	2	0	2
仙北	仙北町	8	8	0	7	山本	山本町	6	6	0	6
仙北	千畑町	11	10	1	7	山本	藤里町	3	2	1	1
仙北	太田町	12	8	4	7	山本	二ツ井町	8	6	2	6
仙北	大曲市	16	10	6	10	山本	能代市	28	19	9	18
仙北	中仙町	21	17	4	16	山本	八森町	1	1	0	1
仙北	田沢湖町	11	9	2	0	山本	八竜町	4	2	2	2
仙北	南外村	2	2	0	10	山本	峰浜村	12	9	3	9
仙北	六郷町	4	3	1	3						

表 13 秋田藩の極端に大きな新田村

郡	村名	村高
秋田	川尻村	871.866
雄勝	貝沢村	894.393
平鹿	角間川村	894.444
山本	比井野村	894.588
河辺	二伊田村	1716.092

表7 郡末・巻末記載の集計値と村高集計値

領域	典拠	本田高		新田村+新開		総高	
		村数	A 高	村数	B 高	村数	(A+B) 高
羽前	郡末記載値集計	1094	695724.326	128	95810.056	1131	791534.382
	村高集計	1097	768067.825	34	15464.737	1131	783532.562
羽後	郡末記載値集計	734	253669.262	151	77061.381	885	330730.643
	村高集計	733	253669.731	152	30153.99	885	283823.721
出羽	郡末記載値集計	1830	1021737.556	186	45618.727	2016	1067356.283
	村高集計	1831	1004674.224	185	45286.277	2016	1049960.501
	巻末記載値		951523.476		172871.417		1124394.893

表8 諸藩の新田村・新開村の割合

藩	新田比	新開比
米沢藩	0.0	35.0
上山藩	0.0	97.3
山形藩	0.0	0.0
幕府領	0.0	0.0
新庄藩	4.2	84.5
庄内藩	6.4	56.6
丸岡藩	0.0	0.0
庄内預	0.0	0.0
仁賀保	0.0	0.0
本荘藩	0.0	39.0
矢島藩	0.0	92.9
亀田藩	0.0	32.1
秋田藩	24.2	69.2
出羽国	9.2	49.7

図1 出羽諸藩の村高合計 (万石)

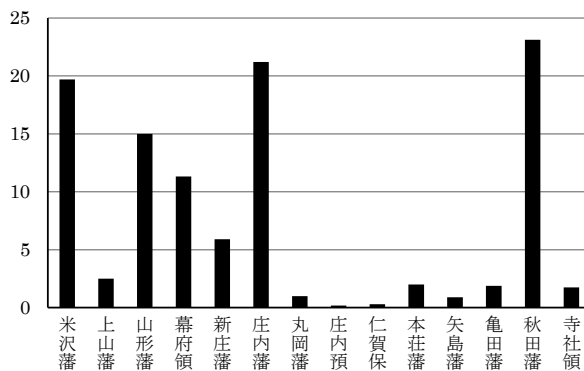


表9 村高合計による新田村の割合 (藩単位)

藩	村高集計			本田村			新田村				
	村数	高合計	村高平均	村数	高合計	村高平均	村数	村比	高合計	村高平均	高比
新庄藩	71	59599.999	839	68	57973.771	853	3	4.2	1626.228	542	2.7
庄内藩	484	215691.228	446	453	201852.719	446	31	6.4	13838.509	446	6.4
秋田藩	629	231094.274	367	477	200940.284	421	152	24.2	30153.990	198	13.0

表10 秋田藩新田村の村高分布

区分	村数
100石未満	60
200石未満	39
300石未満	26
400石未満	10
500石未満	6
600石未満	6
600石以上	5
計	152

表11 村高合計による新田村の割合 (郡単位)

郡	藩	郡高		新田村				
		村数	村高合計	村数	村比	新田高	高割合	村高平均
最上	新庄	54	37784.969	3	5.6	1626.228	4.3	542
檜引	庄内	213	114216.773	23	10.8	12414.294	10.9	540
		151	68861.686	8	5.3	1424.215	2.1	178
雄勝	秋田	70	36013.617	10	14.3	2863.083	8.0	286
平鹿		72	36017.203	29	40.3	9239.141	25.7	319
仙北		137	68994.725	23	16.8	4029.968	5.8	175
河辺		40	13827.668	6	15.0	2360.124	17.1	393
秋田		245	58123.449	67	27.3	8946.918	15.4	134
山本		64	17428.686	17	26.6	2714.756	15.6	160

表5 村高合計による藩藩の村高平均と高内訳

支配	村数	A 村高合計	B = A-E	村高平均	C 田高	D 畑高	E 寺社領	F 誤差	畑比率
米沢藩	257	196994.584	196994.584	767	140695.864	56299.165	0.000	-0.445	28.6
上山藩	37	25643.997	24999.997	676	18081.298	6919.062	644.000	-0.363	27.0
山形藩	120	158322.770	150000.000	1250	124524.815	25475.204	8322.770	-0.019	16.1
幕府領	138	117171.032	113146.362	820	97790.904	15396.868	4024.670	-41.410	13.1
新庄藩	71	59599.999	58970.000	831	55916.727	3050.871	629.999	2.402	5.1
庄内藩	484	215691.228	212026.353	438	186676.895	25124.068	3664.875	225.390	11.6
丸岡藩	24	10108.952	9999.484	417	7473.485	2526.004	109.468	-0.005	25.0
庄内預	10	1858.885	1858.885	186	1846.913	11.972	0	0.000	0.6
仁賀保領	15	3000.000	3000.000	200	2991.617	8.383	0	0.000	0.3
本荘藩	105	20000.450	20000.450	190	19036.475	963.505	0	0.470	4.8
矢島藩	42	9000.000	9000.000	214	8875.806	124.194	0	0.000	1.4
亀田藩	84	18870.112	18870.112	225	18857.49	210.608	0	-197.986	1.1
秋田藩	629	231094.274	231094.274	367	203221.487	27968.149	0	-95.362	12.1
出羽国	2016	1067356.283	1049960.501	521	885989.776	164078.053	17395.782	-107.328	15.4

< 本田村と新田村、その他 >

支配	村数	A 村高合計	B = A-E	村高平均	C 田高	D 畑高	E 寺社領	F 誤差	畑比率
新庄藩本田村	68	57973.771	57343.772	843	54927.789	2415.583	629.999	0.400	4.2
新庄藩新田村	3	1626.228	1626.228	542	988.938	635.288	0.000	2.002	39.1
庄内藩本田村	453	201852.719	198187.844	438	174458.215	23505.499	3664.875	224.130	11.6
庄内藩新田村	31	13838.509	13838.509	446	12218.68	1618.569	0	1.260	11.7
秋田藩本田村	478	201272.734	201272.734	421	176107.035	25261.714	0	-96.015	12.6
秋田藩新田村	151	29821.540	29821.540	197	27114.452	2706.435	0	0.653	9.1
仁賀保兄	8	2000.000	2000.000	250	1995.718	4.282	0	0.000	0.2
仁賀保弟	7	1000.000	1000.000	143	995.899	4.101	0	0.000	0.4
出羽国本田村	1831	1022070.006	1004674.224	549	845667.706	159117.761	17395.782	-111.243	15.6
出羽国新田村	185	45286.277	45286.277	245	40322.07	4960.292	0	3.915	11.0
寺社領	148			118			17395.782		

表6 秋田藩の村高構成

巻末記載値	村高集計値					
		新開地無	新開地有	村高計	新開高計	高合計
本田高	200940.175	本田村高	14944.083	185996.201	200940.284	
		村数	46	431	477	
新田高	73291.166	新田村高	29246.527	907.463	30153.990	
		村数	148	4	152	
高合計	274231.341	高合計	44190.610	186903.664	231094.274	43137.176
		村数	194	435	629	435
						629

表2 巻末記載値と村高集計値

藩	巻末記載値			村高集計値						
	A 本知高	B 新田高	C 実高	D 村数	E 村高合計	F 寺社領	G = E - F	H = G / D	I 新開村	
米沢藩	180000.000	16994.584	196994.584	257	196994.584	0.000	196994.584	実	767	90
上山藩	25000.000	1630.000	26630.000	37	25643.997	644.000	24999.997	本	676	36
山形藩	150000.000		150000.000	120	158322.770	8322.770	150000.000	本	1250	0
幕府領	113147.761		113147.761	138	117171.032	4024.670	113146.362	本	820	0
新庄藩	60000.000	8200.000	68200.000	71	59599.999	629.999	58970.000	本	831	60
庄内藩	140071.604	68985.472	209057.076	484	215691.228	3664.875	212026.353	実	438	274
丸岡藩	10000.000		10000.000	24	10108.952	109.468	9999.484	本	417	0
庄内預	1858.975		1858.975	10	1858.885	0	1858.885	本	186	0
仁賀保	3000.000		3000.000	15	3000.000	0	3000.000	本	200	0
本荘藩	20000.000	1612.468	21612.468	105	20000.450	0	20000.450	本	190	41
矢島藩	10000.000	1157.727	11157.727	42	9000.000	0	9000.000	本	214	39
亀田藩	20000.000	1000.000	21000.000	84	18870.112	0	18870.112	本	225	27
秋田藩	200940.175	73291.166	274231.341	629	231094.274	0	231094.274	本	367	435
寺社領	17504.961		17504.961	148		17395.782				
出羽国	951523.476	172871.417	1124394.893	2016	1067356.283		1049960.501		521	1002

表4 諸藩の新田・新開と水旱寒損、山林等の村数

支配	村数	新田	新開	無損	水損	旱損	両旱	生山	芝山	柴山	松山	寒損
米沢藩	257	0	90	103	120	67	33	30	0	0	0	0
上山藩	37	0	36	27	10	0	0	20	0	0	0	5
山形藩	120	0	0	26	52	45	3	32	0	18	1	0
幕府領	138	0	0	94	6	43	5	42	13	25	13	0
新庄藩	71	3	60	22	38	11	0	32	15	17	0	0
庄内藩	484	31	274	343	97	45	1	87	20	76	18	0
丸岡藩	24	0	0	19	3	2	0	0	0	0	0	0
庄内預	10	0	0	8	2	0	0	0	0	0	3	0
仁賀保領	15	0	0	9	4	3	1	3	3	0	0	0
本荘藩	105	0	41	49	17	40	1	16	59	0	0	0
矢島藩	42	0	39	18	20	13	9	19	0	8	1	0
亀田藩	84	0	27	11	34	39	0	16	0	17	0	0
秋田藩	629	151	435	407	77	166	21	186	3	0	0	0
出羽国	2016	185	1002	1136	480	474	74	483	113	161	36	0

< 諸藩本田村・新田村の生産諸条件 >

	村数	新田	新開	無損	水損	旱損	両旱	生山	芝山	柴山	松山	寒損
新庄藩本田村	68	0	60	20	38	10	0	32	15	17	0	0
新庄藩新田村	3	3	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0
庄内藩本田村	453	0	274	323	88	43	1	86	20	74	18	0
庄内藩新田村	31	31	0	20	9	2	0	1	0	2	0	0
秋田藩本田村	478	0	432	304	55	139	20	185	3	0	0	0
秋田藩新田村	151	151	3	103	22	27	1	1	0	0	0	0
仁賀保兄	8	0	0	5	2	1	0	1	2	0	0	0
仁賀保弟	7	0	0	4	2	2	1	2	1	0	0	0
出羽国本田村	1831	0	999	1011	449	444	73	481	113	159	36	0
出羽国新田村	185	185	3	125	31	30	1	2	0	2	0	0

表3 出羽国各郡の支配領主

郡	村数	支配	村数	寺社領
置賜	257	米沢藩	257	0
村山	387	上山藩	37	1
		山形藩	120	51
		幕府領	138	23
		庄内藩	75	0
		新庄藩	17	0
最上	54	新庄藩	54	9
田川	69	庄内藩	69	10
櫛引	213	庄内藩	189	37
		丸岡藩	24	1
遊佐	151	庄内藩	151	16
由利	257	庄内預	10	0
		仁賀保領	15	0
		矢島藩	42	0
		本荘藩	105	0
		亀田藩	84	0
雄勝	70	秋田藩	1	0
平鹿	72	秋田藩	70	0
		秋田藩	72	0
仙北	137	秋田藩	137	0
		矢島藩	0	0
		亀田藩	0	0
河辺	40	秋田藩	40	0
秋田	245	秋田藩	245	0
山本	64	秋田藩	64	0
計	2016	計	2016	148

114	新田	秋田	保野古村		65.146	61.040	4.106	0	6.3								(保野子村)	井川町
115	新田	秋田	坂本村		94.786	91.083	3.703	0	3.9									井川町
116		秋田	浜井川村		364.658	311.120	53.538	0	14.7	○	○	○						井川町
117		秋田	今戸村		414.970	351.470	63.500	0	15.3	○								井川町
118		秋田	大川村		217.416	158.406	59.010	0	27.1	○								五城目町
119		秋田	石崎村		73.490	53.140	20.350	0	27.7	○								五城目町
120		秋田	高崎村		373.107	273.800	99.307	0	26.6	○								五城目町
121	新田	秋田	西之野村		209.500	200.105	9.395	0	4.5								(西野村)	五城目町
122	新田	秋田	谷地中村		129.220	126.003	3.217	0	2.5								同名 3	五城目町
123	新田	秋田	樋口村		520.259	492.200	28.059	0	5.4								(上樋口村)	五城目町
124		秋田	飯越村	G	122.782	77.080	45.720	-0.018	37.2	○							(館越村)か	五城目町
125		秋田	窪村		186.724	127.704	59.020	0	31.6								(久保村)	五城目町
126		秋田	馬場目村	*	879.860	626.810	253.050	0	28.8	○			○					五城目町
127		秋田	雷田村		34.613	20.103	14.510	0	41.9	○			○					五城目町
128		秋田	中津又村		278.971	185.401	93.570	0	33.5	○			○					五城目町
129	新田	秋田	黒土村		46.844	45.024	1.820	0	3.9								同名 2	五城目町
130		秋田	湯之又村		102.702	62.690	40.012	0	39.0	○								五城目町
131		秋田	藤内村		192.935	109.430	83.505	0	43.3	○		○	○				(浅見内村)か	五城目町
132		秋田	三内村		468.834	273.804	195.030	0	41.6	○			○				(山内村)	五城目町
133	新田	秋田	岡本村		89.993	89.993	0.000	0	0.0								(岡本恋路村)	五城目町
134	新田	秋田	白水沢村		24.729	24.729	0.000	0	0.0									五城目町
135	新田	秋田	小館花村		59.730	58.010	1.720	0	2.9								(小立花村)同名 2	五城目町
136		秋田	五十目村		367.385	257.080	110.305	0	30.0	○			○					五城目町
137		秋田	浦町村		364.998	269.903	95.095	0	26.1								(浦大町村)	八郎潟町
138		秋田	野田村		108.000	71.497	36.503	0	33.8	○								五城目町
139		秋田	川崎村		158.916	113.901	45.015	0	28.3	○								八郎潟町
140	新田	秋田	小池村		184.913	179.103	5.810	0	3.1									八郎潟町
141		秋田	一市村		129.308	94.100	35.208	0	27.2	○							(一日市村)	八郎潟町
142		秋田	蒲沼村		300.166	257.103	43.063	0	14.3	○							(ナシ)	八郎潟町
143		秋田	夜叉袋村		180.500	127.450	53.050	0	29.4	○								八郎潟町
144		秋田	黒土村		48.451	28.420	20.031	0	41.3				○				同名 2 (ナシ)	上小阿仁
145	新田	秋田	真坂村		204.900	200.902	3.998	0	2.0									八郎潟町
146	新田	秋田	藤村		12.275	0.000	12.275	0	100								(南沢村)	上小阿仁
147	新田	秋田	五段沢村		183.477	140.207	43.270	0	23.6								(五反沢村)	上小阿仁
148	新田	秋田	飛塚村		75.845	50.803	25.042	0	33.0								(福館村)と改称	上小阿仁
149	新田	秋田	小沢田村		115.961	94.060	21.901	0	18.9									上小阿仁
150	新田	秋田	杉ヶ花村		208.557	165.053	43.504	0	20.9								(杉花村)	上小阿仁
151	新田	秋田	根田村		233.783	183.063	50.720	0	21.7									合川町
152	新田	秋田	田代村		32.615	11.605	21.010	0	64.4									二ツ井町
153		秋田	沖田表村	*	940.412	650.402	290.010	0	30.8				○				(沖田面村)	上小阿仁
154		秋田	堂川村		128.842	88.492	40.350	0	31.3				○					上小阿仁
155		秋田	仏社村		312.416	191.910	120.506	0	38.6				○					上小阿仁
156		秋田	鎌ヶ沢村		394.351	200.321	194.030	0	49.2				○				(鎌沢村)	合川町
157		秋田	三木田村		179.150	120.115	59.035	0	33.0				○					合川町
158		秋田	三里村		231.042	151.502	79.540	0	34.4				○				(三ツ里村)	合川町
159		秋田	摩当村		43.736	21.726	22.010	0	50.3				○				同名 2	合川町
160		秋田	芹沢村		228.564	43.504	185.060	0	81.0				○					合川町
161		秋田	李台村		159.567	56.217	103.350	0	64.8	○								合川町
162		秋田	新田目村		256.178	117.148	139.030	0	54.3				○					合川町
163		秋田	本城村		596.031	433.001	163.030	0	27.4	○			○					森吉町
164		秋田	米内沢村		424.166	289.103	135.063	0	31.8	○			○					森吉町
165		秋田	浦田村		389.617	254.602	135.015	0	34.7	○			○				同名 2	森吉町
166		秋田	前田村		289.335	208.305	81.030	0	28.0	○			○				同名 2	森吉町
167		秋田	小又村		416.330	247.310	169.020	0	40.6	○		○	○				同名 2	森吉町
168		秋田	五味堀村		314.748	200.713	114.035	0	36.2	○			○					森吉町
169		秋田	風張村		180.888	121.838	59.050	0	32.6	○			○				(吉田村)	阿仁町
170		秋田	小淵村		136.588	83.538	53.050	0	38.8									阿仁町
171		秋田	水無村		66.225	21.015	45.210	0	68.3	○			○					阿仁町
172		秋田	荒瀬村		153.752	40.701	113.051	0	73.5	○			○					阿仁町
173		秋田	道城村		168.279	98.244	70.035	0	41.6	○			○					合川町
174		秋田	杉村		541.859	325.809	216.050	0	39.9	○		○	○				(分村) 2	合川町
175		秋田	川井村		164.530	91.520	73.010	0	44.4	○			○					合川町
176		秋田	木戸石村		348.516	215.206	133.310	0	38.3	○			○					合川町
177		秋田	悪間沢村		90.978	39.923	51.055	0	56.1	○		○	○				(増沢村)	合川町
178		秋田	麻生村		70.692	35.190	35.502	0	50.2	○		○	○					二ツ井町
179		秋田	虎襲村		25.493	15.443	10.050	0	39.4	○			○				(小襲村)	二ツ井町
180		秋田	今泉村		21.813	10.303	11.510	0	52.8	○		○						鷹巣町
181	新田	秋田	前山村		86.713	77.403	9.310	0	10.7									鷹巣町
182		秋田	坊沢村		59.284	28.230	31.054	0	52.4	○								鷹巣町
183		秋田	巖子村	*	859.315	644.012	215.303	0	25.1	○			○					鷹巣町
184		秋田	摩当村		187.361	134.311	53.050	0	28.3	○							同名 2	鷹巣町
185		秋田	脇神村		369.380	256.080	113.300	0	30.7	○			○					鷹巣町
186	新田	秋田	中屋敷村	G	131.379	120.063	11.306	0.01	8.6									鷹巣町

70	本荘	薬師堂村	463.275	381.326	81.949	0	17.7	○	○	○			(子吉 1/6)	本荘市
71	本荘	上原村	167.514	164.264	3.250	0	1.9		○	○			(子吉 2/6)	本荘市
72	本荘	藤崎村	541.625	507.728	33.897	0	6.3		○	○			(子吉 3/6)	本荘市
73	本荘	玉ノ池村	226.128	192.896	33.232	0	14.7		○	○			(子吉 4/6)	本荘市
74	本荘	葛法村	335.059	330.112	4.947	0	1.5		○	○			(子吉 5/6)	本荘市
75	本荘	舟岡村	417.259	406.624	10.635	0	2.5	○	○	○			(子吉 6/6)	本荘市
76	本荘	出戸分	300.334	193.214	107.120	0	35.7	○	○	○				本荘市
77	本荘	吉沢村	165.019	149.184	15.835	0	9.6	○			○			由利町
78	本荘	山田村	143.717	129.339	14.378	0	10.0						同名 2	由利町
79	本荘	上條村	37.053	6.035	31.018	0	83.7	○			○			由利町
80	本荘	大沢川村	9.961	9.498	0.463	0	4.6	○	○	○			(川向 1/4)	由利町
81	本荘	土蔵村	201.756	186.894	14.862	0	7.4				○			由利町
82	本荘	蟹沢村	90.807	89.504	1.303	0	1.4				○			由利町
83	本荘	小菅野村	12.118	11.838	0.280	0	2.3	○			○			由利町
84	本荘	五十土村	319.346	316.301	3.045	0	1.0				○			由利町
85	本荘	久保田村	224.860	213.834	11.026	0	4.9	○	○	○	○			由利町
86	本荘	奉行免村	135.865	121.824	14.041	0	10.3	○	○	○	○		(川向 2/4)	由利町
87	本荘	新屋敷村	109.038	93.367	15.671	0	14.4	○			○		同名 3 (川向 3/4)	由利町
88	本荘	米山村	209.899	198.441	11.458	0	5.5	○		○			(川向 4/4)	由利町
89	本荘	大水口村	59.964	57.978	1.986	0	3.3				○			由利町
90	本荘	中沢村	40.859	39.932	0.927	0	2.3	○			○			由利町
91	本荘	飯沢村	115.025	111.049	3.976	0	3.5			○	○			由利町
92	本荘	町廻り分	* 1266.398	1113.204	153.194	0	12.1	○	○	○	○			由利町
93	本荘	曲沢村	179.311	127.011	52.300	0	29.2	○	○	○	○			由利町
94	本荘	新町村	187.786	176.178	11.608	0	6.2	○	○	○	○		同名 2 (新輪 1/5)	本荘市
95	本荘	万歳寺村	* 733.869	709.762	24.107	0	3.3			○			(新輪 2/5)	本荘市
96	本荘	三丁村	489.962	456.998	32.964	0	6.7		○				(新輪 3/5)	本荘市
97	本荘	岡本村	62.551	57.479	5.072	0	8.1	○	○	○	○		(新輪 4/5)	本荘市
98	本荘	廿六木村	126.094	115.094	11.000	0	8.7	○	○	○	○		(新輪 5/5)	本荘市
99	本荘	新屋敷村	36.130	34.250	1.880	0	5.2		○	○	○		同名 3 (沢 1/9)	本荘市
100	本荘	南関村	35.872	33.872	2.000	0	5.6		○	○	○		(沢 2/9)	本荘市
101	本荘	宮崎村	291.572	285.563	6.009	0	2.1				○		(沢 3/9)	本荘市
102	本荘	小山田村	32.420	31.860	0.560	0	1.7				○		(沢 4/9)	本荘市
103	本荘	梅木沢村	34.324	33.974	0.350	0	1.0				○		(沢 5/9)	本荘市
104	本荘	中山山村	26.978	26.118	0.860	0	3.2	○			○		(沢 6/9)	本荘市
105	本荘	釜田村	19.811	19.551	0.260	0	1.3				○		(沢 7/9)	本荘市
106	本荘	南俣村	27.218	26.648	0.570	0	2.1		○				(沢 8/9)	本荘市
107	本荘	北野俣村	38.423	38.133	0.290	0	0.8				○		(沢 9/9)	本荘市
108	本荘	中野村	194.163	193.813	0.350	0	0.2							仁賀保町
109	本荘	三日市村	228.348	227.998	0.350	0	0.2							仁賀保町
110	本荘	立井地村	112.755	112.365	0.390	0	0.3						別表記同読 2	仁賀保町
111	本荘	三十野村	91.663	91.603	0.060	0	0.1							仁賀保町
112	本荘	中村	100.450	100.380	0.070	0	0.1							仁賀保町
113	本荘	樋口村	132.790	132.040	0.750	0	0.6				○			仁賀保町
114	本荘	伊勢地村	130.609	130.354	0.255	0	0.2				○		相給 本荘・矢島	仁賀保町
115	本荘	百目木村	113.465	110.555	2.910	0	2.6	○						仁賀保町
116	本荘	大竹村	315.685	313.653	2.032	0	0.6	○			○			金浦町
117	本荘	前川村	314.890	313.403	1.487	0	0.5	○						金浦町
118	本荘	塩越村	* 636.150	634.290	1.860	0	0.3	○						象潟町
119	本荘	三森村	216.592	214.538	2.054	0	0.9						相給 本荘・誠政	仁賀保町
120	本荘	芹田村	* 814.950	812.844	2.106	0	0.3	○						仁賀保町
121	本荘	黒川村	576.120	573.644	2.476	0	0.4							金浦町
122	本荘	飛村	205.752	204.488	1.264	0	0.6							金浦町
123	本荘	金浦村	124.196	123.186	1.010	0	0.8	○			○			金浦町
124	本荘	赤石村	330.598	330.282	0.316	0	0.1							金浦町
125	本荘	川口村	328.294	286.164	42.130	0	12.8				○		同名 3	本荘市
126	本荘	横山村	57.996	52.420	5.576	0	9.6				○			本荘市
127	本荘	福田村	81.175	75.341	5.834	0	7.2				○	○	同名 3	本荘市
128	本荘	柿平村	54.118	50.387	3.731	0	6.9	○	○	○	○			本荘市
129	本荘	長者屋敷村	27.059	24.780	2.279	0	8.4				○			本荘市
130	本荘	土谷村	319.392	305.403	13.989	0	4.4	○	○	○	○			本荘市
131	矢島	城内村	365.546	364.405	1.141	0	0.3	○			○			矢島町
132	矢島	七日町村	380.688	380.410	0.278	0	0.1	○	○			○		矢島町
133	矢島	新町村	185.654	185.592	0.062	0	0.0	○	○				同名 2	矢島町
134	矢島	郷内村	71.390	71.344	0.046	0	0.1	○	○	○				矢島町
135	矢島	九日町村	203.180	203.114	0.066	0	0.0	○	○	○				矢島町
136	矢島	須郷田村	180.322	179.999	0.323	0	0.2	○	○					矢島町
137	矢島	新沢村	150.756	149.901	0.855	0	0.6	○	○			○		矢島町
138	矢島	小坂戸村	50.576	50.576	0.000	0	0.0	○	○	○				矢島町
139	矢島	奥屋村	77.496	72.152	5.344	0	6.9	○			○		(興屋村)か	鳥海村
140	矢島	伏見村	52.124	51.632	0.492	0	0.9	○	○	○				鳥海村
141	矢島	下鍋村	118.476	113.915	4.561	0	3.8	○			○			鳥海村
142	矢島	下笹子村	212.470	210.812	1.658	0	0.8	○	○	○				鳥海村

表1 正保4年(1647)出羽国知行高目録(秋田県分)

由利領

整番	新田	支配	村名	疑	村高	田高	畑高	差	畑比率	新開	水損	旱損	生山	芝山	柴山	松山	寒損	備考	市町村
1		庄預	小砂川村		130.143	124.443	5.700	0	4.4							○			象潟町
2		庄預	大須郷村		48.361	47.633	0.728	0	1.5							○		相給 庄預・矢島	象潟町
3		庄預	川袋村		202.748	201.698	1.050	0	0.5										象潟町
4		庄預	大砂川村		440.036	439.436	0.600	0	0.1										象潟町
5		庄預	洗釜村		117.950	117.610	0.340	0	0.3										象潟町
6		庄預	中野沢村		162.710	162.060	0.650	0	0.4							○			象潟町
7		庄預	関村		99.032	98.032	1.000	0	1.0										象潟町
8		庄預	小瀧村		392.732	391.626	1.106	0	0.3		○								象潟町
9		庄預	長岡村		223.900	223.102	0.798	0	0.4		○								象潟町
10		庄預	大飯郷村		41.273	41.273	0.000	0	0.0										象潟町
11		旗兄	平沢村		182.102	181.747	0.355	0	0.2										仁賀保町
12		旗兄	田津上村		325.791	325.491	0.300	0	0.1		○								仁賀保町
13		旗兄	室沢村		130.618	130.550	0.068	0	0.1									相給 誠政・本荘	仁賀保町
14		旗兄	院内村		456.146	453.471	2.675	0	0.6				○					別表記同誌2	仁賀保町
15		旗兄	石田村		162.964	162.889	0.075	0	0.0			○							仁賀保町
16		旗兄	水沢村	K	81.938	81.938	0.000	0	0.0		○			○				「伊勢地村入合有 54.438石」	仁賀保町
17		旗兄	馬場村		473.295	472.486	0.809	0	0.2					○				相給 誠政・誠次	仁賀保町
18		旗兄	三森村		187.146	187.146	0.000	0	0.0									相給 誠政・本荘	仁賀保町
19		旗弟	長磯村		101.833	101.778	0.055	0	0.1										仁賀保町
20		旗弟	鈴村	K	68.352	68.352	0.000	0	0.0										仁賀保町
21		旗弟	新屋敷村	K	118.898	118.898	0.000	0	0.0									同名3 (浜杉山 1/2)	仁賀保町
22		旗弟	浜杉山村		131.236	130.600	0.636	0	0.5		○							(浜杉山 2/2)	仁賀保町
23		旗弟	小国村		500.978	497.568	3.410	0	0.7		○	○	○	○					仁賀保町
24		旗弟	下小国村	K	49.740	49.740	0.000	0	0.0			○	○						仁賀保町
25		旗弟	馬場村之内	K	28.963	28.963	0.000	0	0.0									相給 誠次・誠政	仁賀保町
26		本荘	杉森村	G	19.506	18.750	0.306	0.45	1.6		○	○	○					(加津羅林村 6/6)	東由利町
27		本荘	山内村		69.480	68.751	0.729	0	1.0		○	○	○					(加津羅林村 1/6)	本荘市
28		本荘	大築村		38.744	36.979	1.765	0	4.6		○	○	○					(加津羅林村 2/6)	本荘市
29		本荘	篠打村		17.685	16.287	1.398	0	7.9		○	○	○					(加津羅林村 3/6)	本荘市
30		本荘	禰田目村		270.012	263.054	6.958	0	2.6				○					(加津羅林村 4/6)	本荘市
31		本荘	桂林村		102.750	100.520	2.230	0	2.2		○		○					(加津羅林村 5/6)	本荘市
32		本荘	高野田村		63.121	61.903	1.218	0	1.9									(福島 1/8)	本荘市
33		本荘	楯村		565.844	555.142	10.702	0	1.9										本荘市
34		本荘	小坂沢村		31.855	31.135	0.720	0	2.3				○					(福島 2/8)	本荘市
35		本荘	湯沢村		141.698	138.375	3.323	0	2.3			○	○					(福島 3/8)	本荘市
36		本荘	栗山村		44.441	43.211	1.230	0	2.8			○	○					(福島 4/8)	本荘市
37		本荘	石田坂村		38.965	37.435	1.530	0	3.9									(福島 5/8)	本荘市
38		本荘	瀧野沢村		143.207	140.705	2.502	0	1.7			○	○					(瀧ノ沢 1/6)	本荘市
39		本荘	宮沢村	G	40.287	39.315	0.952	0.02	2.4		○	○	○					(瀧ノ沢 2/6)	本荘市
40		本荘	福田村		311.163	300.074	11.089	0	3.6									同名3 (瀧ノ沢 3/6)	本荘市
41		本荘	高尾村		108.874	105.354	3.520	0	3.2			○	○					同名2 (福島 6/8)	本荘市
42		本荘	福嶋村		46.135	42.805	3.330	0	7.2			○	○					同名2 (福島 7/8)	本荘市
43		本荘	烏川村		41.496	38.916	2.580	0	6.2		○	○	○					(福島 8/8)	本荘市
44		本荘	鮎瀬村		296.034	274.252	21.782	0	7.4		○	○	○						本荘市
45		本荘	鮎上村		41.531	40.811	0.720	0	1.7			○	○					(瀧ノ沢 4/6)	本荘市
46		本荘	内宮沢村		103.735	102.225	1.510	0	1.5		○	○	○					(瀧ノ沢 5/6)	本荘市
47		本荘	妻屋村		57.755	50.868	6.887	0	11.9		○	○						(瀧ノ沢 6/6)	本荘市
48		本荘	宮内村		239.632	223.259	16.373	0	6.8			○	○						本荘市
49		本荘	福田村		172.852	171.607	1.245	0	0.7		○	○	○					同名3 (川西 1/4)	由利町
50		本荘	立地村		148.794	146.819	1.975	0	1.3				○					別表記同誌2 (川東 1/6)	由利町
51		本荘	黒沢村		436.384	424.892	11.492	0	2.6		○	○	○						由利町
52		本荘	沢口村		92.493	91.525	0.968	0	1.0		○			○				(川東 3/6)	由利町
53		本荘	山崎村		73.651	72.522	1.129	0	1.5					○				(川東 5/6)	由利町
54		本荘	福嶋村		7.105	5.860	1.245	0	17.5					○				同名2 (川東 2/6)	由利町
55		本荘	蒲田村		158.906	157.008	1.898	0	1.2				○					(川東 4/6)	由利町
56		本荘	西村		288.729	285.102	3.627	0	1.3				○					(川西 2/4)	由利町
57		本荘	中畑村		75.951	74.971	0.980	0	1.3									(川西 3/4)	由利町
58		本荘	関口村		70.844	70.641	0.203	0	0.3		○							(川西 4/4)	由利町
59		本荘	平石村		13.788	13.471	0.317	0	2.3		○							(川東 6/6)	由利町
60		本荘	二子村		40.411	39.692	0.719	0	1.8		○							別表記同誌2 (屋敷 1/3)	由利町
61		本荘	田代村		46.219	45.901	0.318	0	0.7		○							(屋敷 2/3)	由利町
62		本荘	屋敷村		105.885	105.747	0.138	0	0.1		○							(屋敷 3/3)	由利町
63		本荘	湯保村		451.985	448.749	3.236	0	0.7		○	○		○					西目町
64		本荘	川崎村		352.305	347.652	4.653	0	1.3		○								西目町
65		本荘	沼田村		451.303	447.107	4.196	0	0.9		○	○							西目町
66		本荘	西目村		406.536	403.115	3.421	0	0.8		○	○		○					西目町
67		本荘	両前寺村		57.969	55.870	2.099	0	3.6		○	○	○						仁賀保町
68		本荘	琴浦村		158.148	153.568	4.580	0	2.9		○	○	○						仁賀保町
69		本荘	室ヶ沢村		133.832	133.722	0.110	0	0.1					○				相給 本荘・誠政	仁賀保町

(4) 拙稿「出羽国知行高目録」(正保郷帳)について、「秋田大学教育文化学部研究紀要 人文・社会科学 第七十集」、二〇一五年三月。

(5) 横山昭男他『山形県の歴史』(山川出版社、一九九八年)。

(6) 拙稿「貞享元年、秋田藩三〇万石昇格運動と郷村高辻帳」(『秋大史学』五九号、二〇一三年三月)、「秋田藩、宝永八年郷村高辻帳と正保郷帳」(『秋田大学教育文化学部研究紀要 人文・社会科学 第六十九集』二〇一四年三月)により、次の如く展望している。寛文四年、四代將軍徳川家綱の判物改めにおいて、幕府は秋田藩佐竹氏の領知目録を作る基礎史料として秋田藩に郷村高辻帳の提出を求めた。これを受けた秋田藩は、自藩領の郷村高辻帳を作るため国許にあつた正保郷帳控を利用した。この目的で筆録されたのが、本史料「出羽国知行高目録」であると考えられる。

(7) 『横手市史 史料編 近世』(横手市、二〇〇七年)が、本史料から秋田藩領六部分を翻刻紹介するのみである。なお、同市史には本史料の村名に一部誤読があり、本稿表1においてその点を訂正した。

(8) 前掲註(6)の「紀要」収録拙稿。

(9) 川村博忠氏は『江戸幕府撰国絵図の研究』(古今書院、一九八九年)第二編第三章第五節の「郷帳」の項で、『会津家世実紀』巻之六、正保三年八月の条により、会津藩が幕府大目付井上筑後守政重に同藩作成の郷帳を提出し内見を受けたところ、井上より「本田計、村付可申、新田は其村之高を引落、未に惣合之時、一ヶ条二可書上」との指示を受けたことを指摘されている。

(10) 拙稿「寛永十一年、秋田藩佐竹氏の二つの領知高」(『秋大史学』六〇号、二〇一四年三月)において、秋田藩ではある種の係数ともいえる免を操作することによって高の値を動かすことがあつた点を指摘した。それは、異なる時期の検地で掌握した高を同質のものに均すことによって家臣の知行高として配当できるようにするという秋田藩独特の操作に関わっている。

(11) 拙稿「秋田藩における正保国絵図の作成過程」(渡辺英夫編『秋田の近世近代』高志書院、二〇一五年一月刊)。正保国絵図の出発点をなすデッサン図は『絵図目録』(秋田県公文書館、一九九九年)1秋田県全域・藩政期の三七「出羽六郡野書絵図」、旧県庁目録では県C「一五一」。清絵図の下図は、『絵図目録』(秋田県公文書館、一九九九年)1秋田県全域・藩政期の三二「六郡絵図」、旧県庁目録では(県C「一四五)。そして、秋田

県重要文化財の清絵図控は、『絵図目録』(秋田県公文書館、一九九九年)1秋田県全域・藩政期の二六「出羽一國御絵図」、旧県庁目録では(県C「六〇三)。国立公文書館所蔵の正保出羽国絵図に関しては前掲註(1)川村論文参照。

正保年間に秋田藩の本田村と新出村が認められるところで、「新田少有」の新開地を確認できないのは、田沢湖町と小阿仁村の二区域を数えるだけであることが判明する。ここからは、新開地を見なかつた両区域の耕地条件の厳しさよりむしろ、藩領のほとんどすべてに新開高が認定された事実をこそ読み取らなければならぬ。開発に向けた村人の熱意もさることながら、それ以上にそれを徹底的に調べ尽くそうとした秋田藩の権力にこそ着目すべきだろう。

秋田藩は、正保元年、三代将軍徳川家光の正保国絵図作成命令を受け、わずか二、三年の短期日にこれを成し遂げたのだ。この点、新田村も新開地も正保郷帳に全く反映することのできなかつた山形藩や幕府代官支配とは決定的に違っている。この厳しく強力な支配力をもって検地に臨んだにもかかわらず、秋田藩六郡の惣高は村山郡一郡にはるかに及ばなかつた。幕府代官の陣屋支配に、山形藩の大名交代の頻度も重なって、村山郡は相対的に領主支配の緩やかな状態にあつたことは紛れもないところだろう。その上さらに、本史料による村高解析の結果、村山郡における畑高比率の高さが明らかとなつた。村山郡は領主支配の緩さが村人の創意工夫をもたらし、おそらくそれに石代納の制度も手伝つて、商品畑作物の栽培につながつたと考えられるが、その前提として、近世初頭より既に畑地が広く展開していたのだ。

おわりに

以上により、寒冷積雪の同じ自然環境にあつて、最上川水運・雄物川水運がそれぞれ酒田湊および土崎湊で日本海の海運に接続して京・大坂の中央市場に結ばれるという同じ経済環境にありながら、片や商品畑作物栽培の展開を見た村山郡と、そうならなかつた秋田藩領の違いが何によつて生み出されたのか理解できただろう。

新田村や新開地の取り立てにおいて秋田藩が強力な支配力を発揮したことが明らかとなつた。秋田藩には高を捻り出さなければならぬ理由があつた。新田分知を積極的におこなつて分家を直臣に取り立てると共に、藩主が家臣に安堵すべき俸禄を家臣自らに創出させたのである。本稿が解明する通り、秋田藩領農村の規模は概して小さい。年貢村請制を効率よく機能させるには小規模村落の乱立は決して望ましい状況ではなく、自ずと適正な規模があるはずだ。しかし、本稿からは秋田藩領農村の村高が、必ずしもそつてではなかつた状況が

見えてくる。この背景には、実は新田分知だけでなく、秋田藩特有の地方知行制の問題が深く関与していた。ここには、検地高をそのまま即座に家臣に配当することができない特殊な高把握の問題が絡んでいたのである¹⁰。この点は本研究の大きなテーマとなる。

本稿により、秋田藩においては雄平仙の南部三郡が藩の主穀生産地帯であつたことが、数量面から間違いなく確認できた。そしてまた、この雄平仙三郡は他藩と比較した場合、突出して豊かな土地生産性を誇るものでもなかつたことも明かとなつた。本稿は、この正保郷帳に記される秋田藩の新田村は、慶長末年に始まる渋江検地によつて認定され、その後の新開高は、正保国絵図と郷帳作成に関わる正保検地において確定したものと論を組み立てている。それは、秋田藩士の系譜書き上げの中に、大坂の陣への参加を希望しつつも藩主義宣により国許での検地に専念するよう命じられた者や、国絵図の作成のための現地調査隊とは別に検地班に任じられた者を確認できるからだつた。順番が逆になつてしまつたが、これらの検討が次の課題となる。

そしてもう一点、仙北郡大沢郷に存在したはずの矢島藩飛地領や、亀田藩が新屋地区と交換に手に入れたはずの大沢郷の村方に関して明らかにしなければならぬ。本史料には、これらの村々が全く登録されていなかった。この点は、国絵図と本史料に記載される事項を子細に突き合わせ検討することによつて明らかになるに違いない。幸いなのか、逆に問題を複雑化させるだけなのかは今後の検討によるが、正保図に関してはその出発点となる野書のデッサン図をはじめ、秋田藩領を描いた下図、そして秋田県重要文化財指定の清絵図控が秋田県公文書館に伝存し、清絵図焼失後、清絵図控の写が幕府に提出され、その写が国立公文書館に残されている¹¹。それらの照合と分析は次稿に期したい。

註

- (1) 千秋文庫所蔵「出羽国知行高目録」。
- (2) 川村博忠「明暦大火被災による正保国絵図再提出の時期について」、『歴史地理学』第五五巻第一号、二〇一三年一月)によれば、明暦の大火で正保国絵図が焼失した後、幕府が絵図元を勤めた大名にその再提出を求め、絵図元大名がそれに応じたのは寛文五年(一六六五)とされている。
- (3) 『日本歴史地名大系5 秋田県の地名』(平凡社、一九八〇年)、『日本歴史地名大系6 山形県の地名』(平凡社、一九九〇年)。

余の秋田藩である。それぞれの藩領で村方のどれくらいに新開地が開かれていたかという点、表8の通り新庄藩の新開村比率は八五パーセント、秋田藩は六九パーセント、庄内藩は五七パーセントで、米沢・本荘・亀田藩はそれぞれ三五・三九・三二パーセントだった。新庄藩は上山藩や矢島藩に迫る勢いで新開地を見つけ出し、秋田藩も約七割と高率だった。そして、庄内藩も自藩領の半分以上の村方で新開地を確認したが、米沢藩と本荘・亀田の諸藩では自藩領の四割以下に止まった。表18で一ヶ村当たりの平均を見ると、米沢藩は一八八石余で同藩の新開地を持つ村の中にはおそらく二〇〇石を超えるような大規模な開墾に励んだ村もあったことだろう。一方、本荘・亀田両藩では新開高平均は三九石余と三七石余と小さく、村ごとの開墾の規模は小さかったことがわかる。これはおそらく、新開以前の既存村方の規模が元々小さかったことによると考えられる。矢島藩の新開高平均二九石余も含め、出羽丘陵と狭い海岸平野という自然地形がこうした開墾の前提条件をなしていたことは言うまでもない。また、庄内藩の新開高平均二〇一石余という大きさは、近世の初頭、未開墾地が大きく広がっていたことの証であり、庄内平野がこれを生み出した基盤だったことは間違いない。この点、秋田藩の新開高平均九九石余という高はどのような評価されるだろうか。それを考えるには、より細かく郡単位での考察が必要となる。

表19は、本史料の郡末に記される「外、新田高合」から新田村の村高合計を差し引いて郡ごとの新開高合計を求め、新開地を持つ村の数Hで割って一ヶ村当たりの新開高平均Jを算出したものである。置賜郡はそのすべてを米沢藩が支配したので、前に検討した表18の結果そのままの値となる。村山郡で「新田少有」と記される五〇ヶ村は、上山藩の三六ヶ村、庄内藩の一ヶ村、それに新庄藩の一三ヶ村で、その一ヶ村平均は六五石となる。これは、表18で藩ごとに確認した上山藩の新開高平均四五石と、新庄藩の一〇九石から主に導かれる結果だった。すると、新庄藩がそのすべてを治めた最上郡では、新開高平均が一〇五石となるのは当然で、本荘・矢島・亀田諸藩の新開高平均が、それぞれ三九石・二九石・三七石余だったから、由利領の新開高平均三五石もつなずける。そして、田川・櫛引・遊佐庄内三郡の新開高平均は、それぞれ四二石・二七五石・一六六石余となつてかなりばらつきがあるが、これが庄内藩の新開高平均二〇一石余の内訳だったと見れば何の矛盾もない。庄内藩では櫛引郡が特に新開地開墾が活発な地域で、相対的に田川郡では取り組みがやや緩慢だった様子

がうかがえる。

秋田藩の新開高平均は九九石余だが、六郡各地には少し温度差があった。最も新開高平均が大きいのは平鹿郡の二三一石で、最も小さい河辺郡七〇石の三倍もの規模だった。しかも、表17に整理した郡ごとの新開村比率を見ると、河辺郡はその約八三パーセントに当たる三三ヶ村が新開を試みていたのに対し、平鹿郡は郡の約五七パーセント、四一ヶ村に止まるが、それで計九四五〇石余もの新開高を開いていたことがわかる。新田村の取り立てもそうだったが、新開高の認定においても平鹿郡が六郡中で突出した存在だったことが明かだろう。これには勿論、前述した通り改易大名、横手・小野寺氏の遺領という土地の歴史が絡んでいたのは確かだった。しかしそれだけではないも一つ、佐竹氏入部以後の歴史もこれに深く関わっていた。それは、常陸から移ってきた武士たちの分家の創出だった。初代藩主佐竹義宣により横手居住を命じられた武士たちの系譜を調べると、移封に扈從した者たちの子や孫で、その次男三男たちが積極的に義宣の直臣に取り立てられているが、そのほとんどは新田分知によるものだった。つまり、常陸武士が一家を挙げて新開に励み、その開墾高を当主の本知高と認めた上で、その一部を分知させて藩からの俸禄としたのである。これは横手武士に限らず、近世初頭の秋田藩士一般に認められる傾向だったと考えられるが、詳しい検討は今後に譲りたい。

さて、新開高合計としては一万二四〇石余の秋田郡が最大である。しかし、一ヶ村当たりの平均開墾高は七二石余と決して大きくはなかった。これは由利諸藩に比べれば大きいですが、秋田六郡の中では小さく、秋田郡では小規模ずつ広範囲の村方で新開を試みられたことを意味している。小規模開墾という点では、一ヶ村平均新開高が八六石および八二石の山本・仙北両郡も同様である。ただし、仙北郡には新開に取り組んだ村が一〇ヶ村もあって、総体としては八二二八石余の新開高を生み出していた。その点、六〇ヶ村で八〇四四石余の新開高をもたらした、一ヶ村当たりの平均が一三四石余となる雄勝郡には平鹿郡と並んで土地の持つ力強さが示されている。しかし、一体これだけの開墾可能地がどこに隠れていたのだろうか。その問題を解くには、自然環境だけではない、そこに働きかけた社会の在り方が重要で、ここには何か藩の政策が絡んでいたはずで、それを読み解く視点が欠かせない。

表12には、秋田藩で新開地を持つ四三三ヶ村が、具体的にどこに所在したのか、その分布状況を知るため現代の市町村行政区域に分けて表示した。すると、

側と比べると秋田藩の雄平仙三郡に次ぐ大きかった。その村高平均は二八五石の河辺郡に近く、村高分布のグラフを見ると、一〇〇〇石以上の二ヶ村を除いて両郡は非常に似た傾向を示している。田川郡は村数で河辺郡の約二・七倍、郡高も約二倍ほどだが、村高元数で外れ値を超える村は田川郡四ヶ村と、河辺郡二ヶ村で、それを除いた村々の村高平均は共に二九〇石前後で近似し、両郡の村高分布はよく似た傾向にあった。ただ、二〇〇石以下の低位層が四割強だった河辺郡に比べ、田川郡は五割でこの層がより厚い。とはいえ、ここが六割を超える由利領や秋田・山本両ほどではなかった。そこで、五〇〇石以下のまとまりで見れば、約九八パーセントの由利を筆頭に、九割超の秋田郡八五、八二パーセントの山本・河辺郡と続き、その次が八〇パーセントの田川郡だった。全般的傾向としては、低位層に属する村方が大半を占める地域だったと見てよいだろう。

その点、櫛引・遊佐両郡は村高分布の傾向が仙北郡に酷似している。とりわけ遊佐郡は、郡高が仙北郡とほぼ同じで、元数村高から外れ値を除外した村高平均は四三三石の仙北郡と一七石しか差がない四一四石だった。二〇〇石以下の低位層とその上の五〇〇石までの村高分布は、共に約二八パーセントと三九パーセントで両郡は完全に一致する。そしてこの傾向は、櫛引郡もほぼ同様で、結果として外れ値除外後の村高平均も四六四石となる。二〇〇石以下が約三割弱で、それより五〇〇石以下の層に約四割の村々が集まり、それより大きい一〇〇〇石以上の層に至るまで満遍なく分布する形は、櫛引・遊佐両郡と秋田藩の穀倉地帯に当たる雄平仙の南部三郡に共通する傾向だった。その上で、郡高を見ると、櫛引・遊佐二郡合わせて一八万石余となり、雄平仙三郡を合わせた一四万石余を四万二〇〇〇石余りも上回っている。庄内藩領の村高には新開高が含まれているとはいえ、庄内の持つ実力の一端がここに垣間見られることだろう。

八 新開地の分布と大きさ

以上が正保郷帳作成の段階で出羽諸藩が既存値として扱っていた本田村と新田村の村高を解析した結果である。だが実際には、正保郷帳作成に当たっては、これら既存の村高以降に開かれた新開地の高も掌握され、その新開高を既存の村高に合体させた藩と、合体せずに別途掌握した諸藩とがあった。すなわち、

米沢・庄内両藩が前者であり、後者は上山・新庄・矢島・本荘・亀田、そして秋田の六藩だった。山形・丸岡両藩に幕領、庄内藩預、仁賀保領の五支配域において、政治的あるいは時間的な制約から新開高の掌握は叶わなかったと見られる。最後に、この五支配域を除いた諸藩において、新開地とその高はどのような状況にあったのか、その開発具合を考察して本稿のまとめにつなげたい。「新田少有」と記される村々を藩ごとに数え、その割合をまとめたのが表8で、表17はそれを郡単位に再編したものである。すると、上山藩は自藩領の九七パーセントに当たる三七ヶ村中の三六ヶ村に、矢島藩もその九三パーセント、四二ヶ村中三九ヶ村に新開地を見出ししていた。両藩が非常に積極的に新開地の高把握に努めたことがわかる。両藩は、最上氏改易後、それぞれ村山郡と由利領に所領を得、新田村の取り立てこそしなかったが、新領地の現地掌握に励み、既存村方の新開地を広範囲に洗い出したのだ。そしてこの両藩同様、新田村の取り立てはおこなわずに新開高の把握に精励したのが米沢・本荘・亀田の諸藩だった。村数比にしてそれぞれ三五・三九、三二パーセントに当たる村々に新開地を見つけ出し、そこを検見して高付けしている。その新開高が一ヶ村当たりどれほどだったか、その詳細は本史料に記載されていない。しかし、これら五藩には新田村がなかったから、巻末に記載されるこれらの藩の「外、新田高合」がその新開高合計を表していることと見ることができ。その高は、表2B列に示したところだが、それらをいま一度整理するならば表18の如くである。新田村を取り立てた三藩に関しては、表6で秋田藩の新開高合計を導き出したのと同じ方法で、表2B列の巻末記載値「外、新田高合」から、表5下部に示した新田村の村高合計を差し引くことにより新開高合計を算出した。これを新開地を持つ村の数で割ると一ヶ村当たりの新開高平均が求められる。

すると、庄内・米沢藩ではそれぞれ新開高平均が二〇一石余、一八八石余となつて、かなり大きい開発高となる。これはあくまでも単純平均であり、両藩とも村高一〇〇石以下でありながら、「新田少有」と記される村方もあったから、各村の開発の規模には相当なばらつきがあったものと思われる。これまでおこなってきた村高合計による分析は、この表に示される新開高を内包した米沢・庄内両藩の村高と、この新開高を含まないそれ以外の諸藩の村高を混在させての解析だった。一ヶ村当たりの新開高が記載されずわからない以上、これも止むを得ない方式だった。

米沢・庄内に次いで新開高平均が大きいのは一〇九石余の新庄藩と、九九石

これら南部三郡が秋田藩の中では規模が大きく、主穀生産の経営の安定した地域だったのは明かだろう。

次に、羽前山形側を見るなら、内陸部三郡と海岸部の庄内三郡とで村高分布に違いがあった。一番の違いは、置賜・村山両郡では、元数から外れ値以上の極端に大きな村高を取り除いてもなお、一五〇〇石以上にくくられる大高村が多数存在する点である。置賜郡には一五〇〇石以上の村が三ヶ村、村山郡には三七ヶ村もある。しかもそればかりか、この両郡では村高平均の六二四石ないし六六七石から一〇〇石刻みで途切れなく連続して一五〇〇石以上まで村々が連なつて分布する。この点は他と大きく異なっている。この両郡で二〇〇石以下の低位層を見ると、その村数は元数の外れ値を除外した残り村数のそれぞれ三二・五パーセントないし二六・七パーセントで、この割合は雄平仙三郡の場合とそれほど変わらない。村高平均の大きさから置賜・村山両郡はこの層がより薄いのではと予想されたが、そうではなかった。雄平仙三郡と比べる意味で、仮に二〇〇石から五〇〇石までの村数を数えるなら、その割合は二五・九および二八・〇パーセントとなり、これは雄平仙三郡が約四〇パーセント前後だったのと違い、およそ一〇ポイント以上比率が下がる。置賜・村山両郡は六二四石ないし六六七石の村高平均が示す通り、二〇〇〇石の中位層がやや薄く、約半数は五〇〇石以上の層に属していたのである。

表15のJ行が示すように置賜・村山両郡は元数の外れ値が二四六二石、四三九八石と他郡に例を見ない大きさを、それを超えて最大値に至るまでの層にそれぞれ一四ヶ村ないし九ヶ村が存在した。そしてこの両郡は、これらを除外した残りの村々においてもなお一五〇〇石以上の層に三ヶ村ないし三七ヶ村があつて、村高分布の上ではこれら大高村に一つのまとまりがあつたことがわかる。外れ値を除外した残り村々で仮に一〇〇〇石以上の村高を持つ村を数えると、それは五八ヶ村および八〇ヶ村で、率にしてそれぞれの郡の二三・九パーセントないし二二・二パーセントに当たる。このように二割を超える村が一〇〇〇石以上に属し、五〇〇石以上一〇〇〇石までの層にそれぞれ一七七・二四・一パーセントの村が属した。こうした村高分布が村高平均六二四石、六六七石という結果をもたらすのだった。これは、秋田藩領の穀倉地帯といえる雄平仙三郡の村高平均の約一・五倍に相当する。極端に大きな外れ値を除外してなお、村高平均にこれほどの開きがあつたのである。置賜・村山両郡の土地生産性の高さが知れるだろう。

両郡の畑高比率を表14で確認すると、置賜郡が二八・六パーセントと出羽国で最も高く、村山郡もその一五・三パーセントが畑高だった。村山郡に的を絞るなら、表14でわかるように郡の惣高三三万石余は秋田藩領六郡の惣高をはるかに凌ぎ、その約一割五分に当たる五万一六九五石余が畑高だったのである。この高は羽後では秋田郡の田高を上回り、由利領全体の田高に匹敵する大きさである。検地の石盛を考えれば、その畑地面積が如何に広大だったかが想像されるだろう。

この村山郡は、上山・山形・幕領・新庄・庄内の五支配域に分けられ、その内、山形藩と幕領とで郡高の八割強を占めていた。正保郷帳作成に当たり、この両支配域にあつては、新田村も新開地も一切掌握されなかった。その緩い支配権力の下で作成された郷帳記載の村高を分析した結果は、秋田藩領六郡に比してこのように格段上回る土地生産性であり、そこに広大な畑地が開かれていた様子だった。ここからは、この後、紅花に代表される商品畑作物の栽培が展開する素地が既に近世初頭の段階で用意されていた事態がうかがえるだろう。一ヶ村当たりの村高が平均して六〇〇石を超えて余裕があり、おそらく最上氏支配の時代から畑地が相当程度開かれていたと考えられる。そこへ尚かつ大名の移封が繰り返されたり、わずかな手勢の幕府代官支配だったりしたから、畑地の有効活用に農民の創意が発揮されて当然だった。

本稿では触れないが、ここでは早くから年貢の一部を米に代えて貨幣で収める石代納の制度が採用された。幕領の場合、現物年貢米をはるばる江戸の浅草御蔵まで海上輸送するその危険と費用を勘案すれば、一部の貨幣納を認めることは理にかなつた方法だった。それらも相俟つて、紅花生産が活発化すると考えられるのだが、その遠因をこの正保郷帳から読み取ることも十分可能だろう。

最上郡は、一般に考えられるほど小さな村々の集まりではなかった。郡の惣高は、雄勝郡よりも平鹿郡よりも勝っているし、外れ値を除外した後の村高平均も六三五石で、雄平仙各郡の一・五倍もある。しかも、村数比は二〇〇石以下の低位層は二割以下で、出羽国で最も低い値を示し、それ以上から一五〇〇石に至るまで一〇〇石刻みの各層に満遍なく村々が分布している。秋田藩領六郡と比較するなら、決して侮れない豊かな土地生産性を秘めていた様子がうかがえる。

庄内三郡は、田川郡と櫛引・遊佐両郡とでやや性格が違っている。田川郡の外れ値を除いた村々の村高平均二九四石は、羽前側六郡で最も小さいが、羽後

を記入した。また、AからGまでの各行は、元数の外れ値以上の極端に村高の大きい村々を除外した村高を計算して得られる値である。たとえば、雄勝郡を例にすると、七〇ヶ村の単純村高平均は五一四石で、最大二五九三石余に至る上側の外れ値は一一四二七石で、これ以上の村高を持つ村がHからAを引いて三ヶ村あったことがわかる。そこで、その三ヶ村を除いた残りの六七ヶ村で一〇〇石刻みの度数分布を確かめると、五〇〇石以下で四〇〇石より大きい層に最も多い一二ヶ村が集中し、村高平均はB行に示した四四七石となる。以下CからGの行にはこれら六七ヶ村についての統計上の数値を参考として表示した。単純村高平均五一四石余から操作後の村高平均四四七石余と六七石ほど減少する。これは、極端に大きな村高三ヶ村が、五一四石余という、いわば見せかけの平均値をはじき出していった結果だった。

そこでこのB行をグラフ化したのが図3である。大まかな傾向を掴み、郡同士を相互に比較する上では表2H列と大きく変わるところはない。だが、このB行に示す村高平均こそ各郡村々の実状をより近く表していることは言うまでもない。ただこれも、厳密には問題をはらんでいない訳ではない。繰り返すが、米沢・庄内両藩は新開地の高を村高に含ませていたのに対し、他の諸藩ではこれを含んでいなかったのである。真実は、羽後諸郡と最上郡においては、図3の棒グラフがわずかつ延びることになる。その点は考慮されなければならぬ。

七 本田村と新田村の村高分布

その上で、秋田藩領六郡について、外れ値を除外した後の村高からどのような度数分布が得られるのか、この点を見てみよう。図4 1から4 13は、各郡の村高ヒストグラムをグラフに表したものである。秋田六郡の村高元数から外れ値を除いた残りで最大なものは、表15のD行に示す通り雄勝郡の一四一三石余だった。そこで度数分布は出羽国各郡の一五〇〇石より大きい村高は一まとめとし、一五〇〇石から一〇〇石以下まで一〇〇石刻みで区分した。

すると、その分布図は、藩領の南部三郡と北部三郡とはっきりと差が出る。北三郡には一〇〇石以上の村高を持つ村は一つもなく、河辺郡で最大は八〇〇石代が一ヶ村、秋田郡で六〇〇石代が一ヶ村、山本郡で七〇〇石代が二ヶ村あるだけという状態だった。勿論、表15のK行に示す通り、元数で見ればこ

れら三郡にも一〇〇石を超える大きな村高は存在した。しかし、それは正に地域の中で飛び抜けた存在で、その他多くの村方は表からもグラフからもわかるように低位層に偏在していた。表16に整理したように、秋田・山本両郡では村方のほぼ六割が二〇〇石以下で、河辺郡では四割強、そして三〇〇石以下が約六割だった。表15によれば、特に秋田郡には一〇〇石以下の村々が七七ヶ村もあるのが目を引く。秋田藩領北部三郡は、その六割から七割を村高一〇〇石代の村々が占めていたのだった。ここからは秋田・山本両郡は概して村々の規模が小さく、さらに畑地の多い傾向にあることがわかり、土地生産性の低い村々がこの地方に数多く展開していた様子が見えてくる。そしてまた、河辺郡の単純村高平均三四五石も、実は一〇〇〇石を超え最大一七一一六石余の村方二ヶ村が単純平均を押し上げた結果だった。

表15を見渡すと、由利領の村高分布状況が秋田郡に似ていることに気付く。グラフを確認すると、この二つはほとんど相似形をなしている。由利領も元数から外れ値の村高を除外した残りの最大値の層は、五〇〇石代、六〇〇石以下の六ヶ村だった。ここも村高六〇〇石を超え最大一二六石余に至る一ヶ村が、全体の単純村高平均を二〇七石に押し上げていたが、実は、全二五七ヶ村の六割を超える村々が二〇〇石以下の層に集中し、三〇〇石以下で見るとその比率は七六パーセントにも達する。秋田藩領北部三郡と同様に村高が低位層に偏在する様子は明らかだった。ただし、秋田郡では村高の約二割を畑高が占めたが、由利領ではそれが二・五パーセントでしかない。

そこで次に、雄平仙の藩領南部三郡に目を転じると、この三郡は元数から外れ値以上の村高を除外した残り村々の村高平均は四三三石から四四七石で、元数の単純村高平均からは六〇石ないし七〇石ほど減少する。北部三郡と大きく異なるのは、外れ値以上を除いてもなお一〇〇石代から一四〇〇石代まで規模の大きな村が三郡とも満遍なく分布している点である。そこで南部三郡を二〇〇石以下、二〇〇石から五〇〇石まで、そして五〇〇石以上と三層に分けてみると、表16の通り村高平均の四三三石から四四七石が属する二〇〇石から五〇〇石の層に三郡ともおおよそ四割が属し、それ以下が約二割から三割弱、それ以上が三割強という分布になる。郡の六割を二〇〇石以下が占める秋田・山本両郡とは大きく様子が違っており、五〇〇石以上の村高が一〇〇石代から一四〇〇石代まで一様に分布するのも決定的に異なっている。また、畑高の比率はいずれも約一割を下回っている。したがって、このような村単位で見ても

それでは、現在の秋田県という枠組みで秋田藩領六郡と由利領を比べるとどうなるだろう。由利領の惣高五万三四一八石余は決して見劣りする高ではない。村数と郡高を勘案するなら、数値の上では秋田郡に近いように見える。由利領は秋田郡より若干村数が多く、逆に郡高が少し小さい。結果として単純村高平均が二〇八石と、ここは出羽国でも小規模な村々が集まる地域だった。しかしそこに占める畑高の比率は二・五パーセントと最小で、基本的に村高は田方で満たされた状態だった。これらの村高は正保期に既に把握されていた高であり、最上氏から没収した領知高を幕府が本荘藩や亀田藩など新しい領主に再配分した本知高だったから、ここには戦国末期の耕地状況が反映されていると考えることができる。由利領は、最上氏改易とその後の変遷を経て基本的に五支配域に分割された。表2Hにより、それらの単純村高平均を見ると一八六石から二二五石までの範囲に収まり、表14に示す由利領全体の村高平均二〇八石からはそれほど離れていない。これはつまり、村高に結ばれるほどの畑地が非常に少なく、秋田郡や山本郡にも増して規模が小さく田方主体の村々が由利両一円に満遍なく展開していた状況を現している。これはおそらく、出羽丘陵と鳥海山の自然条件がこうした状況を生み出したのだろう。すなわち、近世権力による水路の開削によってではなく、降雪による地下水が湧水となり、その水が基になって小さな盆地やあちこちの谷間に小集落が生まれた、そう考えてよいだろう。

次に出羽国全体の視点で捉えてみよう。すると、前に確認した通り羽前の七八万石余に対し、羽後は二八万石余しかなく、羽前は羽後の二・七六倍もの高を誇り、羽後は出羽国の約四分の一でしかなかった。郡単位で見ると、三三万石を超える村山郡が他を圧倒して大きいことに改めて気付かされる。これは秋田藩領六郡を合わせてもはるかに及ばない高である。秋田藩領六郡の村高合計は表2Gに示した通り二三万石余りだった。そこには何と一〇万石もの開きがある。ただし、米沢・庄内両藩ではその村高が新開高を含んでいたのに対し、それ以外の諸藩の村高には新開高が含まれていなかった。新開高を加えれば、秋田藩の実高は表2Cに確認する通り二七万石余になった。しかしそれでも村山郡一郡に遠く及ばない。

村山郡に次いで大きいのが米沢藩領置賜郡の一九万石である。これも、秋田藩の穀倉地帯と目される雄平仙三郡を合わせた一四万石を大きく上回っている。また、櫛引郡も一郡で一四万石を超える高を持ち、その村数から導かれる

単純村高平均は秋田側のどこよりも大きい。櫛引郡の土地生産性の高さがうかがえよう。藩単位で見れば、表2Gおよび図1でわかるように、庄内藩は秋田藩との差が二万石弱も開いておらず、表高一四万石とは言いながら、かなりの実力を秘めていたことがわかる。同藩の遊佐郡六万八八六一石余は秋田藩でも大きい仙北郡の高に匹敵し、村数も大きな開きはない。しかし、両郡における本田村と新田村の比率を考えるなら、一ポイントほど遊佐郡本田村の方が高く、遊佐郡が古くから開発の進んだ土地だったことがわかる。以上により、出羽諸郡の中で秋田藩領六郡がどのような位置にあったのか理解できただろう。

そこで次に、各郡の村のレベルで考えよう。本史料が書き上げる二〇一六ヶ条の一條を単純に近世の行政村と捉える訳にはいかない点については前述した。ここに書き上げられた条文が、すぐさま近世村落を表すものでない。米沢・庄内両藩以外では各条の高合計が大名領知高を表しているのも確かながら、本史料で二番目に小さな高は亀田藩領石脇村の一石三斗六升だし、二番目に大きいのは幕領寒河江村の一萬二二六四石余だった。そして、最初に述べた通りもつと小さな高も、もつと大きな高もあつた。したがって、これらは各郡の単純村高平均に影響を及ぼすことになる。

出羽国の村々を郡ごとに見たとき、大多数を占める一般的な村々から極端に大きく外れた村高を持つ村がいくつかあると、それによって村高の単純平均は大きく押し上げられる。右にあげた寒河江村と山形城下の町分二万石余は共に村山郡にあるので、この二ヶ条だけで村山郡の村高平均は飛躍的に大きくなることは言うまでもない。各郡の村々が実際の村高に多く分布しているのか、その傾向を掴むには、単純平均から極端に離れた大きな値を除外しなければならぬ。そこで、表15には、単純村高平均に標準偏差の二倍を加えた値を外れ値とし、それ以上の村高を除いた残りの村々で村高平均を算出すると共に、それらを一〇〇石刻みに振り分けた場合の度数分布をまとめてみた。なお、単純村高平均から標準偏差の二倍を差し引くとマイナスとなって、村高分布を考える上では下側の外れ値は実在しない。

本表は、表14の郡高Cから作成しており、その村数と単純村高平均をHおよびIの行に示した。これら元数から各郡村高の外れ値を算出してJ元上基準とし、参考のため元数の最大村高もKの行に表示した。そして、各郡でJの値を超える極端に大きな村高を持つ村については表1「疑」の欄にアスタリスク*

それぞれで村々の位置や村名が一定しない所が認められるのだった。表11に見える河辺郡の新田村についても、確証はないが、現地を正確に掌握し切れていない近世初頭の混乱がこの数値となつて現れたのではないか、そう仮定しておきたい。

六 新開高以前の状況

そこで次に、より多くの諸藩に認められる新開地の状況についてその傾向を考えよう。本史料に記される「新田少有」はどの藩に、あるいはどの郡に顯著なのか、そして、それら新開高はどの程度の割合を占めるのか、そうした問題である。秋田藩はこれを正保国絵図の作成命令を受けておこなった正保検地で掌握したと考えられる。しかしそのとき、山形藩や幕領代官のように、ときの政治状況から検地には至らず、旧来の情報をそのまま報告したところもあった。それ故、この両支配域には「新田少有」の情報は全く記されていなかった。あるいはまた、政治的な制約や政治力のなさから、新開地の掌握ができなかった支配域もあった。だが、出羽国全体としては米沢・上山・新庄・庄内・矢島・本庄・亀田や秋田藩など多くの諸藩が新開地を掌握し、本史料にそれを書き上げている。いまそれを掴んだのがいつだったのか、個々の藩について説明する準備はない。だが、まずは本田村と新田村を区別し、それぞれの村高を把握したその後、何らかの検見をおこなつて村々が開墾した新開地の高を調べた、その手順はどれも一緒だろう。本史料からは正保期の状況だけでなく、その前段階の新田村とその高が確定したときの状況もまたうかがうことができる。そこでまず、新開地の問題を考える前に、その前段階の本田村高と新田村高について考えたい。以下では、これら正保の時点であらかじめ掌握できていた高を既存高あるいは既存値とよぶ。

表14には、この既存高を郡別に別けて整理した。この表のC列に示した郡高は、前に藩別に集計した表2のE列に相当する高である。計算に当たってはまず最初に二〇一六ヶ条にわたる村高書き上げを郡単位の合計してC列の高を算出し、その内訳を本田村一八三〇ヶ条の村高合計Aと、新田村一八六ヶ条の村高合計Bとした。本史料作成時の筆録ミスにより、Cの郡高からもう一つの内訳に当たるE田高・F畑高・G寺社領の合計を差し引いた値がゼロにならない郡もあり、その誤差をH列に示した。そして、置賜郡から遊佐郡までの山形県

側六郡を合わせて羽前の値を算出し、残りの郡から羽後の村数や高を計算した。また、郡高Cを村数の条数で単純に割つて村高平均Dを求め、かつ畑高Fを郡高Cで割つて郡ごとの畑比率を求め、これをI列に示した。なお、その際、寺社領の高Gを控除する操作はしなかった。村高平均Dに関しては、条数の中に村山郡山形城下町の「町分」二万三五〇石余のように飛び抜けて大きな高を持つものもあり、これも一ヶ条と見做して単純計算したため、必ずしも実状にそぐわない部分がある。この村高平均Dは、一応の目安、参考値に過ぎない。その上で、郡高Cを図2のグラフに示した。

秋田藩領六郡を見ると、郡高の大きさは仙北・秋田・平鹿・雄勝・山本・河辺の順となる。面積の点で劣る河辺郡の郡高が小さいのは当然だろう。耕地条件としては、山がちな印象を受ける秋田郡が予想に反して第二位の郡高を誇るが、参考値の単純村高平均二七三石は六郡中の最下位で、雄・平・仙の藩領南部各郡の半分にも達しない。広大な領域に村高の小さい村々が多数散在し、それらの集積によつて五万八二二三石余の郡高を生み出していることがわかる。山本郡の単純村高平均は秋田郡に近く、かつこの両郡は共に村高に占める畑高の比率が二割弱と高い。この畑高比率は出羽国の中でも置賜郡に次ぐ大きさで、雄平仙各郡の約二倍ほどの高率である。ここからは、秋田・山本両郡は村の規模が小さく、その約五分の一を畑方が占めるといふ傾向が明かとなる。米生産の面では、やや不利な耕地条件にあつた様子が読み取れるだろう。

一方、雄平仙の藩領南部三郡はいずれも単純村高平均が五〇〇石を超え、これは出羽国全体を見渡してもそれほど見劣りするものではない。畑比率もほぼ一割以下で、米穀生産には有利な条件にあつたと言える。郡高ではこの藩領南部三郡合わせて一四万一〇〇〇石余となり、六郡惣高三三万一〇〇〇石余の約六パーセントを占めていた。生産力で南部と北部は約三対二の関係となり、雄平仙三郡の合計高は河辺・秋田・山本三郡の一・五八倍にもなる。これにより、秋田藩の中では、これら南部三郡が穀倉地帯をなすことが数量面からはつきりと押さえられる。前に表2Hにおいて秋田藩六二九ヶ条の単純村高平均が三六七石となることを紹介したが、表14のDによれば、それに近いのが河辺郡だった。すなわち、村の生産力から見ると、標準的な規模の河辺郡をばさんで、二五〇石前後の秋田・山本両郡があり、それと反対に五〇〇石ほどの雄平仙三郡があつて、それらの総体として秋田藩の単純村高平均三六七石が導かれるのだった。

村が、櫛引郡二二三ヶ村中に均等に分布するのではなく、三川町に一ヶ村、余目町に一六ヶ村、立川町に六ヶ村というように、郡の北東部に偏在しているのが特徴的である。特に余目町では本田村一二ヶ村を上回り、立川町では一八ヶ村中三分の一が新田村だった。庄内藩における新田村取り立ての背景は明らかでないが、全四八四ヶ村のごく限られた地域に新田村が偏在する特質があった。

表11によれば、秋田藩はその点、少し偏差はあるもののほぼ六郡一円に新田村が散在すると見てよい。秋田藩領は広大で由利領の百三段三ヶ村を除く六二八ヶ村はあまりに大量であるため、平成の市町村合併以前の行政区域ごとに本田村と新田村を数え、それを表12に整理した。ここで、新田村がなく本田村しかない区域に色を付けた。ただし、これは当時の村が現代の市町村の二つにまたがっていたり、現在地の不確かなものもあつたりするため必ずしも厳密な数ではない。一部概数を含んでいることを踏まえなければならぬ。すると雄勝町・協和町・西仙北町・仙北町・河辺町・雄和町・若美町・森吉町、そして山本町などでは、村数が六ヶ村以上もありながら、そのすべてが本田村で新田村は一ヶ村もなかった。しかし、表全体を見渡すなら、傾向としては出羽六郡の全域にわたって新田村が分布すると捉えてよいだろう。ここからは、秋田藩が藩をあげて藩領の隅々まで隈無く調査をおこなって新田村を取り立てようとした積極的な意図が読み取れる。これはかなり徹底した全領検地だった。

しかしながら、秋田藩の政策意図とは別に、それまで歩んできた地域の歴史が自ずとここにその姿を現している。表11によれば、六郡の中で平鹿郡が村数比・高割合ともに他に抜きん出ている。平鹿郡は七二ヶ村中、実にその四割が新田村だった。しかもその新田村高を合計すると、平鹿郡全体の四分の一となる。結果として新田村の村高平均は三一九石となり、これは河辺郡の三九三石に次ぐ大きさで、秋田・山本両郡に比べるとほぼその二倍に相当する。秋田郡は二四五ヶ村を抱え、これは秋田藩領全体の約四割に相当するが、その約三割、二七三パーセントが新田村だった。これは平鹿郡に次ぐ高率で、藩が平鹿郡だけでなくここでも積極的に新田村を取り立てようとしたことがうかがえる。だがその新田村高合計は郡全体の一五・四パーセントに止まった。そしてこの傾向は山本郡でも同様に認められる。その結果、両郡とも認定された新田村の村高平均は、一三四石および一六〇石と小さく、ここには小規模な新田村が数多く新設されたことがわかる。これはやはり、秋田・山本両郡の土地生産

性の低さと見なさざるを得ない。

これに対し、村高平均が三一九石にもなる新田村を二九ヶ村も生み出した平鹿郡に関しては、土地の豊かさもさることながら、それを正確に掌握することができないでいた政治状況にこそ注意する必要がある。すなわちこは、佐竹氏が入部する以前、徳川家康によって改易された横手の小野寺氏が統治した領域だった。戦国大名小野寺氏の遺臣たちが村々に帰農し、新領主として臨む佐竹氏との間に厳しい緊張状態を醸していた地域だった。それ故、年貢の増減に直結する村方の実地調査には手を付けられない状況が長く続いていたものと考えられる。佐竹氏は、慶長七年（一六〇二）の入部から二二年の歳月をかけ、渋江検地をもつてようやくこの未調査の領域に踏み込むことができた、そう考えられる。すなわち、入部当初、佐竹氏は新領地経営のため、おそらく占領軍のような形で検地を実施しなければならなかった。史料が少なく詳細は不明ながら、軍事的緊張の下におこなわれた検地であつたことは疑いなく、徹底した土地の把握は困難だったと想像される。見逃された高も大きかつたのではないだろうか。本史料に見える平鹿郡の新田村は、正にこのような歴史を背負つた土地だったのである。

仙北郡は、村数としては六郡中二番目に多い一三七ヶ村を数え、雄勝郡七〇ヶ村、平鹿郡七二ヶ村の約二倍に近い。郡の高合計も雄勝・平鹿両郡の二倍弱で、藩総高の約三割を占めていた。だが、新田村の村高平均は一七五石とそれほど大きくはない。詳しくは本田村・新田村を合わせた村高平均や、その後の新開高の状況などと絡め、雄勝郡と共に後に触れたいが、ここは戦国期までに相当開発が進んだ地域で、佐竹氏も入部当初の検地である程度その実状を掌握できていたのではないだろうか。それが新田村の村数比にも、郡高に占める新田村高合計の割合にも現れている、そう考えておきたい。

表13には、新田村の村高平均に標準偏差の二倍を加えた外れ値を各郡ごとに算出し、極端に大きな村高となる新田村を示した。仙北郡を除く各郡に九〇〇石に近い高を超える新田村が成立を見ている。どのような経緯でこれらが取り立てられたのか、或いは見過ごされていたのか、その理由はわからない。ただここで、川尻村と二伊田（二井田）村が共に秋田市内に位置している点には気をつけたい。ここは久保田の城付領とも言つてよい所である。これもまだ詳細を解明し切れていないが、正保のころ、佐竹氏本拠地の久保田近在の地理認識がかなり混乱していたらしい。正保国絵図のデッサン図、下図、清絵図控のそ

新田開発と新開に關してもう一度表4を見てみよう。新田村が確認できるのは、出羽諸藩の中で新庄・庄内・秋田の三藩のみだった。新庄・庄内両藩では元和八年の入部以降、新領地に検地を実施したことは前述した。両藩は、おそらくそのときの検地で新規の行政村としてこれらの新田村を認定したものとと思われる。そして、秋田藩ではそれより以前、慶長から元和初年に続く検地で平鹿郡海蔵院村を含む一五二ヶ村の新田村を取り立てたものと考えられる。このような新田村と、新開地を持つ村とが、それぞれの藩で村数としてはどのくらいの割合を占めるのか、その比率を求めたのが表8である。秋田藩には新田村でありながら「新田少有」として更にその後の新開に取り組んだ村が四ヶ村確認できる。それは、平鹿郡大雄村の桜森村三五一石余、秋田郡で男鹿市の田屋沢(田谷沢)村一六二石余と比沙門沢(毘沙門沢)村六一石余、そして本史料では「新田」の肩書を書き落としてしまった平鹿郡十文字町の海蔵院村三三二石余の四ヶ村だった。この点を踏まえた上で表8を見るなら、新庄・庄内両藩の新田村は村数比で藩内のそれぞれ四・二ないし六・八パーセントでしかないが、秋田藩ではそれが二四・二パーセントに達する。秋田藩は全体の四分の一が新田村だった。この新田村が、慶長末年から始まる渋江検地によって取り立てられたとするなら、それまでの本田村四七七ヶ村以外に新たに一五二ヶ村も行政村が生み出されたことになる。この検地が如何に強力だったかがうかがえる。それは見方を変えれば、これらの新田村が突然発生するはずもなく、実態としては村が存在していながらそれを秋田藩が掌握できないでいた、そのことの現れでもあった。慶長七年(一六〇二)、常陸領を没収されて秋田に移封された佐竹氏にとって、新領地の実勢を把握するのが如何に大変だったか、それがここに示されている。

次に、それら新田村の村高合計を表9に整理した。新庄・庄内両藩は、この面でも二・七ないし六・四パーセントと比率はそう大きくないが、秋田藩ではそれが一三パーセントとなる。これは六一九ヶ村の村高合計三三万石余に対して、新田村一五二ヶ村の村高合計三万石余から得られる比率であり、ここには新開高は含まれていない。すなわち、渋江検地終了時の村高構成であり、検地によって村数は約三割増加し、藩の惣高としては一割五分の増大だった。この点を新庄・庄内両藩と比較するなら、その違いは新田村の村高平均にも現れる。新庄藩はそれまでの六八ヶ村からわずか三ヶ村の新設を見ただけで、藩の惣高に占める割合も低率だが、新田村一ヶ村の村高平均は五四二石余にもなっ

て大きい。具体的にみると、前に例示した泉田村五四九石余と、後の二つは共に戸沢村に位置した津屋(津谷)村八一石余および岩清水村二六六石余の三ヶ村だった。いずれも秋田藩の新田村平均を上回っている。

庄内藩では、新田村の村高平均が四四六石余となる。詳しくは触れないが、それは新田村三ヶ村の内、一〇〇石以下が三ヶ村、それより二〇〇石までが九ヶ村、七〇〇石までが一ヶ村、それ以上が七ヶ村という構成だった。中には二〇〇石を超える新田村が三ヶ村ほど確認できる。一概に新田村といっても相当にばらつきがあった。村高一〇〇石を超えるような大規模新田村が取り立てられるには何か政治的力が働いたとしか思えない。この点、秋田藩では、新田村一五二ヶ村の村高平均は一八九石余で、新庄・庄内両藩の半分以下である。秋田藩の新田村の多さからは既存の本田村より小さな村々がそれまで領内のあちこちに見過ごされていて、それが全領検地によって新たに新田村に認定された、そのような印象を受ける。表10ではこれら一五二ヶ村を一〇〇石ごとに区切り、その分布を調べてみた。すると、二〇〇石以下の層に九九ヶ村が集中し、これに二〇〇石代を加えると一二五ヶ村になる。実に取り立てられた新田村の八割強が三〇〇石以下の村高だった。新田村の規模としては想像通りのごく自然な姿が思い浮かぶだろう。

それでは、これら新田開発の成果に地域的な偏りはなかったのだろうか。表11は、新田村を持つ三藩の新田村について、郡単位に整理したものである。前にも触れた通り、新庄藩の新田村はいずれも最上郡に開かれ、その開発高は郡全体のわずか四パーセントに過ぎなかった。藩の惣高に対しても表9で見た通り二・七パーセントだったから、新庄藩の移封直後の新田開発はまだまだ微弱なものだったことがわかる。庄内藩においても新田村の村高合計は、藩惣高の六四パーセントでしかなかったが、それも同藩が支配下にいた四郡の内、田川郡には新田村が一切なく、村山郡一ヶ村、遊佐郡八ヶ村、そして櫛引郡に二三ヶ村と偏りがあつた。しかも遊佐郡では、その開発高が郡高のわずか二パーセントに過ぎず、新田開発の成果は乏しかったと言わざるを得ない。同藩の初期新田開発はほぼ櫛引郡に集中していたのだった。村数比も新開高の比も郡の約一割に当たり、櫛引郡では一定の成果をあげたと言える。

ただし、これが庄内藩酒井氏の開発によるのか、前代の最上氏治下の成果を酒井氏が入部してすぐにおこなった元和九年検地で掌握した結果だったのか、いまそれを検討する準備ができていない。ただ言えるのは、この新田村二三ヶ

秋田藩は正保郷帳の作成に際し、他藩が將軍より安堵された大名領高を構成する村々の村高を本田高として届け出たのに倣い、領内六二九ヶ村を本田村と新田村に分け、その本田村高の合計と新田村の村高合計を他藩の例に合わせる形で本史料の巻末に書き上げたのだ。これにより、秋田藩が本史料に記した本田村の村高は、新開高を含んでいないことも歴然となる。そこで、表6に色付けした新田高の欄を見てみよう。これらの数値を整合的に考えると、新田村の村高もやはり新開高を含んでおらず、その村高合計三万二五三・九九〇石と、巻末記載の新田高七万三三九一・一六六石の差四万三三三・一七六石は、四三三ヶ村に散らばる新開地の高合計だったことになる。そう捉えれば矛盾なく理解できる。これにより、秋田藩は米沢・庄内両藩以外の出羽諸藩同様、旧来より掌握できていた村高を以て本田村・新田村の村高として書き上げ、正保度の領内調査で新規に掴んだ各村新開地の高はそれとは別に処理し、新田村の村高合計に加算する形で巻末に書き上げたことが一層はつきりする。

以上を踏まえ本史料全体を今一度見渡すと、ここに記される高には次の三つがあった。まず、その第一は全二〇一六条にわたる村高の書き上げである。そして次は、それを基に郡単位に本田高と新田高をまとめた郡末記載値で、そしてもう一つ支配領主ごとに本田高と新田高を書き上げた巻末記載値があった。

表7では、本史料が伝えるこれらの高を集計することによって、羽前と羽後、そして出羽国の本田高と新田高、そしてそれを合わせた総高を算出してみた。すると、高に関してはどの一つを取っても一致するものがないことがわかる。それはそもそも諸藩が提出した村高の中身が違っていたし、本史料成立に関わって秋田藩が作為を働かせたところもあったから、これらが一致しなくて当然だった。このように本史料が掲げる数値情報は、現代の調査に基づく数値とは異なっている。基準の違うものが混在していたり、一部操作が加えられていたりした。これは、近世史料を扱う際の宿命と考えるより他ない。

だがこれを以てすぐに本史料による解析が検討に値しないことにはならない。何よりも一つひとつの村高は紛れもない諸藩作成の原典を反映しており、米沢・庄内両藩以外では、それを合計すればそれぞれの大名領知高となる高だった。また、そこには田高・畑高の内訳や、新開地に関する情報も盛り込まれている。そこで以下では、この村高が新開高を含む場合と、新開高を含まない場合の二つが混在することを承知した上で、その村高を解析することにより諸藩・各郡の生産力状況について分析してみよう。

五 新庄・庄内・秋田、各藩の新田村

最初に、表7により出羽国の総高を確認しよう。すると、羽前山形側の七六万石余に対し、羽後秋田側は一八万石余しかなかった。山形は秋田の約二・七倍もの高を有しており、秋田から言えば山形の約三分の一ほどの土地生産性しかなかったのである。土地の価値、土地が持つ力を米の生産力という物指で計るなら、これが一七世紀初頭の現実だった。これまで、こうした数値を目のあたりにすることはなかったかもしれない。だが、まずはこの点を直視しなければならぬ。

次に表2G列により、出羽諸藩の高を見てみよう。これをグラフで示すと図1となる。秋田藩を筆頭に庄内藩・米沢藩・山形藩と続き、一一万石を超える幕府直轄領の大きさにも改めて目がいく。表2D列の村数を見ると、秋田・庄内・米沢の順に多いのは当然として、幕領と山形藩が入れ替わり、二万石しかない本庄藩が一〇五ヶ村とその村数の多さに気づく。以下、山形・秋田の文言による混乱を避け、羽前・羽後を用いると、表3でわかるように羽前には一つの郡域をまとめて支配するような大きな広域権力がほとんどだったのに対し、羽後では六郡を治める秋田藩だけが突出し、由利には小規模な領主が林立し五つの支配域に分かれている。このような支配権力のあり方は、新田開墾や新開地の摘発をめぐり、地域社会の形成に大きな影響を与えることになる。

ここで藩権力が新開地を摘発したとするのは不適切かもしれない。しかし、当時、村に残されていた未墾地は、おそらく水がかりが悪かったり、日陰でやせた土地だったりして、村人は、そうした条件の悪いわずかな土地に鎌を入れ、少しずつ新開地を開いていったと思われる。これは村人の努力の結晶であり、次男・三男が一人前の百姓として自立できる経済的な基盤でもあった。江戸時代の諸藩は、そうした開墾を奨励し、鎌下年季と称してそれらの新開地に対しては数年間、年貢を免除したり低率としたりする優遇措置を採った。だが、村人にとつてできるなら、その新開地はいつまでも年貢の課税対象からはずれていてほしかったに違いない。対する藩の側では、そうした新開地を随時見つけては課税対象地に組み込もうとした。それは新開地を検見することであり、その土地に高をつけることだった。こう考えると摘発の文言もあながち外れてはいないだろう。

元和になってようやく完了した。いまこれについて詳論する紙幅はなく、ここでは見通しのみを述べる。本稿では本史料に見える新田村は、この慶長・元和の検地によって立村された新田村だったと考えている。そしてそれから正保四年（一六四七）までには三十数年の歳月があり、この間にも村々では開墾が進められ、秋田藩は正保国絵図作成に関わる検地をおこない「新田少有」の新開高としてこれを掌握した、そう予測して論を組み立てている。

そこで、正保期秋田藩領の本田村と新田村の高内訳を見てみよう。表5は表2Eの村高合計の高構成がわかるようにその内訳を示したものである。秋田藩六二ヶ村の村高合計二万三〇九四・二七四石は本田村四七七八ヶ村の二〇万二二七・七三四石と新田村一五二ヶ村の二万九八二・五四石から成り立っていた。だが実は、後掲表1の平鹿郡で整理番号16の海蔵院村は本史料では「新田少有」の本田村として扱われているが、前稿で検証した通り、これは正保国絵図の下図およびその清絵図控に照し新田村の誤りだった³³。そこでその高三三・四五石を右の本田村合計から差し引くと、二〇万九四〇・二八四石となる。するとこの高は、表2のAに示した本史料巻末記載の本田高二〇万九四〇・一七五石とわずか一斗九合しか差がなく一致する。

秋田藩は、慶長・元和の検地において、それまでの古村を本田村とし、それとは別に新田村を認定し、それぞれの村高を掌握した。そしておそらく山形藩や幕領などは異なり正保国絵図と郷帳作成に関わる検地を実施し、ここでは、前回の検地で確定した本田村・新田村の既存部分には手をつけず、それから後に開かれた田畑だけを調べその高を把握したのではないだろうか。しかし、秋田藩ではその新開高をそれまでの村高に単純に加算することはしなかった。正保郷帳には旧来より掌握していた本田村・新田村の村高をそのまま記し、新開高は郡ごとにまとめて別途処理したと考えられる。表2における秋田藩の本知高Aと表5から海蔵院村分を処理した本田村四七七八ヶ村の村高合計がほぼ一致することから、以上の推察が成り立つ。こうした秋田藩の方式は上山藩や本荘藩が採用したのと同じ考えに基づくものだった³⁴。したがって、秋田藩領六二ヶ村の各村高は「新田少有」の新開高を一切含んでいないことを意味している。

秋田藩には、慶長・元和の村高にその後の新開高を単純に合算して新しい村高とする訳にはいかない理由があった。新しい村高を認定するには、新開地の高を旧来の高に合算できるよう何かの処理を施す必要があったと考えられる。

それは秋田藩固有の特殊事情に絡む問題だったが、ここではその点には踏み込まない。正保元年十二月、三代將軍家光の国絵図作成命令を受けて始動した秋田藩正保検地においては、新開高を旧来の村高同様に使えるよう処理するだけの時間的余裕がなかった。領内の六二ヶ村を調べ新開地を発見し、そこに高をつけるだけで精一杯だった。それが現実だったのではないだろうか。

以上により、本史料が書き上げる全一〇一六ヶ条におよぶ出羽国の村高には、その支配により大名領知高の公称高を構成する本知高を表しているものと、米沢藩や庄内藩のように新開高を組み込んだより実高に近い高を表しているものと二種類が混在していることがわかった。その検討結果を表2G列において米沢・庄内両藩には「実」、それ以外の諸藩には「本」と表示した。ただし、秋田藩佐竹氏はこのときまだ徳川將軍より領知高を認定されていなかったから、出羽の諸藩が各村の本田高を以てそれが自らの領知高を構成する本知高だと認識できたのは異なり、秋田藩の本田高と新田高、そして新開高はそれぞれ検地時期の違いを表しているに過ぎなかった。つまり、二〇万九四〇石余の本田高合計は決して佐竹氏の領知高を表している訳ではない。だがしかし、正保郷帳末尾にこのような形で出羽諸藩の本田高と新田高が整理されれば、当時の武家社会であれば誰でもそれが將軍より与えられた領知高とそれ以外の新開高の合計であると即座に考えたに違いない。正保郷帳を受け取った幕府役人も、あるいは秋田藩のこの高を見て、それが佐竹氏の領知高だと錯覚・誤解しても不思議ではない。そんな書き方だった。

さてそこで、秋田藩領村々の高についても一度考えてみよう。表6には秋田藩の村高構成を整理した。ここでは平鹿郡海蔵院村三三・四五〇石を新田村として処理している。まず秋田藩領の村々を本田村と新田村に分けてみると、それぞれに新開地を持つ村と新開地のない村があった。そして、その高構成は、本田村は新開地をもつ四三ヶ村と持たない四六ヶ村の計四七七八ヶ村で二〇万石余、新田村は新開地を持つ四ヶ村と持たない一四八ヶ村の計一五二ヶ村で三万石余となり、全体では六二ヶ村、村高合計は二万三〇九四・二七四石となる。この数値は表2G列の秋田藩領村高合計で、その内訳だった。そして、同じく表2A列に掲げる本史料巻末の「一、高式拾万九百四拾石七斗七升五合 佐竹修理大夫」という秋田藩の本田高は、この表6の本田村四七七八ヶ村の村高合計の二〇万九四〇・二八四石だったことが明らかである。一斗九合の誤差は本史料筆録時の誤写と見て問題ないだろう。

これは上山藩同様、本荘藩が領内村々を詳しく調べた結果だろう。その検見がいっ実施されたかはわからない。だが、領内の一〇五ヶ村中、四一ヶ村に新開地を発見し、そこに高をつけた合計が一六一二石余だったと見られる。一ヶ村平均は三九石となり、この四一ヶ村に関しては表2H列の一九〇石にこれを加えた二二九石が実際の村高平均だったことになる。

したがって、上山・本荘両藩は、米沢藩とは正反対に本史料の村高には新開高を含めず、本知高を構成する表高を掲げ、新たに確認された新開地の高に関しては、その合計高を一括して報告する方式を採用したのだ。一方、新庄藩の場合、AとGの差が一〇〇〇石を越えて大きい。しかも、新庄藩の場合、Eの村高合計には新田村三ヶ村の村高も含まれていたから、A・Gの差はより大きくなって、領知高六万石から一層離れてしまう。だがそれは、Gが実高Cとの差を広げることもあった。それ故、新庄藩の場合、疑問は残るものの本史料に記される六〇ヶ村に及ぶ新開地を持つ村々の高が実高だったと見做す訳にはいかない。ここでは、上山・本荘両藩と同様の方式によったと考えたい。

次に庄内藩の場合はどうか。その村高合計から計算されるGは、本知高Aから大きく乖離し、むしろ新田高を加えた実高Cの方に近い。そのことGには二九六九・二七七石と約三〇〇〇石に近い開きがあるが、しかしそれは、本知高一四万石との差ほどではない。AとGの差七万石余と比べれば遙かに小さい。やはり、庄内藩の場合、本史料に書き上げる村高は新開高を含む実高だったと考えない訳にはいかない。したがって、やや疑問は残るが庄内藩は米沢藩と同じ方式によっていると考えられる。

これまでの考察により、表2に色付けした出羽国の一〇におよぶ支配域については本史料が伝える村高が領知高を構成する本知高だったのか、新開高を含んだ実高だったか判定できた。残るは由利の矢島・亀田両藩と秋田藩となつた。実は、矢島・亀田両藩に対しては本史料を筆録した秋田藩の作為が秘められていた。表2Gの通り、矢島領四二ヶ村の村高合計は九〇〇〇石となり、本知高一万石から丁度一〇〇〇石分不足している。これは、本来、矢島藩生駒氏が仙北郡大沢郷に領したはずの一〇〇〇石と見られる。表1を確認すればわかるように、それが本史料には全く記載されていない。これは秋田藩が意図的に外したものと考えざるを得ない。また、亀田藩岩城氏も元和八年の村替えにより百三段三ヶ村の六八八・九二六石を秋田藩に差し出し、それと引き替えに相当する高を仙北郡大沢郷に獲得したはずだが、本史料でそれを確かめることは

できない。仙北郡にはこれら両藩の所領が存在しないかの如くである。これが正に秋田藩の作為であり、意図するところだった。すなわち、秋田藩は本史料第三冊、「出羽国知行高目録 下」が自藩領の村高書き上げ帳になるように正保郷帳控を一部書き換えて写し取ったのである。つまり、本史料は単純な複写物ではなかったのである。そして、矢島・亀田両藩が由利領で支配した村々の高は、本荘藩などと同様、新開高を含まず、領知高を構成する本田高を表しているといえてよいだろう。

四 秋田藩の高構成

以上により、本史料には新開高を含む実高を以て村高とする記述と、新開高を含まない本田高だけを村高とするものが混在することがわかった。そこで次に、秋田藩について考えよう。だが、秋田藩は複雑で、表2からはこの問題を解くことはできない。それは、秋田藩には全六二九ヶ村中に一五一ヶ村もの新田村があり、その新田高が表2の村高合計Eに紛れ込んでいるからである。そこで、表4を見てみよう。ここで、新田の列は新田村の数を、新開の列は「新田少有」と記される新開地を持つ村の数を示している。まず、村数を見ると秋田藩の六二九ヶ村は出羽諸藩の中で飛び抜けて多い。これは、いわゆる秋田六郡の六二八ヶ村と、元和八年に村替え方式で獲得した六八八石余の新屋地区だった。本史料はこれを百三段三ヶ村として一ヶ条に記しているため、本稿ではこの新屋村・浜田村・石田村をまとめて一ヶ村として処理した。この六二九ヶ村を本田村と新田村に分けてみると、表4下段に整理したように四七八の本田村と、一五一の新田村となり、本田村はその九割に当たる四三二ヶ村に新開地があつた。のみならず、新田村でありながらその三ヶ村には新開地が認められる。

秋田藩がこれら新田村を認定し、また新開地の高を把握した時期はいつだろう。出羽国において新たに入封した大名が新領地の経営に当たり、検地を実施して村方の掌握に努めたことは山形藩を例に前述した。新庄藩戸沢氏も常陸から移ると積極的な新田開発をおこなって村方の高把握に努めたし、庄内藩酒井氏は入部の翌元和九年には検地を実施している。秋田藩では、渋江田法で有名な渋江政光による総検地が慶長十九年（一六一四）からはじまった。このときの検地は大坂冬の陣に政光が出陣した後も国許で続けられ、政光が戦死した後、

一村も報告されていない。現実としてこの村山郡北部地域において新田村も既存村方の新規開墾も全くなかったと捉えるのは不自然に過ぎる。ここには、正保郷帳原案を取りまとめる時間のなさだけでなく、それよりもむしろ代官支配の政治力の問題が絡んでいた。すなわち、この一三八ヶ村一万余石余に及ぶ広大な領域を一人の幕府代官が統治するには支配力が決定的に不足していたと考えられる。元和八年、山形藩最上氏の改易後、最初に設けられた幕領は寒河江領の二万石だった。その後、寛永四年（一六二七）に西村山郡河北町に谷地領が増え、十三年には尾花沢にも幕領が設定されて計五万五〇〇〇石となった。同十九年には、それまでの谷地陣屋を廃し、尾花沢市延沢の延沢村に陣屋を移している。これは当時、最盛期にあった延沢銀山を管理する目的からだった。この陣屋で指揮を執ったのが本史料に見える代官松平清左衛門で、その所管する領域を一一万三三四七石余と報告している。そしてこの後、約三十年近く経った寛文・延宝期になってようやく幕領の総検地がおこなわれ、そこで確定した村高がそれからあと江戸時代を通じて年貢賦課の基準とされた。万治元年（一六五八）、代官陣屋は延沢から尾花沢に移され幕末まで続くが、元禄年間の一八世紀以降は代官が二名ないし三名に増員され、代官陣屋は尾花沢ともう一ヶ所ないし二ヶ所となる。

幕府代官は旗本の勤める職で、陣屋詰の幕臣である手付や手代を配下に指揮し、直轄領の年貢徴収や治安・民政全般を所管した。しかし、その人員規模は数百名単位の家臣を従える諸藩の組織規模に比べ、比較のしようもないほどに小さかった。それゆえ、治安維持の実戦能力は十分に等しく一揆や大規模な騒動が勃発すると、幕府は近隣諸藩の藩兵を出動させるのが常だった。最上氏改易後、幕府直轄領を治める代官の周囲に譜代大名が配置されたのもそのためである。山形に入った鳥井忠政は関ヶ原の戦いに伏見城を守って戦死した元忠の子で幕府の信任は厚かった。その後の保科正之に至っては三代將軍家光の異母弟だし、本史料に見える松平大和守直基も家康次男結城秀康の五男という出自である。庄内に入った酒井氏は徳川家の三河以来の重臣で、本史料にある忠勝は鳥井忠政の娘を妻とする鳥居家の縁戚だった。そして、村山郡幕領の北方に入部した新庄藩戸沢氏は、戦国時代には秋田県の角館地方を治めた外様大名ながら、関ヶ原の戦いでは政盛が東軍に与し、家康に認められて常陸国多賀郡に四万石を与えられていた。政盛は鳥井忠政の妹を妻に迎えており、最上氏改易後に二代將軍秀忠より二万石を増加されて出羽国に復帰したのだった。幕府が

ら厚い信頼を寄せられていたことがわかる。実のところ、こうした徳川家の譜代衆が最上氏の旧領に配置されたのは、幕府代官を助けることもさることながら関ヶ原の戦いで徳川に敵対した上杉氏の北方を固めるためだったと考えられる。そして、保科氏がその南方会津に移り、この上杉包圍網は完成する。

幕府代官に視点を戻すなら、その支配域の土地生産性を調査するには周到な準備が必要だった。出羽幕領の総検地は寛文・延宝期を待たねばならず、正保国絵図作成に際し、松平清左衛門代官にはその準備がなく、隣の山形藩同様水損や早損などの生産諸条件を調べに止まったのではないか。したがって、その村高は正保期の実高を反映していない。そう考えられる。この時点においては、山形藩領においても幕領においても、村山郡村々の実質生産力が支配者側に掌握されていない。この点には注意すべきだろう。その公称高を合わせるなら二六万石余にもなる。それは表2C列に見える秋田藩の実高二七万石に迫る大きさであり、そこにはおそらく実体としては切り開かれていたに違いない田畑が把握されないまま村人の裁量に任されていたのである。ならばそこに自ずと村人の創意や工夫が生まれるのが自然な姿だろう。

次に、表2のI列で新開高を把握しながらもGとAの値が近以する上山・新庄・本荘の三藩について考えよう。まずAとGの差が一石もない上山・本荘両藩の場合、村高合計から導いたGが巻末記載の新田高Bを含む実高Cであったはずはない。本荘藩では全領一〇五ヶ村の約四割にあたる四一ヶ村に新開地が認められるし、上山藩に至っては藩領三七ヶ村中、新開地がなかったのは一ヶ村に過ぎない。領主土岐氏の徹底した調査の跡が目につく。同藩は表2B列に示す通り一六三〇石の新田高を報告しているが、これは、土岐氏が厳しい検見をおこなった結果だった。これを三六ヶ村で単純平均すると一ヶ村当り四五石となる。同藩の村高合計から計算される村高平均Hは六七六石だから、それに右の新開高を加えると七二一石にもなる。表2H列によれば、羽後側ではそれほど大きな村高平均を持つ藩は見当たらない。上山藩はそれだけ生産力のある土地を領していたのであり、またそれは厳しい調査をおこなった成果でもあった。同藩には「寒損有」と冷害被害の村方が五ヶ村あると報告されている。これは、出羽国が寒冷積雪のほぼ同じ自然環境下にある中、上山領にのみ冷害被害が発生したのではないだろう。そうではなくて同藩が他藩に増して厳しく徹底した村方調査をおこなった証しだったと捉えなければならぬ。

本荘藩もまた、本史料の巻末に一六一二石余の新田高を打ち出していた。こ

した。秋田藩の場合、全六二九ヶ村の内、四三三ヶ村に新開地があった。また、寺社領は各村高の内数として記載されているので、村高合計Eから寺社領の高Fを差し引いたGを計算し、これを以て各藩の高とした。

そこでまず、本知高A・実高C・村高計算値Gの関係について考えたい。すなわち、各藩の高Gがこの正保四年時の各村の実質生産力に近い実高Cを表しているのか、それとも將軍から与えられた大名領知高の公称高を構成する表高Aだったのか、この点についてである。米沢藩の場合、その高Gは新開高を含んだ実高だった点については前に確認した。ならば、他の藩はどつたろうか。このとき出羽国は一三もの支配域に分けられ、その内実は多岐にわたる。そこで考察の結論を先に示すなら、それは表2において色付けした高の左右同士が相互に対応すると考えられるのだ。

最初に、新開村Iの列で、「新田少有」とする村が全くない山形・丸岡両藩と幕領・庄内藩預、そして仁賀保領の五支配域から検討しよう。本史料で村名の下に書き上げられる生産諸条件について表4に整理した。するとこの五支配域には新開地ばかりか新田村も全く存在しない。巻末にも新田高は記されていない。したがって、この五支配域には新田村も新開地もなく、村高から計算されるGは本知高Aを指していると考えしかない。山形藩領と仁賀保領ではこれが完全に一致するし、また、AとGの差が近差であることから判断して幕領と丸岡領それに庄内藩預においてもおそらくそう考えて間違いない。この五支配域においては、村高合計Eからその内数をなす寺社領の高Fを引いた残りの高Gは、それぞれの本田高Aを指している。これはつまり、米沢藩の場合とは異なり、書き上げられた村高は領知高を構成する本田高そのものだったことを意味している。

しかし、そもそもこの五支配域では新田村もなく新開地を持つ村が一ヶ村も見られないが、それは一体何を意味するのか。この地域では、村人が新開への意欲を全く欠いていたのだろうか。しかし、決してそうではなかった。まず、幕府から処罰されて扶持料一万石を支給されて庄内藩酒井氏に預けられた加藤氏の場合、その土地を自ら検見することなど許されなかったと思われる。新開の有無に拘らず、それを調べる権限がなかったのである。それは、おそらく由利の庄内藩預地においても近い状況にあったのではないか。幕府は仁賀保氏の旧領を収公し、その管理を庄内藩に託したが、庄内藩の任務はその土地の治

安を維持し年貢を徴収することであり、新開地の調査にまで踏み込むものはなかったと考えられる。そして、仁賀保四兄弟の残った一人は、それぞれ二〇〇〇石と一〇〇〇石の旗本となり江戸に居所を移した。仁賀保の陣屋にはわずかな家臣を置けばかりで、計一五ヶ村とはいえそこに検見の竿を入れるだけの力がなかったのではないか、そう考えられる。江戸時代初期の平和の到来は、おそらくこれらの支配域にあつても周辺の村方同様、新規開墾の気運をもたらしたに違いない。ただここにはそれを掌握できない支配者側の事情があつた。そう捉えるのが自然だろう。

ならば次に山形藩領と幕領の場合はどうだろうか。実は、山形藩松平氏は三年前の正保元年（一六四四）、越前大野より入封したばかりで、そのとき幕府から与えられたのは一五万石だった。それまで山形藩は、寛永十三年（一六三六）から同二十年までの八年間、保科正之二〇万石の支配するところだった。入封間もない松平氏にとって正保国絵図と郷帳作成のため二〇ヶ村にも及ぶ広大な所領を詳しく調べることができなかったのではないか。本史料奥書に記される「正保四年丁亥九月七日」は、秋田藩がこれを完成させた日付であつて、三代將軍徳川家光が国絵図の作成を命じたのは同元年の十二月だった。領内絵図とその村方に関する台帳を取りまとめ、秋田藩に届けるまでの期間は実質二年あるかないかの限られた時間だった。そこで松平氏は本史料巻末の本田高には幕府から与えられた公称高の一五万石を記し、各村の村高にはそれを構成する表高をそのまま書き上げて台帳を取りまとめしかなかった。そのように考えられる。山形藩は元和八年（一六二二）の最上氏改易後、保科氏が入るまで鳥居氏が二〇万石で支配したが、その間の寛永三年（一六二六）には二万石の加増が認められて二二万石となつていた。そしてその鳥居氏も次の保科氏とともに最新の村高を掌握すべく検地を実施していた。鳥居氏の元和検地、保科氏の寛永十六年検地が知られている。果して松平氏はそれらの情報を引き継ぐことができなかつたのだろうか。しかし、仮に前任大名のおこなつた検地結果を知り得たとしても、正保郷帳作成に際し自らの手で領内検地を実施できなかったとすれば新田村を認定できるはずはないし、またそこに「新田少有」といった情報を盛り込むこともできなかっただろう。松平氏は水損や旱損・生山のことなど高以外の生産諸条件を調べるのが手一杯で、新開高調査にまでは踏み込めなかつたのではないか、そう考えられる。

次に幕領の場合はどうだろうか。ここもまた新田村がなく、新開地を持つ村が

由利領南部が複雑なのは、生駒氏が矢島一万石に入封したとき、本荘藩六郷氏が生駒領との一部村替を幕府に願い出、それが許可されたことにもよっている。すなわち、六郷氏は旧領東由利の内陸部を生駒氏に提供し、それと引き替えに本来生駒領となる筈だった金浦から象潟以北の海岸部を藩領に繰り入れた。これにより、本荘藩は本荘の城廻領から南に隣接する仁賀保兄弟の旗本領を越えて、金浦・象潟方面に飛地領を得たのだった。そしてその南方、大飯郷村から小砂川村に至る一〇ヶ村は、断絶した仁賀保氏の旧領で本史料の段階では庄内藩酒井氏の預地だった。一方、矢島に入った生駒氏は、そこから北に連なる東由利地方と飛地の仙北郡大沢郷一〇〇〇石を合わせた一万石が新しい領地となった。

なお、前記『山形県の地名』が千秋文庫所蔵の本史料を利用し、これを正保郷帳とよんで各村の村高や、その田方・畑方の高まで詳しく紹介しているのに対し、『秋田県の地名』は本史料に関しては一切言及していない。同辞典は秋田県重要文化財の正保国絵図控から村名や村高を読み取って紹介する反面、不思議なことだが本史料「出羽国知行高目録」には全く触れるところなかった。これまで、本史料の秋田県域分が研究分析の素材として供されることはなく、その意味で本稿での紹介ならびに「データ解析は貴重である」⁷⁾。

元和八年、最上氏の改易は由利領もさることながら山形県域こそ領主総入れ替えの様相を呈する大改革となった。村山郡は上山藩・山形藩・新庄藩・庄内藩などの諸藩領と幕府代官支配とに分割され、庄内三郡は基本的に譜代大名酒井氏の所領となったが、櫛引郡内には丸岡藩加藤氏の一万石が設けられた。この加藤忠広は清正の子で寛永九年、熊本藩五二万石を除封されて酒井氏に預けられ、扶持料の一万石が給されたのだった。忠広没後、その所領は幕領となる。本史料の基となった正保郷帳が作成された直後の正保四年十二月、庄内藩では藩主忠常が弟の忠恒と忠解にそれぞれ新田二万石と一万石を分知し、松山藩と大山藩が生まれるが、寛文八年（一六六八）、大山藩は忠解が無嗣のまま亡くなって翌年断絶、一万石は幕府に収公される。

内陸部に目を転ずると、領主の交代はより激しかった。上山藩は最初に能見松平氏が入封した後、寛永三年（一六二六）、蒲生氏に代ると翌年には山形藩鳥居氏の領地となり、同五年、本史料に見える土岐氏二万五〇〇〇石となった。また山形藩は、最上氏改易後鳥居氏二〇万石となり、寛永十三年に保科氏二〇万石に代った後、正保元年（一六四四）からは本史料に見える松平直基が

一五万石を以て治めていた。上山・山形両藩ともこの後、幕末にかけて大名は何回も入れ替わる。出羽国全体を見渡したとき、米沢藩上杉氏や秋田藩佐竹氏のように江戸時代を通じて領主交代のなかった地域と、領主交代が繰り返された地域とは自ずと領主と農民の関係によって形成される地域社会のあり方に違いが現れて当然だろう。正保四年九月七日の日付をもつ本史料が成立する江戸時代最初の約半世紀は、正に近世社会の基本的枠組が形成されていく過渡期にあった。近世の体制がほぼその骨格を固めるのは、この後、寛文四年の寛文印知が一つの目安と考えられている。地域社会の形成過程を考えるにはこの寛文印知までをその連続面において考察する視点が欠かせない。本稿は、その視点を維持しつつ近世社会の成立期から正保期に至る時期の出羽国の耕地状況について解析するものである。

三 新開高の扱い

表2左半には本史料の巻末にまとめて記載される各支配領主ごとの本田高と新田高、およびその合計を表示した。ここで出羽国全体の高から米沢藩上杉氏と秋田藩佐竹氏の高を合わせた三八万九四〇・一七五石を差し引くと五七万五八三・三二一石となる。元和八年（一六二二）、山形藩最上氏が改易されたとき、その領知高は関ヶ原の戦い後、二四万石だった最上義光に徳川家康から三三万石を増加された計五七万石だった。その五七万石の旧山形藩領に上山藩土岐氏以下の諸領主が移封されてきたのだから、表2において出羽国全体の高から米沢・秋田両藩の高を引いて五七万石となるのは当然だった。ここからわかるように、本史料が巻末に掲げる本田高は各大名の領知高を指していたのである。そこで表2ではこの領知高を本知高とし、それに新田高を合わせた高を実高とした。

本史料の巻末には支配領主ごとの村数が記されていない。そこで各郡ごとに書き上げられた条数を数えてこれを機械的に村数と見做し、そこから各支配ごとの村数を求めた。それは出羽国全体で二一六ヶ村となる。実際には相給支配を受ける一つの村であっても、この表ではそれぞれの支配領主の領知高を構成する単位と捉え、別々の村としてカウントしている。この考え方は以下の考察においても同様である。そして、表の村数右側にはそれら村々の村高合計Eを計算し、新開村の列Iには「新田少有」と記載される新開地所持の村数を示

一高千五百五拾七石七斗七升七合

同領新田

一高貳万石

岩城但馬守

一高千石

同領新田

一高貳拾万九百四拾石壹斗七升五合

佐竹修理大夫

一高七万三千貳百九拾壹石壹斗六升六合

同領新田

一高壹万七千五百四拾石九斗六升壹合

寺社領

本田高合九拾五万五千五百貳拾三石四斗七升六合

新田高合拾七万貳千八百七拾壹石四斗七升七合

正保四年丁亥九月七日 佐竹修理大夫

以上、右に記される高を巻末記載値とし、全二〇一六ヶ条に及ぶ個々の村高を合計した集計値を比較対応できるように整理したのが表2である。また、出羽国は幕府代官支配をはじめ合計一三の支配域があった。表3にはその支配域と郡域の関係を整理した。寺社領は徳川將軍から寺領や社領を安堵されたもので、具体的な寺名・社名は一切記されていない。寺社領が確認できるのは上山・山形・新庄・庄内・丸岡の四藩に幕領を加えた五支配域だった。ここはみな元和八年（一六二二）まで最上氏が支配したところである。郡で見ると村山・最上・田川・櫛引・遊佐の五郡一四八ヶ村にわたり、その高は各村の村高の内数に組み込まれている点に注意がいる。したがって、諸藩の高合計は単純に村高を合計した表2のEではなく、そこから寺社領Fを引いた残りのGの高だった。このとき、出羽国一三の領主の中で徳川幕府成立の当初からこの地に所領を得たのは、米沢藩上杉氏と秋田藩佐竹氏のみで、他はいずれも元和八年に山形藩の最上義俊が改易されて五七万石の所領が幕府に没収され、その後に入封した者たちだった。まず簡潔にそれらの来歴を確認しておこう。

秋田県域では、由利領はすべて山形藩最上義俊の支配するところだった。ここに、新しい領主たちが次々と移封されてくるが、とりわけその南半は領主交代が目まぐるしかった。矢島三〇〇石には内越勝光、象潟一万石に仁賀保孝誠、本庄二万石に六郷政乗、そして亀田二万石には岩城吉隆がそれぞれ新領主として移封された。内越・仁賀保両氏はかつて戦国期に由利十二党といわれた地域勢力で、関ヶ原の戦い後、徳川家康により佐竹氏の旧領だった常陸国へ移されていたが、ここに旧領復帰を果す形となった。六郷氏も同じく出羽国仙北郡六郷から常陸時代を経て出羽国に復帰した。岩城吉隆の父貞隆は関ヶ原の戦い後、家康によって改易され岩城の所領を没収されたが、その後、大坂夏の陣

で武功を挙げ、その功績が認められて信州更級郡川中島方面に一万石を与えられ大名に復帰した。貞隆没後吉隆は一二歳にして岩城氏の当主となり、元和九年、一五歳のとき亀田に移封された。吉隆は秋田藩初代藩主佐竹義宣の甥に当たり、この後、子のいなかった義宣の養嗣子となって秋田藩第二代藩主佐竹義隆となる。

この亀田藩岩城氏と本庄藩六郷氏は幕末まで続いて明治を迎えるが、内越・仁賀保両氏は違っていた。まず、仁賀保氏は移封翌年の寛永元年（一六二四）当主の挙政が亡くなるとその所領は四人の男子に分割相続することが認められ、彼らはみな幕府の旗本となった。ところが、同五年、八年と四男に続き長男が跡継ぎを持たぬまま相次いで没したためその領地は幕府に没収され、近隣の譜代大名庄内藩酒井氏にその管理が任された。これを大名預地という。結果仁賀保氏は次男内膳誠政二〇〇石と、三男内記誠次一〇〇石が残った。後掲の表1支配欄ではこれを旗本となった仁賀保兄弟の意味で、それぞれ旗兄・旗弟と略記し、庄内藩預地に関しては庄預とした。

一方、矢島の内越氏は勝光の次の光正に嗣子なく寛永十一年に断絶し、ここも一旦酒井氏の預地となる。同十七年、四国讃岐一七万石だった生駒高俊がお家騒動によって所領を没収され、一万石を与えられて矢島に入る。それは、庄内藩に預けられていた、内越氏の旧領三〇〇石と仁賀保惣領家の旧領を合わせた領域で金浦から象潟にかけての海岸部、それに幕府罪人本多正純の扶持料だった仙北郡大沢郷の一〇〇石を合わせて一万石とするものだった。本多正純は寛永十四年に没し、その扶持料一〇〇石もやはり庄内藩酒井氏に預けられていたのだった。

表1では本史料に収録される村々の現在地がわかるよう平成の合併以前の市町村を表示した。それは、平鹿郡のすべてが合併して現在の横手市となったように、合併後の地方行政区域は広大で、それを用いて具体的な位置確認をするには不向きなためである。また、漢字表記の村名ををどう読むか、その確認が欠かせない。この点は前述した通り、『秋田県の地名』、および『山形県の地名』に依拠したが、この両辞典は巻末付表に天保郷帳の情報を収録しており、それと本史料を対応させることにより、正保四年（一六四七）から天保五年（一八三四）に至る約二世紀間の変化を辿ることができる。村々の中には後に分村して二ヶ村となったり、数ヶ村が合村して一つになったりしたものがあり、それらについては表1備考欄に示した。ただし、本稿はこの問題には触れない。

この「新田高合」とは何か。新田村がないのに本田高の外に「新田高合」せて一万六九四石余あるとはどういふことか。

本史料全体で「新田有」の表記はここでの二例しかなく、「新田有」と「新田少有」は同じで共に新開地が少しあるという意味と解してよいだろう。すると、「外、新田高合」一万六九四石余は、これら九〇ヶ村が切り開いた新開高の合計だったと考えられる。この九〇ヶ村は、「此村数九拾壹ヶ村」と郡末に記される村数には一村足りないが、これは本史料を作成する際にどこかで一ヶ所「新田少有」を書き落した誤りだったと考えたい。

米沢藩上杉氏は関ヶ原の戦い後、東軍に降伏し徳川家康により会津一二〇万石から米沢三〇万石に減封されて存続を許された。そのとき家康が上杉景勝に安堵した領知判物はないが、それは出羽国置賜郡の一八万石と陸奥国信夫・伊達両郡の一二万石を合わせた三〇万石だったと考えられる。この領知高は大名格式に関わる公称高であり、本高あるいは表高ともいい、幕府が諸藩に様々な負担義務を課す際の課税基準、軍役高だった。本史料が書き上げる米沢藩領置賜郡の村高を合計すると領知高の一八万石ではなく、それに新開高合計を合算した高になる。すなわちこれは、この村高には新開高が含まれていることを意味している。米沢藩は新田村を取り立てず、既存の本田村が切り開いた「新田少有」の高を把握することによって実高を掴み、それをその村高の中に組み込んで正保郷帳に登録したのだった。つまり、この村高は正保期の実勢を示した実高だった。米沢藩は置賜郡の領知高一八万石を「本田高合」と記し、それとは別に関ヶ原の戦い以降、この正保四年までに切り開いた新開高を一括して郡末に「外、新田高合」として書き上げたのである。これにより、郡末記載の本田高合は大名の領知高であり、新田高合は將軍から与えられたその本知高とは別に、自ら切り開いた新開高の合計だったことが明らかとなる。

二 出羽国の諸藩

本史料郡末記載の本田高と新田高は、それぞれの領主が申告した領知高とそれ以外の開発高合計を郡単位に整理した高だった。するとそれとは別に、本史料の巻末では大名領知高に当たる本田高とそれ以外の開発になる新田高を次のように総括している。出羽国の最後に取り上げられる山本郡の郡末記載部分から以降、末尾に至るところを示そう。ここでは、山本郡が正保国絵図同様「檜

山郡」と記されている。

檜山郡

本田高合壹万四千七百拾三石九斗三升

村数四拾七ヶ村

内 壹万千七百四拾壹石貳斗貳升壹合

田方

貳千九百七拾貳石七斗九合

畑方

外

新田高合六千五百八拾九石九斗四合

村数拾七ヶ村

右本田惣高合九拾五万五千五百貳拾三石四斗七升六合

村数千八百三拾六ヶ村

七拾九万四千六百九拾四石三斗六升四合

田方

内拾三万九千三百貳拾四石壹斗五升壹合

畑方

壹万七千五百四石九斗六升壹合

寺社領

同新田惣高合拾七万貳千八百七拾壹石四斗壹升七合

村数貳百七拾七ヶ村

右之内

一高拾八万石

上杉喜平次

一高壹万六千九百九拾四石五斗八升四合

同領新田

一高貳万五千石

土岐山城守

一高千六百三拾石

同領新田

一高拾五万石

松平大和守

一高拾壹万三千百四拾七石七斗六升壹合

松平清左衛門御代官

一高六万石

戸沢右京亮

一高八千貳百石

同領新田

一高拾四万七拾壹石六斗四合

酒井宮内大輔

一高六万八千九百八拾五石四斗七升貳合

同領新田

一高壹万石

加藤肥後守

一高千八百五拾八石九斗七升五合

酒井宮内御預

一高三千石

仁賀保内膳

一高貳万石

同 内記

一高千六百拾貳石四斗六升八合

六郷伊賀守

一高壹万石

同領新田

一高壹万石

生駒壹岐守

郡名見出しの下に「上杉喜平次領分」と記すだけで、村名ごとの肩書記載は一切ない。その方式は、最上郡を治めた戸沢氏、田川・櫛引・遊佐の庄内三郡を治めた酒井氏の場合も同様だった。ただ櫛引郡には櫛引町丸岡に本拠地を置いた加藤氏の所領一万石があつて、その領分二四ヶ村については同郡の後半にまとめられ、すべての村名右肩に「加藤肥後守領分」と記されている。

一方、秋田藩領六部分を収録する本史料第三冊では、記される六二八ヶ村のすべてが、「佐竹修理大夫領分」であることは自明のことだったから、この領主名は六郡村々のどこにも記されていない。また、櫛引・遊佐両郡は寛文印知に際し、それぞれ田川郡・飽海郡と改められ、由利領も「由利郡」と認定されるが、第二冊では正保期の表記そのままだった。それに対し、秋田藩領の場合、改められた新しい郡名表記を用い、正保国絵図時代の古い郡名を「古八」として見出し下に書き添えている。すなわち、寛文以降の河辺郡は「川辺郡 古八豊嶋郡」と記され、平鹿郡には「古八平対郡」、山本郡には「古八檜山郡」と補足され、仙北郡は寛文印知で「山乏郡」とされたためか「山乏郡 古八山本郡」と記載されている。実は寛文四年（一六六四）、秋田藩が領知高を明記した領知判物を初めて拝領したとき、後に仙北郡となるところがここでは「山乏郡」と記されていたのだった。この点は、本史料の成立年代を考える上で、決定的に重要で、本稿では、秋田藩が正保郷帳控を筆録して本史料を作成した時期は寛文四年、正にそのときだったと考えている（）。このほかに本史料の第三冊が他の二冊と異なる表示方式を採っているのは、新田村についてだった。

一高五百四拾九石壹斗七升七合	泉田村	新田
内式百四拾貳石式斗八升七合	田方	早損有
三百六石八斗四升	畑方	
.....		
一高貳百石式斗七升五合	新田	二鮒村
内百六拾九石式斗四升五合	田方	
三拾壹石三升	畑方	

右は、新庄藩戸沢氏の最上郡泉田村と、秋田藩領山本郡の仁鮒村の例である。泉田村は現在の新庄市泉田に当たる。ここは、山形藩の領主だった最上義俊が元和八年（一六二二）に改易され、その後、常陸国多賀郡松岡（茨城県高萩市）から戸沢政盛が六万石で入封し、その命によって開墾された新田村だった。村

高五四九石余の内、田高より畑高の方が多い新田村である。「早損有」とあり、水に恵まれない土地に鎌を入れて開墾した様子が見えがえる。

山本郡二ツ井町の仁鮒村も新田村だった。本史料での村名表記は「二鮒村」で、現在の「仁鮒」ではない。そして、新田村であることを表す「新田」の記載位置が新庄藩領の泉田村と違っている。泉田村では、「早損有」と並んで村名の下に記されるのに対し、仁鮒村では村名の右脇上に肩書きされている。これは本史料一般に認められる特徴だった。新庄藩以外に新田村がある庄内藩領においても「新田」は村名下に他の生産諸条件と一緒に並べて記載されているが、秋田藩領六郡ではこれがすべて村名の肩書き表示方式になっている。この方が、より視認し易いことは言うまでもない。

「新田」と似た表記に上山町や鯉川村の例に確認できるように「新田少有」という記載がある。この二つは紛しい。この「新田少有」は検地によって既に村高の確定した村方が、その後、村内かその周縁部に残っていた未墾地を開墾し、新たに切り開いた新田畑ではなかったかと思われる。本稿ではこれを新開とよんで新田とは区別する。米沢藩領置賜郡の場合で考えてみよう。次は全二五七村を書き上げた同郡の末尾、郡のまとめを記した部分である。

置賜郡	
本田高合拾八万石	此村数貳百五拾七ヶ村
内拾貳万八千五百五拾七石式斗壹升	田方
五万四千四百四拾石七斗九升	畠方
外	
新田高合壹万六千九百九拾四石五斗八升四合	此村数九拾壹ヶ村

本史料には、各郡ともその末尾にこのようなまとめの「本田高合」と「新田高合」が記されている。本稿は、このように郡末に整理された高を郡末記載値とよび、一つひとつの村高を計算して得られた高は村高集計値あるいは単に計算値とよんで区別する。そこで、右の郡末記載値と村高集計値を比べるならまず本田高一八万石の下に記される二五七ヶ村という村数は本史料の条数と完全に合致する。そしてその二五七ヶ村の村高を合計すると一九万六九四石五斗八升四合となり、これは郡末記載値の本田高と新田高を合わせた高に一致する。だが、置賜郡では「新田少有」八八ヶ村と「新田有」と記される二ヶ村を数えるだけで、村名下に「新田」と記される新田村は一つもなかった。ならば

の生産条件に的を絞って詳しく分析しようとするものである。この目的に照し、本来は誤りだが、ここでは、書き上げられた一ヶ条を便宜的に一ヶ村と見做し、それを基に数量解析をおこなう。

考察の目的は次の二つである。一つはまず、秋田藩の穀倉地帯といわれる藩領南部三郡に關して、数量面からその確証を得たい。藩領北部は米に恵れず、天明や天保の飢饉に際し大きな被害を蒙ったことはよく知られている。對して藩領南部は比較的損害が小さく、ここを藩の穀倉とすることに誰しも異論はないだろう。だがそれを数値化して把握できているかという点、実は必ずしもそうではない。穀倉地帯に間違いはないが、それがどの程度だったのか、由利領と比較して、あるいは出羽国全体では、秋田藩の穀倉地帯はどのように位置付けられるのか、その点を把握したい。それは、江戸時代初期、全国において現在の秋田県域はどのような地域特性を備えていたのか、そうした視点にもつながるだろう。

第二の目的は、江戸時代の特産物、商品畑作物を生み出した背景について考えたい。言うまでもなく山形県村山地方、最上川流域一帯は江戸時代、紅花の特産地だった。村山では化粧品の原料として紅花が栽培され、それを紅花団子にして最上川水運から酒田湊を介して日本海の水運に接続し、上方・京都へと盛んに出荷した。これに對し、共に寒冷積雪地帯で、雄物川水運が秋田の土崎湊で日本海海運に接続するのも同じながら秋田藩領では紅花のような商品作物の生産は展開しなかった。それは何故か。

歴史学はそれを政治の問題として支配の側面から説明している。最上川は上流の米沢藩から酒田湊を治める庄内藩まで、その流域はいくつもの藩に分かれていた。村山郡には山形藩領もあれば幕府代官支配地もあった。やがては関東地方諸藩の飛地領まで設定されるなど、諸藩諸領主が入り乱れて支配をおこなう非領国地帯だった。その支配の緩さが、生産の現場においても最上川水運の輸送面においても農民の自由度と主体性を生み、その結果として紅花という特産物が生み出されたのではないかと理解されている。他方、上流から河口までほぼその全域を秋田藩一藩が強固に支配した雄物川流域では、自ずとそれとは異なる特性をもった地域社会が形成されたのは当然の帰結と言えるだろう。ならばその社会環境の差異はいつ生まれたのか。諸藩飛地領が数多く設定され、村山地方が非領国の度合いを強める近世中期以降のことなのか、それとも近世の初頭においてその要因はすでに準備されていたのか、本稿ではこの点に迫り

たい。

本史料には戦国時代末期から正保年間に至る出羽国の村々の歴史時間が詰まっている。その村々を知るには現在地の比定が欠かせず、本稿では、村名の読みを日本歴史地名大系⁵⁾『秋田県の地名』および同⁶⁾『山形県の地名』に依拠し、位置確認にはインターネット上に公開されている国土地理院地図を利用した³⁾。そして、村の所在地を説明する際、現在の行政区域は広大に過ぎるため、平成の市町村合併以前の市町村名を用いる。また、本史料の情報は膨大であるため、ここでは秋田県域分の基本データを表1にまとめ、山形県域分のデータについては別稿に紹介する⁴⁾。

一 「新田」と「新田少有」

本史料「出羽国知行高目録」は、郡ごとに、そして支配領主ごとに村高と村名、それに水損や旱損、新開の有無など生産諸条件を書き上げている。郡ごとの書き出しは次の通りである。たとえば、上山藩領の村山郡と秋田藩領山本郡を例に見てみよう。

村山郡

一高式千四拾二石六斗三升式合

内千三百三拾三石七斗壹升壹合

七百八石九斗式升壹合

山本郡

古八檜山郡

一高式百九拾五石七斗六升六合

内式百六拾貳石壹升六合

三拾三石七斗五升

土岐山城守領分

上山町 新田少有

鯉川村

田方 早損有

畑方 水損有

新田少有

上山藩土岐氏は城下町上山を二〇四二石余の高を持つ町として把握していた。正保四年（一六四七）、幕府が国絵図作成に關わって正保郷帳をまとめさせたとき、村山郡は右の土岐氏のほか山形藩松平氏や新庄藩戸沢氏、庄内藩酒井氏、そして幕府代官松平清左衛門らが支配領主だった³⁾。そのため、本史料の村山郡には村名の右肩に必ずその村を治める領主名が明記されている。この形式は、いくつもの領主が所領を分割した由利領においても同一だった。對して、置賜郡のように米沢藩上杉氏がその全域を支配したところでは、最初の

江戸時代初期、秋田の耕地状況

はじめに

本稿が分析素材とする基本史料は、正保四年（一六四七）、出羽国の村々の村高や村名を書き上げた出羽国正保郷帳の写しである¹⁾。その原本は、幕府の命により作成された正保国絵図と一緒に幕府に収められ、明暦三年（一六五七）、江戸の大火で焼失したと考えられている²⁾。正保郷帳は正保国絵図と対をなすもので、絵図に描かれた村形内の村名と村高を書き上げた絵図の台帳だった。藩ごとにその原典が作られ、出羽国では絵図元大名に任じられた秋田藩佐竹氏がそれらを基に国絵図を仕立て郷帳を取りまとめた。本史料は正本焼失後、秋田藩が国許に残されていた正保郷帳控を底本として、それを書き写したものである。

これは三分冊に仕立てられ、表紙には「出羽国知行高目録 上」³⁾、「同 中」⁴⁾、「同 下」⁵⁾と記した題簽が貼られており、本史料の史料名はこれに由来する。第一冊「上」には置賜・村山・最上の三郡を収め、第二冊「中」には田川・櫛引・遊佐の三郡と由利領を、そして第三冊「下」には秋田藩領の雄勝・平鹿・仙北・河辺・秋田・山本六郡を収録している。この後、寛文四年（一六六四）、四代將軍徳川家綱が全国の大名に一斉に領知安堵状を発給した寛文印知において、櫛引郡は田川郡に、遊佐郡は飽海郡に、そして由利領は由理郡と改められ、村山郡の一部も最上郡に移される。また、そのとき秋田藩佐竹氏に与えられた領知目録には仙北郡が「山芝郡」と記され、河辺郡には「川辺郡」の文字が当てられていた。

本史料の第一・二冊では正保時の呼称と郡域をそのままに筆録しているが、秋田藩領を扱う第三冊は違っている。たとえば河辺郡の場合、その郡名を記した後には「川辺郡 古八豊嶋郡」と補足して、寛文以降の郡名を主にしつつも正保国絵図時代の古い呼称を書き添えている。「豊嶋郡」の他に正保国絵図に記される古い郡名表記は「平苅郡」と「檜山郡」だった。そして、これ以外にも、後にも触れるが新田村の表示方式も他の二冊とは異なるし、本来、仙北郡大沢郷に存在したはずの矢島藩領一〇〇〇石分も、亀田藩が由利領だった百三

段三ヶ村を秋田藩に渡す代りに村替方式で獲得したはずの大沢郷の村方も本史料第三冊には登場しない。これらからわかるように、本史料は秋田藩が自ら使用するある目的に従って作成した写しだった。これは、決して単純に正保郷帳の内容をそのまま写し取った複製版ではなかった。

本史料により江戸時代初期の出羽国の村々の生産力、新田村や新開地、村方に占める畑高の割合など様々な歴史情報を引き出すことができる。それを考察するには、そもそも本史料をどうした研究の素材として使用してよいのか、厳密な史料考証が欠かせない。本史料はいつ、何を目的に作成されたのか、そして本史料に記される文字情報は真に信頼してよいか、などについての検証である。しかし、そうした歴史学本来の緻密な検証には相当の紙幅を要する。本稿は、その点は必要最小限に止め、村高の数量解析に主眼をおいて分析をおこなうものである。

本史料は全三一六ヶ条にわたって現在の山形・秋田両県にわたる出羽国の村々を書き上げている。それらの各条を子細に見るなら、国絵図では二つの村形に分けて描かれる村が一条にまとめられていたり、若干だが現在地を比定できない村名も記されている。書き上げの中で最も小さいのは、由利の亀田藩領「愛宕町」五斗四升だった。これは愛宕町の誤写と考えられるが、それが高付をもつ町方だとしても、あるいは単に村を書き落としただけだとしても、一石にも満たないこの高で、亀田藩の一つの行政村を構成したとは考え難い。逆に最大の高は山形藩の城下町で、二万五三三〇石余が「町方」として一ヶ条に書き上げられている。ここに記される一つひとつの条文には関ヶ原の戦い以降、正保四年に至るまでの地域の歴史が詰まっている。この二〇一六ヶ条を単純に二〇一六ヶ条村と見做す訳にはいかないことは言うまでもない。

支配のあり方、政治史の問題を考えるには、ここに記される文字情報を一つひとつ厳格に吟味しなければならない。しかし本稿は、江戸時代初期の秋田県域の村々が、土地生産性の面でどのような特性を備えていたのか、ここに主眼をおいている。政治史の問題はなるべく抑え、新田開発による開村、既存の村方による随時継続的な新開、そして村高に占める畑高の割合など江戸時代初期

渡辺 英夫

